

解

説

家庭科教育の現代史と雑誌
『家庭科教育』

はじめに

この解説では、雑誌『家庭科教育』の刊行の状況やその背景としての家庭科教育の歴史、およびその研究状況の概略をのべるが、本論に入るに先だってこの標題などにつき若干の断りをのべておく。

今日家政教育社から発行されている『家庭科教育』誌は、一九二七（昭和二）年に創刊されたときの誌名は『家事及裁縫』であり、その後、『家事裁縫』、『家政教育』と名称変更し、第一二二巻第一号（一九四八年二月号）から『家庭科教育』と改称したものである。本稿でのべる雑誌『家庭科教育』の歴史は、一九四八年以降にことさら限るものではなく、『家事及裁縫』の名で創刊された以降の歴史の全体を対象としている。

「家庭」という教科名称は、一九三九（昭和一四）年から青年学校で用いられるようになったのが最も早い例で、小・中・高校に用いられるようになったのは第二次大戦後、一九四七（昭和二二）年からである。これ以前、戦後の「家庭」科にはほぼ相当する教育内容を教授してきた教科目は、多くの場合「裁縫」と「家事」とであった。また第二次大戦末期以降の高等女学校や師範学校では、「被服」、「家政」、「育児」、「保健」という科目を設け、これらの科目を「家政」という教科としてくくっていた。本稿でいう家庭科は、法令等に「家庭」の名称で制度化

されたいわば狭義の家庭科だけではなく、戦後の家庭科の戦前におけるその前身諸科目をふくめて総称したものである。^{*}

*しかし戦前の「裁縫」「家事」については、戦後の新学制下の「家庭」とは異なるという認識があるためか、これらを「家庭科的教科」と称する研究者もある（福原美江『家庭科の理論と授業研究』一九九〇年、光生館）。

ところで『家事及裁縫』誌は、高等女学校及び実科高等女学校の教授要旨では「修身」の中に位置づけられたいた「作法」をもしばしば扱っている。後述の『旧制中等学校・教科内容の変遷』（一九八四年）の各論では、「作法」は「修身」の項ではなく、「裁縫」「家事」と一括して扱われている。「裁縫」や「家事」の免許状をもつている教師が同時に「作法」の免許状をもっていることが多かつたためかも知れない。『家事及裁縫』の主幹宮原小治郎は女子教育という側面を重視していたため、「作法」にも着目していたのだともおもわれる。女子教育史として「作法」の位置やその変遷に留意する必要があろうが、「作法」を家庭科教育に位置づけることにはなお議論が必要だとおもわれるので、本稿では言及しない。

*従来から、たとえば会田京子・武井洋子「初等教育における『家族』に関する指導内容の研究—戦前の家事教科を中心として」『東京学芸大学紀要』第六部門、第三六号、一九八四年、のように、修身、国語との関連のもとに「家事」教

育を分析した研究もある。他教科との関連のもとに家庭科教育を研究することの重要性を否定する意ではない。

なお本稿では、教科目の名称としての家事、裁縫には「」をつけ、一般的呼称としての家事、裁縫と区別することとする。また、引用文中の旧字体は新字体に改めた。

本「解説」は、「はじめに」、一、二、三、四、五、および六の1、六の3を佐々木が、1と3をのぞいた六を横山が分担執筆し、佐々木が全体を調整した。

家庭科教育史研究の視角と方法

家庭科教育史研究は、すべての歴史研究がそうであるように、まず家庭科教育の事実の探求を基礎とし、これを重視しなければならない。早くから家庭科教育史研究を手がけてきた常見育男は、「家庭科教育史の研究には、（一）家庭科教育関係法規の変遷を中心とした研究、（二）家庭科教科書の内容と取扱方の推移を中心とした研究、（三）女子教育発達史における家庭科の位置づけの変遷を中心とした研究、（四）家庭科経営革新への寄与から、家庭科教育の価値付けを中心とした考察の四者があるであろう」と述べている（常見『家庭科教育史 増補版』一九七二年、光生館、「序」）。このうち（一）と（二）とは事実に関する探求の重要性を指摘しているといえる。

*常見の「家庭科教育史 増補版」は、進歩の著しい今日の研究水準に照らせば、史観の土台でありまたその反映である時期区分に疑問なしとしないし、本「解説」の対象とする時期についての記述が薄いなどの難点はあるが、今日なお唯一の家庭科教育史書である。本稿も、同書をてがかりとして筆をすすめる。

近代日本では、明治のごく初期をのぞくと、学校制度の基本的な枠組みをはじめ、各学科目の授業時数や教授すべき事項についてまでも教授要旨、教授要目などとして法令等で定められ、それらが教育の実際を大きく規制してきた。家庭科教育についても、この教科にかかる法令、文部省訓令等の制度的枠組みやその内容を確定することをおろそかにすることはできない。じつをいえば、関係法規の変遷に関する研究を第一にあげた常見の著書においてさえ、教師教育という面から教育現場の「裁縫」「家事」に一定の影響を与えたとおもわれる師範学校の教授要目とその改訂にほとんど言及していない、あるいは「裁縫」「家事」をいわば専門的に教授していた職業学校制度についての記述がひどく簡略である、などの点で、配慮は決してじゅうぶんではなかった。

家庭科教育史研究のいわば不可欠の前提ともいべき「関係法規の変遷」調査に重要な欠落が生じたりするのは、女子教育の思想史ともいるべき研究が第二次大戦前から決して少なくなく、近年はむしろ盛行しているともいえるのに対し、広範な分野で行なわれた女子教育の事実に関する調査・研究がおくれているからだといえよう。「女子教育発達史における家庭科教育の位置づけの変遷」ともいるべき視角がとりたてて必要とされるゆえんでもある。ごくあらましをいえば、旧学制のもとでは、小学校だけでなく、女子の進学し得たほとんどすべての学校すなわち高等学校、師範学校、実業学校をふくむ中等程度の諸学校では、家庭科——当時は「裁縫」「家事」——は例外なく必修科目とされていた。換言すれば、およそ制度化された学校で学ぶ女子に「裁縫」「家事」の授業が課されなかつたのは、女高師の文科、理科、家政系以外の女子専門学校、そして例外的に女子も学んだ大学だけだといつても過言ではなかつた（次頁の図を参照）。今日の高校における「家庭一般」の位置づけを考えるにつけ

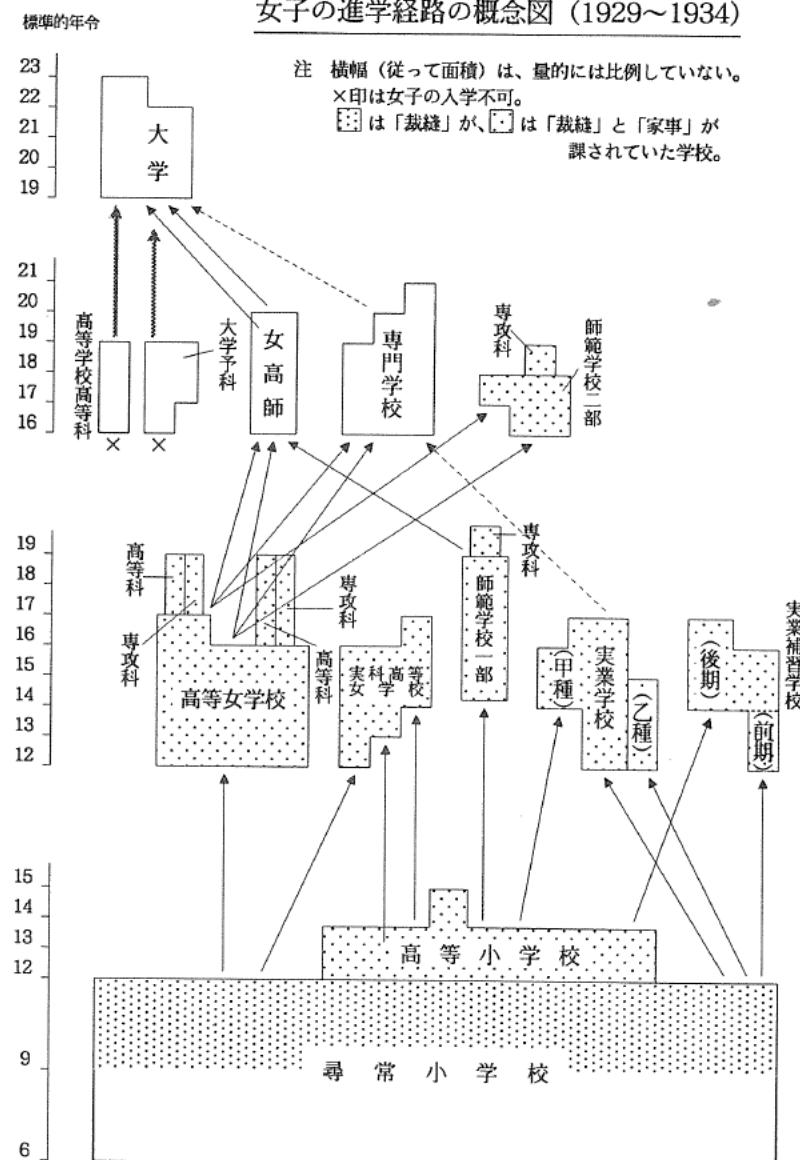
右の叙述は第二次大戦までについていえることであり、一九四七（昭和二二）年に始まる新学制下の家庭科教育の性格や位置づけは、くわしくは第六章にのべるように、単純ではない。男女共通の必修科目とされた点からみて、小学校の家庭科が、女子教育としての教科ではなく、普通教育としての教科に位置づけられたことは明白である。しかし中学校・高等学校の家庭科は、女子教育として行なわれてきたという長い歴史に規定され、かつ低い生産力を背景とした実社会における牢固として抜き難い性別役割分業の意識と実態に規定されて、女子専用教育なのか、そうすべきなのかをめぐり、制度上の位置、教育現場の実態、親の期待、教育学の理論などさまざまな分野で議論され、揺れ動いた。しかしその要求に支えられ、中学校・高等学校の家庭科も、一九八九年の学習指導要領改訂により、制度的には女子専用教科としての性格を失うことになった。

ところで、法令等の変遷を調べるだけでは、家庭科教育の事実に迫ることはもちろんできない。たとえば、常貫徹しようとする女性の要求に支えられ、中学校・高等学校の家庭科も、一九八九年の学習指導要領改訂により、

ても、女子教育史における家庭科教育の位置やその意義を解明することは重要な課題である。

* 桜井役「女子教育史」（一九四三年刊、一九八一年に日本図書センターより復刻）は、今日までのところ、近代日本の女子教育の制度と実際を概観した唯一の著作であろう。片山清一「近代日本の女子教育」（一九八四年、建帛社）は、女子教育思想史というべき内容となっている。

女子の進学経路の概念図（1929～1934）



(井上恵美子・伊藤めぐみの原図を佐々木が補正したもの。)

見が繰返し指摘するように、明治期には、「裁縫」「家事」の教科名が法令等に現われていなくても裁縫・家の教育は行われていた。他方、常見をはじめ少なからぬ研究者は一九一九（大正八）年の小学校令中改正で高等学校の「家事」科が独立したことを重視するが、一九二五年においてさえ「家事」を開設した高等小学校は五九%に過ぎなかつた。また一九一一（明治四四）年制定の高等女学校の「裁縫」「家事」の教授要目が一九四二（年まで改正されなかつたが、だからといって三〇年余にわたつて教育の実態が変わなかつたとは到底考えられない。「裁縫」「家事」教育の実態は、法令等だけでなく、種々の側面から解説しなくてはならない。戦後についていえば、家庭科が学習指導要領の規定上選択制に位置づけられていた時期には、旧高等女学校系の高校のように少なからぬ単位数の家庭科を学校として女子必修としていたところが多数ある一方、文字通り生徒の選択にまかせた学校も少なくなかった等の事情があるので、この当時の高校の家庭科の実態を捕捉するためには、特別な努力がもとめられる。

常見が「家庭科教科書の内容と取扱方の推移を中心とした研究」をあげたのは、たとえ教授要目が変わらなくとも教科書の内容に時勢に応じた変化が反映しているからであり、何よりも、教育現場での位置を解明することで教育の事実に接近することができるとみたからであろう。しかし、教科書研究は教育の事実に迫る有力な方法ではあるが唯一の方法ではない。一九〇三年以降の小学校のように、児童用の「裁縫」教科書が作られなかつた場合もある。

「裁縫」「家事」を教授した教育施設としては、明治期の女紅場や各種の裁縫女学校などのように、女子教育と

して重要な役割を果たしていたにもかかわらず、その制度につき法令上の基礎をもたないものが少くなかった。これら教育施設は、教育法令にそくしていえば、各種学校、あるいは法令の枠組みではとらえられない私塾といふことになろう。これらが「裁縫」「家事」教育に重要な役割を果たしたことにも留意しなくてはならない。

こうしてみると、家庭科教育史研究は、家庭科教育の事実を解説するという点に限つても、課題は多い。しかし、常見の『家庭科教育史 増補版』が出了前後から、家庭科教育史研究は着実に前進し始めている。一九七二年に「学制」一〇〇年を迎えたことを契機として行なわれた都道府県等の教育史編纂も、重要な背景になつてゐる。地域に展開された教育の事実にそくして家庭科教育史を解説するという新たな視野や方法が注目されるようになつた。しかし、『長野県教育史』のように教科教育史に多くの紙幅をさいてゐる例はまだ少ない。この点で、たとえば越智信子、鮎田崎子らによる共同研究「愛媛県における家庭科教育史」により、家庭科教育史が地域といふ視野から解説され始めたことは喜ばしい（この研究の戦前史の部分は、「愛媛県における家庭科教育の歴史」と題して『日本家庭科教育学会誌』に第一報（第一七号、一九七五年）から第八報（第二三卷第一号）まで掲載されている。共著者は、各号で少しづつ入れ替つてゐる。戦後史の部分は鮎田により精力的に進められている）。同様な意味で清水房・工藤澄子・大森輝「岩手県における高等学校家庭科の歴史」『岩手大学教育学部研究年報』（第一報は第三七卷、一九七七年、第二報は第三八卷、一九七八年、第三報は第三九卷、一九七九年）も注目される。しかし教育の多様さを考えると、地域の家庭科教育史研究は緒についたばかりで、まだまだ絶対的に少ない。一九八〇年代にはいると、女性史研究が活発になり、その一環として近代日本の女子教育史研究も緒につき始

めた。しかしたとえば高等女学校史研究ひとつをとっても、まとまつたものとしては、今日なお深谷昌志『良妻賢母主義の教育』（一九六六年、黎明書房）くらいしか見あたらない。

*わが国では、中等教育史研究全体が遅れているのであって、高等女学校史研究だけがとくに遅れているわけではない。高等女学校をふくむ中等教育に関する通史的研究としては、とりあえず谷口琢男『日本中等教育改革史研究序説—実学主義中等教育の攝取と展開』（一九八八年、第一法規）をあげるとどめる。

こうした情況のなかで、家庭科教育を女子教育との関連で考察しようとする研究が、近年になって僅かずつ現われ始めた。常見がその『家庭科教育史 増補版』において「資料も漸次蒐集しやすいので簡略に扱った」とした大正期以降についても、労作が現われ始めている。この解説でもそれのいくつかに学ばせてもらうが、いざれにせよ、家庭科教育史の史実に関する宝庫ともいべき『家事及裁縫』誌やその後継誌を活用した研究は、常見の労作をのぞくと今日なお不思議なほど少ないことを指摘しておく必要はあるう。

*家庭科教育学、家政学、広い意味での教育学が交錯する領域である家庭科教育史に関する文献目録をおそらく最も多量に収録してきたのは、日本家政学会『日本家政学文献集』であろう。ところで、今回複刻される『家庭科教育』誌の刊行時期と、この『文献集』第一集（一九五九年刊）の対象時期はほぼ重なっている。第一集の『家庭科教育』の項に

収録された雑誌・紀要関係の文献は一七五件、うち一〇四件（五九・四%）は、『家庭科教育』誌掲載の文献であった。この時期における『家庭科教育』誌の位置の大きさを雄弁に物語っている。

ただし、この文献集の『家庭科教育』「家政教育」関係は、日本教育学会の『教育学研究』をはじめ、日本教育学会が現在教育学関係の専門学会と称している学会の機関誌の大部分を対象としていないため、教育学の視角からの文献に遺漏が生ずるのは避け難いことには留意したい。

ところで家庭科の教育内容は、実業学校の専門科目を別とすれば、学校で教授される諸教科目のなかでは実生活との直接の結びつきが強いという点で、極めて特異なものであった。戦後の小学校の家庭科やごく最近になって現われてきた男女共学を前提とした家庭科を別とすれば、家庭科は「女性」の実生活との関連が深かった。高等教育をのぞいたあらゆる学校で女子に家庭科が課されたのはその故であつたし、家庭科教育史を教育学研究の一環としてというより、家政学あるいは女性史研究との関係で深めようとする研究者が少くないのはそのためであろう。常見が「家庭経営革新への寄与から、家庭科教育の価値付けを中心とした考察」という研究視角をあげているのも、この事情に配慮しているからであろう。常見のこの表現には意味の判然としない点もあるが、実生活改善への寄与、さらにいえば実生活との関連で家庭科教育の存在価値を追求する視角を重視したいということであろう。

女性の実生活をその根本において規制する家族制度を中心とする社会制度、憲法や民法などの法制度が第二次

大戦の前後をとおして大きく変わったことは、主として社会科学の領域で解明されている。とりわけ、婦人参政権を中心とした婦人運動の分野についての研究の進展は著しい。しかし女性の実生活の様相は法制度、社会制度のみでとらえられるものではない。ところで、家事、裁縫がひじょうに大きな部分を占めていたといわれる女性の日常生活の実像を描き出すことに成功している文献は、管見の限り極度に少ない。たとえば『日本婦人問題資料集成 第七巻 生活』（一九八〇年、ドメス出版、編集解説＝丸岡秀子）に収められた諸資料をみても、裁縫、家事に追われていた戦前日本の女性の生活を想い浮かべることは到底できない。

こうした点で筆者らは、たとえば山川菊栄『武家の女性』（一九四三年、三國書房、一九八三年に「岩波文庫」に収録）、同『おんな一代の記』（一九七二年、平凡社）のように女性の生活の実像を描き出した文献はいまなおひじょうに少ないし、古島敏雄『子供たちの大正時代—田舎町の生活誌』（一九八一年、平凡社）に活写された生活像は男の子のそれであり、これに匹敵する女の子の生活誌が少ないことをなげかないわけにはいかない。

戦前におけるほとんど唯一の大規模な調査といわれるNHKの『国民生活時間調査（昭和一六年調査）』によると、俸給生活者や工場労働者の妻たち（＝専業主婦）は、一日の八時間近くを家事に費やし、その上針仕事に二時間余をあてていたことが知られる（この「調査」は一九九〇年に大空社から複刻されている）。男性を主体とした歴史観を土台にしていたもの書きたちは、人間生活には不可欠であっても一般には女性のしごととされ、当面は個人や家族の問題にしか見えない家事、裁縫の世界を描いてこなかった。女性学が必要とされるゆえんである。大きな位置を占めていたにもかかわらずあまりに日常的であったこの世界を客観的に叙述するための努力を、家

政学なる学問も力をつくしてこなかつたうらみがある。この点では、現代の家族における生活時間の構造を労働時間との関連においてとらえた最近の研究⁴は刮目する。このような研究成果と家庭科教育との関連の追求にはなお多くの議論の余地があるとはいえる、それを生かすのは家庭科教育研究の課題である。

* 宮崎礼子・伊藤セツらは、家政学は「現実の家庭経営の実態を把握して分析し、そこに法則性をたてるだけの学問として成長していない」という常見の指摘に着目し、利用し得る家政学資料には「教化策としての意味」が強いて、研究が「庶民の家庭生活実態から遊離」しやすく、「戦前の庶民、農民の家庭生活から戦後の労働者、小生産者の実態への」変化を連続的に迫つていけない弱点がある、と反省の弁をのべている（宮崎礼子・伊藤セツ編『家庭管理論（新版）』有斐閣、一九八九年、二四八頁。なおこの文章をふくむ「付論・家庭管理学〔論〕の系譜」については執筆者が明記されていない）。

** 伊藤セツ・天野寛子共編著『生活時間と生活様式』光生館、一九八九年。伊藤セツ・大竹美登利・天野寛子・森ます美・瀬沼頼子・鈴木敏子・居城舜子・天野晴子・上岡薰『大都市ニュータウン在住の雇用労働者夫妻の生活時間と生活様式（第一報）－調査編・調査方法および結果の概要』『日本家政学会誌』第三八巻第一〇号、一九八七年、同上（同上（第二報）－生活時間の全般的分析』同上誌同号、同上（同上（第三報）』同上誌第三八巻第一一号、一九八七年、を土台としてまとめたもの。この研究が関連諸科学からの批判に耐えうる厳密な方法的吟味に支えられている点に家庭科教育史研究も学ぶべきである、とつけくわえることも必要であろう。

家庭科教育、とりわけ戦前の「家事」「裁縫」の教育の存在価値は、近代において急速に制度化され普及した学校教育の一環という面からだけでなく、実生活とその変容との関係で考察されるべきだ、と筆者は考えている。もちろん、それぞれの時代の女性の生活の実像に科学の光をあてることそれ自体は、家庭科教育史研究の固有の課題ではない。それにもかかわらず筆者がこの観点を重視するのは、たとえば、家庭科教育史上のさまざまな事象を、安易に「良妻賢母主義」で説明してしまう傾向が一部の研究者にみられるからである。もちろん良妻賢母主義が赤い糸のように戦前女子教育の全局面に貫かれていたことを否定することはできない。しかし家庭科教育にかかわる個々の政策課題が、良妻賢母主義を導きの糸としながら、それぞの時期の実生活の実態やそれを改編しようとする政策との関連で提起・展開されたこともまた事実である。こうした家庭科教育成立の社会的基盤を具体的かつ歴史的に解明することは、家庭科教育史研究の最も重要な課題のひとつとなっているといわなくてはならない。

なお、若干の断わりをつけくわえておく。家庭科教育史を全体的にとらえようとするばあいには、戦前では女子高等師範学校や女子専門学校の家庭科関係の学科、戦後では教員養成大学・学部の家庭科関係のコース、女子大学・短期大学の家政関係の学部・学科の動静は、家庭科教育への影響の大きさからいって無視できない領域であるが、本稿では紙幅の関係で原則として割愛することとした。

また、戦前の小学校の「裁縫」「家事」、戦後の小・中学校の「家庭」科の教授要旨や教科書の変遷については、

たとえば奥田真丈監修『教科教育百年史』（一九八五年、建帛社）において、また高等女学校のそれについては教科書研究センター編『旧制中等学校・教科内容の変遷』（一九八四年、ぎょうせい）などにおいて、最近の研究成果をふまえて簡潔にのべられているので、本稿ではあまりたち入らないこととする。

一 昭和初期までの家庭科教育—『家事及裁縫』創刊以前

1 小学校の裁縫教育

はじめに尋常小学校の「裁縫」につきのべる。

『家事及裁縫』が創刊された一九二七（昭和二）年には、義務制となっていた尋常小学校への就学率は男女ともにほぼ一〇〇%に達し、高等小学校へ進む者も、男子六九・八%、女子四七・三%となっていた。

*尋常科とは別に小学校高等科のみを設置する高等小学校（いわゆる単置制高等小学校）はひじょうに少なく、多くは、尋常科と高等科とを併置する尋常高等小学校として存在していた。本稿では、便宜上、尋常高等小学校の高等科と単置制の高等小学校とを区別せずに高等科あるいは高等小学校として一括する。高等科の大部分が尋常科とは独立の校地・校舎・教員組織を持たなかつたことは、第二次大戦後の教育改革の一環としての新制中学校設立に大きな困難をもたらした。

当時の尋常小学校では、一九一九（大正八）年三月二九日の小学校令施行規則中改正（文部省令第六号）により、同年より第四・五・六学年に「裁縫」が課されていた。これにより、それ以前は、第三・四・五・六学年の四箇学年にわたって課されていた「裁縫」は、開始が一年だけ遅くなつた。

一九二七（昭和二）年一二月二九日の小学校令施行規則中改正（文部省令第三二号）により、従来第六学年から始めるこことなつて、いた「裁ち方」が尋常小学校第四・五学年の「裁縫」にもくわえられた。

この方式は一九四一（昭和一六）年の国民学校令まで変わらなかつた。

なお小学校の「裁縫」については、一九〇三年（明治三六）年四月二九日の小学校令施行規則中改正（文部省令第二二号）により、「児童ニ使用セシムヘキ図書ヲ採定スルコトヲ得ス」とされたので、国定、検定のいずれにせよ児童用の教科書はなかつた。このため長野県下では「裁縫学習帳」が活用されていたが、この種の学習帳を補助教材としていた地域は多かつたとおもわれる。こうした事情のために、明治末期以降の小学校「裁縫」教育については、教科書研究に頼ることはできない。

小学校における裁縫教育は、学制期つまり近代学校の初期から始められた。一八七一（明治五）年の「学制」には「裁縫」の文字はなく「手芸」とされていたが、明治初期には裁縫教育の実質は、「手芸」「裁縫」「女紅」など多彩な名称で実施されていた（常見、前掲書、岡村喜美「明治期における小学校家庭科教育制度の成立過程」に關

する「考察」『東京学芸大学紀要』第一九巻、第六部門、一九六七年、など)。「手芸」が裁縫をふくまない狹義の名称とされるのは一八九九(明治三二)年の高等女学校令以後のこととされている(常見、前掲書一四三頁)。従来もっぱら私塾のかたちで実施されてきた裁縫教授に関して、渡辺辰五郎が教科書の著述による教材の編成、掛図の創案による一斉教授法の開発をすすめ、これを近代的な学校教育の教科として定着させるうえで、重要な役割を果たしたことはよく知られている(常見、前掲書、高野俊「明治初年における渡辺辰五郎の裁縫教育」「私学研修」第七九号、一九七八年、同「明治初期千葉県の女兒小学と裁縫科の設置」「日本教育史研究」第三号、一九八四年四月、など)。

渡辺については研究も比較的多く彼の業績はよく知られているが、渡辺とともに「明治時代の裁縫教育界の大先覚者」(常見、前掲書一五二頁)とされる朴沢三代治についても、彼の活動の背景(千葉昌弘「明治初期宮城県の女子教育と「初代」朴沢三代治」『仙台大学紀要』第八集、一九七六年)や、裁縫教授の組織化をとおして極端に低かった女子の就学率向上に貢献するとともに裁縫教員の育成につとめるなどの彼の業績や役割が近年になって次第に明らかにされている(植村千枝「家庭科における技能・技術〔2〕—初代朴沢三代治の裁縫教育とその周辺」『宮城教育大学紀要』第二〇巻、人文科学・社会科学、一九八五年、同「家庭科教育における技能・技術〔3〕—宮城県を中心とした裁縫教育成立の背景」同上誌、第二一巻、一九八六年)。朴沢の影響が宮城県という地域にとどまるものでなかつたことは、彼の教え子が一八九六(明治二九)年に開かれた信濃教育会長期裁縫講習会の講師となり、長野県下の裁縫教育の革新に大きな影響を与えたとされていることでも知られる(『長野県教

育史 第五巻 教育課程編』一九八四年、八五五～八五七頁)。

一八七九(明治一二)年の教育令は、小学校では「殊ニ女子ノ為ニ裁縫ヲ設クヘシ」と規定した。原案の「設クルコトアルヘシ」という消極的規定が「隨地皆要用ナリ」という趣旨で変えられたものとされる(岡村、前掲、一一頁)。女子の就学率はまだひじょうに低かったが、それゆえに女子の必須の教養とされた裁縫教育は重視されたわけである。関口は一八七四(明治八)～七五年の府県教則を精査し、そこには江戸時代のような「女子と裁縫教育の密接不離の関係」はみられないとし(関口富左「女子教育における裁縫の教育史的研究——『府県教則』よりみた裁縫教育の実状について」『明治八九年』『家政学雑誌』第三二巻第五号、一九八一年、五一頁)、教育令、改正教育令以後「近代学校教育に裁縫科を導入し、裁縫教育の普及をすすめたことは、女子不就学対策に大きな効果をおさめたとみられる」と述べている(関口「女子教育における裁縫の教育史的研究」同上誌第三二巻第七号、一九八一年、三六頁)。ただし、関口がここであげた典拠は『文部省年報』の記事のみであり、「裁縫」科定着の萌芽とされるこの時期の裁縫教育については、いっそう実証的な研究がもとめられていると言わなくてはならない。またこの時期の女子就学率の向上の要因や背景についても、もっと広範な視野のもとに見定める必要があるようにおもわれる。いずれにせよこれ以後「裁縫」は、七〇余年にわたって女子教育のもつとも重要な教科目として存続した。

近代の学校制度の基礎となつたとされる一八八六(明治一九)年四月の小学校令(勅令第一四号)は小学校を尋常科四年、高等科四年とした。同年五月の「小学校学科程度ノ事」(文部省令第八号)によれば、「裁縫」は高

等科では女兒の必修の学科とされた。後年の六年制尋常小学校でいえば、第五学年から「裁縫」が女兒必修となつたわけである。これ以後一九四七年まで、「裁縫」は小学校における女子教育の中核としての位置を占めることになった。

一八九〇（明治二三）年のいわゆる第二次小学校令（勅令第二一五号）では、「裁縫」は、尋常科では「女兒ノ為ニ」「加フルコトヲ得」といういわゆる加設科目とされ、高等科では女兒の必修科目とされた。

続いて制定された小学校教則大綱（一八九一年四月、文部省令第一一号）は、「裁縫ハ眼及手ヲ練習シテ通常ノ衣服ノ縫方及裁方ニ習熟セシムルヲ以テ要旨トス」と定め、「尋常小学校ノ教科ニ裁縫ヲ加フルトキハ運針法ヨリ始メテ簡易ナル衣服ノ縫方ヲ援ケ便宜通常ノ衣服ノ縫ヒ方等ヲ援クヘシ」と規定した。これが、以後の小学校「裁縫」の基本を規定した。

一九〇〇（明治三三）年のいわゆる第三次小学校令（勅令第三四四号）においても、「裁縫」は、尋常小学校では女子のための加設科目であり随意科目であったが、高等科では女子必修であった（「加設科目」「随意科目」の意義やその運用の実態については、森下一期「高等小学校における『選択制』に関する一考察」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第三六巻、一九九〇年三月、を参照）。「裁縫」の目標は、同年の小学校令施行規則（文部省令第一四号）により、「裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」とされ、その時間数は、高等科（その第一学年は後の六年制尋常小学校では第五学年にあたる）では各学年週三時間とされた。

一九〇七（明治四〇）年には小学校令中改正（勅令第五二号）により、尋常小学校は六年制、高等小学校は二年制または三年制とされた。この改正に際して、「裁縫」は尋常小学校第三学年から女子必修となつた。その週時間数は、第三学年から順に一、二、三、三であった。この改正は翌一九〇八年から実施された。

前述のように「裁縫」に関しては児童用教科書は作成されなかつたが、文部省が一九一六（大正五）年に教師用書として刊行した『尋常小学裁縫教授書』『高等小学裁縫教授書』は「裁縫」教授法を定型化するうえで大きな影響を与えたものとおもわれる。

一九一九（大正八）年三月の小学校令施行規則中改正（文部省令第六号）では、尋常科女兒の「裁縫」は第四学年から課すこととされ、その週時間数は一、三、三となつた。第三学年の「裁縫」がなくなつたのである。

つぎに、高等小学校の「裁縫」につきのべる。

「裁縫」は、高等小学校では一八八六年以來常に女兒の必修科目であったが、明治期には、高等小学校に進学する女兒が多くはなかつたことに留意する必要がある。

一九〇七年の小学校令中改正により、高等小学校は、六年制の尋常小学校に統く二年または二年の課程となり、女子必修の「裁縫」の週時間数は、二年制では各学年四、三年制では四、四、六とされた。第三次小学校令下では各学年三だったから、増加したのである。女子の授業時間を男子のそれにくらべると、図画、手工がそれぞれ一時間少なかつたが、それでも総時間は各学年とも男子より一時間多くなつていた。

女子必修の「裁縫」（および「家事」）の故に女子の総授業時数が男子より多くなるという事象は、戦前の小学

校教育における「裁縫」「家事」の位置の特異性を象徴していたといえる。この方式は一九四〇年まで続いたが、男女別学制の教育現場では問題が顕在化にくかったのかも知れない。

一九一九（大正八）年の小学校令施行規則中改正（文部省令第六号）では、高等科の「裁縫」の時間数は基本的に変わらず、三年制高等学校の第三学年のみ、週六時間だったところが四時間とされた。これ以後の変化については前述した。

こうして「裁縫」教育は、近代学校における女子用教科として制度的に確固とした地歩を与えられたが、実態面でも、ほぼ明治末期までには一斉教授を前提とした近代的な方法によって整備された。家庭科教育史のなかでも、小学校「裁縫」の歴史については研究関心が高く、少なからぬ報文が知られている。その発展の時期区分も当初は明治・大正というくくり方が見られたが（原田富士子・岡村喜美・亀崎嘉子「わが国の義務教育における家庭科教育方法の歴史的研究〔第一報〕—明治・大正期の裁縫教育を中心として」『日本家庭科教育学会誌』第九号、一九六八年、二七頁）、いっそう詳細な調査を試みた樋口哲子は、明治三〇（一八九七）年以前を一斉教授法〔1〕、「家政学雑誌」第二一卷第七号、一九七〇年一月）、教授の段階などいわゆるヘルバート主義の影響を受け「裁縫教授の教育観、教材配列の原則、教授の段階、教式などの形において整えられる」明治三〇年以降と区分できるとし、この点での谷田部順子、錦織竹香の役割を高く評価している（樋口「同上〔第二報〕—明治期の裁縫教授法〔2〕」同上誌第二三卷第二号、一九七二年四月）。後年「家事及裁縫」を創刊することとなる宮原小治郎

が、若き日、谷田部の講演を聴いて裁縫教授に開眼したことは後述の如くである。

裁縫教授の題材すなわち法令に「通常ノ衣類」とは何かという問題は、一九一六年に東京高師附属小学校内初等教育研究会の調査結果で方向づけられたとされる（原田他、前掲）。しかし、第一次世界大戦を経て日本の社会は大きく変化し始め、自由主義的教育思潮が生まれると、裁縫教育の分野もその影響を受けた（樋口哲子「わが国における被服教育の様相〔第三報〕—大正期の裁縫教授法〔1〕」前掲誌、第三〇卷第四号、一九七九年）。樋口はこの時期の裁縫教授の教材論を基本教材をめぐる「本裁中心主義を主張する木下〔竹次〕と、小裁中心主義を主張する渡辺〔滋〕の意見が対立し」たととらえ、その背景に「自学主義の理論に基盤をおく竹下と、実際面の研究に基盤をおく渡辺との立場」の違いがあつたとしている（樋口「同上〔第四報〕—大正期の裁縫教授法〔2〕、同上誌同巻同号、一九七九年、三九三頁）。しかし、一九一五年に渡辺滋が木下に接した際、渡辺は「木下の新しい裁縫教授の原理に共鳴」したという報文もある（福原美江「家庭科の教育実践に関する研究—一九一〇年代における裁縫科を中心として」『家庭科教育学会誌』第一六号、一九七五年三月、一七頁）ので、なお探求の余地があるようにおもわれる。

関東大震災（一九二三年）を経て、衣生活が顕著に変わり始めるが、それは全国一様ではなかつたから、時代の変化とその地域的ずれも大きな問題となつてくる。

東京高師附属小学校内初等教育研究会編『小学家事裁縫教授細目』（初版は一九一四年、筆者が手にしているのは一九二八年版）は、当時の教育現場に広く流布していたとおもわれる。この書物は、「義務教育の延長とともに

女兒の高等科に於ける実科は：」とのべるなど（「裁縫」二頁）、義務教育年限延長論を敏感に受けとめ、教材・教授法もいちだんと整頓し、高等科にミシン縫製を導入するなどのくふうをこらしている。「男物ゾボン下又は女子ドロウアース」という呼称（一五三頁）は、時代が転換期にあることを象徴しているようにおもわれる。同じ年、「裁縫科の時代化」（一九二四年、南光社）を問うた成田順は、「ゾロース」と書いている（一四頁以下）。

*この時期すなわち一九二六年四月に千葉県の農村の小学校に赴任した女教師は、「尋常四年生の男二十七人の中、猿又をはいてゐた子はたった一人、女子は二十五人とも一人残らずズロースをつけてゐない。」彼らの下着は、「きちんとした晒の襦袢を着てゐた子供が一人、他は、綿入れのちゃんちゃんこや、单衣の着物等實に多種多様であった」と書いている（平野婦美子「女教師の記録」西村書店、一九四〇年、一五頁）。

右の著書で成田は、「我が国在來の服装は徳川時代に於ける所謂伝統の遺物」（一頁）、「伝統に捕はれたる教授者、学習者の態度を改め、時代化したる教材を時代の教育教授の思潮によりて之を課し服装を改善する」必要があると説き（一〇頁）、洋服裁縫論を展開した。成田のいう「時代化」は戦後教育でいう「現代化」にあたる。新しい時代が始まろうとしていた。

ところで絶対主義天皇制の支配下におかれた戦前において、主として大正時代に大正自由教育といわれる自由主義的な教育思潮と教育実践があつたことはよく知られている（たとえば中野光『大正自由教育の研究』一九六

八年、黎明書房、など参照）。この運動の旗手の一人であつた奈良女高師附属小主事の木下竹次（その代表的な著書『學習原論』一九二三年、は一九七二年に明治図書から復刊されている）が小学校裁縫科の男女共学を提唱していたこと、大正自由教育の流れの中で「新教育」の実践者として登場した野村芳兵衛や赤井米吉が生活教育の観点から「裁縫」や「家事」の再編と男女共学を主張していたことが近年になって注目されている（高木葉子「家庭科の男子履修論」「その一」一九二〇年代後半より三〇年代の家事、裁縫教育について」「日本家庭科教育学会誌」第一八号、一九七六年六月など）。高木は、北九州の小学校で一九二〇年代末に「生活科」の名による衣食住に関する男女共学が実践されていたことを明らかにしている（高木、同上）。西山哲治が創設した東京・巣鴨の帝国小学校では創立以来六年男子に週一時間裁縫を教授していたという報告もある（『婦女新聞』第一二八四号、一九二五年一月一八日）。從来の家庭科教育史研究の目の届かなかつたこの種の主張や実践が掘り起しこれでいることは、近年の注目すべき研究動向の一つといつてよい。

ところで、女子にはつねに課されていた「裁縫」を当の子どもたちはどう受けとめていたのだろうか。一九世纪末から一九二〇年にかけて、全国各地で教師が実施した科目の好不好調査を並べてみると、尋常科女子では、「裁縫」は嫌われる教科ではなかつたが、さほど好かれる教科ではなかつた。ところが高等科については、「裁縫」は、僅かな例外をのぞき女子にはどの教科よりも好かれる教科であったという興味ある事実が知られている（臼井嘉一「諸教科に対する学習者の好悪等の意識に関する歴史的検討」教育内容史研究会「小学校における各教科の内容に関する歴史的研究（II）」一九八一年三月）。女子にとっての「裁縫」の位置を示唆しているといえよう。ど

ういう理由からなのか、時代によって変わらぬのかなど、今後の研究に期待したい。

2 小学校の家事教育

「裁縫」にくらべると、高等小学校における「家事」の位置づけは安定せず、その変遷は複雑であった。しかし、現代の家庭科教育研究者は家庭科教育が裁縫教育にとどまらず旧「家事」に属する内容をももつ（べき）ことを重視する故か、「家事」教育の内容やその位置の変遷は主として領域ごとに比較的こまかく調べられている。のちに「家事」という教科目にふくまれることとなる教育内容は、明治初年には「家事経済」などの名で教授されていた（常見、前掲書、一五八〇—七二頁、岡村、前掲、一一一～一一五頁、吉原崇恵「住居の教育内容における変遷の様相〔第一報〕——家事教育の草創期」『日本家庭科教育学会誌』第二二卷第一号、一九七九年一月、会田京子・武井洋子「初等教育における『家族』に関する指導内容の研究——戦前の家事教科書を中心として」『東京学芸大学紀要』第三六集、第六部門、一九八四年、など）。一八八〇年代に入ると家事の教科書の内容は、翻訳ものから基督教思想へと変わり、「性別役割分業」と夫・男・姑への献身と服従を説くものへと変わったといわれる（会田・武井、前掲、一三九頁）。自由民権運動の発展との関係で教育政策がこの時期に急変したことは一般に知られるが、家事教育も例外ではなかった。

ところが、一八八六（明治一九）年のいわゆる第一次小学校令のもとでは、法令上からは家事教育に関する事項が消えた。このことは、「この時期においては家事経済科は抹殺されてしまった」（岡村、前掲、一一四頁）とか、「九年の『小学校令』によりわずか五年で国の法規上から除かれた」などと表現されてきた。この点では、「明治初期以来家事経済という教科目で課されていたが、家事科は明治三三年の小学校令の改正によって学則から除外されその姿を消してしまった」という規定（常見、前掲書、一九〇頁）は正確ではないであろう。常見が例示しているように一八八六年以降も国語教科書の教材等に家事に関する事項は見えるし、また一九〇〇年八月施行の小学校令施行規則で、「家事の一部が国語、理科の教授内容としてとりあげられている」（『長野県教育史』同上）ことも事実である。

こうした経過を経て、一九一一年（明治四四）年七月三一日の小学校令施行規則中改正（文部省令第二四号）により、高等小学校の理科の内容に「女 家事ノ大要」がくわえられ、「家事」教育は理科教育の一部として復活した。いわゆる理科家事である。一九一四（大正三）年には文部省『高等小学理科家事教科書』第一学年用が、一五年には同第二学年用が、一七年には同第三学年用が、それぞれ教師用の教科書とともに発行された。^{*}

* 常見はこの教科書の登場に注目して「永い潜在期にあった小学校の家事科は大正三年「理科家事」として復活し」（常見、前掲書、二二〇頁）たとのべている。しかし教育現場ではすでに一九一二（明治四五）年には家事科として実施さ

れていた例もあるから（前掲「長野県教育史」八九八～九〇〇頁）、やはり一九一一年の施行規則改正を契機とみるべきであろう。

一八八六年に消滅して以来二五年ぶりに出現した「理科家事」は、「家事」教育としては「半独立の教科」であるが、「生活の科学化を推進する教育」としてみれば「家事科の再出発」であるとされている（岡村喜美・原田富士子・亀崎嘉子「わが国の義務教育における家庭科教育方法の歴史的研究〔第二報〕—明治・大正期の家事教育を中心として」『日本家庭科教育学会誌』第九号、一九六八年、三七頁）。

しかし、理科家事の登場を「生活の科学化」という時代の趨勢だけで説明することはできない。この点に関して野田満智子が最近の一連の労作を通して、楳山栄次や棚橋源太郎がもたらしたドイツの家事教育の情報、その背景となっている二〇世紀初頭の国際家政教育運動、これらに対応する国内動向を詳細に説明していることが注目される（野田満智子「小学校『理科家事』の成立をめぐるドイツ家事科教育情報」「愛知教育大学研究報告」第三五号〔芸術・保健体育・家政・技術科学〕、一九八六年一月、同「二〇世紀初頭国際家政教育運動の組織化－創設期国際家政教育連合の動向を中心として」「愛知教育大学教科教育センター研究報告」第一〇号、一九八六年三月、同「棚橋源太郎による小学校家事科教育の模索」『日本家庭科教育学会誌』第一九巻第一号、一九八六年八月、同「草創期家事科万国大会とその日本へのインパクト」同上誌第二九巻第三号、一九八六年一一月、など）。

「理科家事」の成立は家庭科教育史の一つの画期をなすとみられているためこれをめぐる研究は少なくない。「理

科家事の成立は、家事教授法の研究と実践を促す契機となつた」という指摘もある（福原美江「小学校家事教授法の成立」、村田泰彦編著『生活課題と教育』一九八四年、光生館、一一二頁）。しかし、およそ教科目の新設はその教授法研究の開発を不可欠の要緒とするのではないか。小学校理科家事についていえば、理科の教師が担当するのが筋だったとおもわれるが、やがて裁縫の教師あるいは女教師が担当すべきだという声が起ころてくるなど、理科家事についてはなお解明すべき点が多い。

*『家事及裁縫』第一一巻第四号（一九三七年四月）は創刊一〇周年記念の大冊で、家庭科教育史に関する多くの回顧談ものせている。理科家事の実態にふれたその一部は常見、前掲書にも援用されており、そこでは、男の先生に習う「家事」が語られている。

一九一九（大正八）年三月七日の小学校令中改正（勅令第一〇号）は、「隨意科目又ハ選択科目ト為スコトヲ得」という条件のもとで高等小学校の女児に「家事」を課すこととした。「家事」が初めて小学校の科目として登場したわけである。

高等小学校の「家事」の加設率はこの改正の年である一九一九年にはまだ三一%であったが、以後着実に伸びて一九二五年には五九%に達していた（森下、前掲）。この加設率の伸びは「農業」について高く、「裁縫」とともに「家事」が女兒のための普通科目たるべき地歩に近づきつつあったことも示唆していた。

ところが昭和時代の幕開け直前の一九二六（大正一五）年四月三日の小学校令中改正（勅令第七三号）により、高等小学校女児には、「裁縫」と並んで「家事」も必修とされた。

大正天皇の逝去と改元はいわば歴史の偶然に過ぎないが、「家事」の女児必修化をふくむこの一九二六年の小学校令中改正は、「家事」教育史の面だけでなく、わが国初等教育史上の重要な画期となつた改革であった。

（三羽光彦「大正期における高等小学校の制度的検討」「教育行政研究」、名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室、一九七九年八月、など）の一環であった。義務教育年限延長論『高等小学校の義務化は実現しなかつたが、「手工」「実業」および女児への「家事」が必修化されたこと、教科担任制の導入が推奨されたことなどは、高等科の「第二段教育化」をはかるものであつた。

高等小学校における「家事」必修化は、宮原小治郎による『家事及裁縫』誌創刊の直接の背景でもあつた。

*それまで年に数冊の不定期刊であった「手工研究」が一九二六（大正一五）年三月号から月刊化したこと、この改革の影響だったといえよう。

3 女子の学んだ実業学校—実業補習学校と職業学校

一九二七（昭和二）年当時、女子が比較的多く在籍した実業学校としては、実業補習学校、職業学校、商業学校などがあった。とくに、職業学校は、在籍者のほとんどすべてが女子であり、またその専攻学科の大部分は裁縫・手芸であったから、家庭科教育史上看過できない存在であった。しかし、叙述の便宜上、職業学校の説明は次章にゆずり、ここでは、実業補習学校と、職業学校の前身ともいうべき女子の学んだいた徒弟学校についてのべる。

*ここでいう実業学校とは、一般的な名前ではなく、実業学校令に準拠した学校をさす。

一八九九（明治三二）年の実業学校令（勅令第二九号）は、「実業学校ハ工業農業商業等ノ実業ニ從事スル者ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス」と規定した。実業学校としては、工業学校、徒弟学校、農業学校、商業学校、商船学校、水産学校、実業補習学校などの種類が規定された。このうち専門学校程度の実業学校は、専門学校令（一九〇三年勅令第六一号）により実業専門学校として扱わることになった。また実業補習学校については、別個に扱うことが多い。

農業学校、商業学校、商船学校、水産学校については、入学資格、修業年限、学科の程度などにより甲種、乙種の区分があった。甲種の学校の卒業生には専門学校への入学資格が与えられた。上級学校への連絡があるという意味で、甲種の実業学校は中等実業学校と呼ばれた。甲乙の区分がない工業学校は甲種に、徒弟学校は乙種に相当した。

一九二〇（大正九）年の実業学校令中改正（勅令第五六四号）以後、徒弟学校の制度が廃止され、新たに職業学校の制度が設けられた。また、各学校を甲種、乙種に区分する制度は廃止された。しかし、その卒業生に専門学校入学資格が与えられる学校を甲種と称し、それより教育水準の低い実業学校を乙種として区分する慣行はのちまで残った。

はじめに、実業補習学校について述べる。

一九二七年当時、義務教育は尋常小学校の課程（修業年限六年）のみであった。女子についてみると、前年に尋常小学校を卒業した約六二万二千名のうち、約二十九万四千名（四七・三%）が高等小学校に入学した（ちなみに男子の高等小学校進学率は六九・八%であった）。尋常小学校から高等女学校に進学する者（約七万名）、実業学校等に進学する者（約九千名）もあったが、四割近くの女子は尋常小学校をおえたのみで、いずれにも進学しなかった。

当時は、尋常小学校を卒えただけの子どもたち、高等小学校を卒えた子どもたちに、小学校教育の補習と簡易な実業教育を施すために、古くから実業補習学校の制度が設けられており、尋小卒のための課程を前期、高小卒のための課程を後期と称していた。一九二七年には、実業補習学校（実補と略すことがある）は全国に一五、三五

七校で、そこに男子約八二万名、女子約三六万名、計約一一八万名の生徒が学んでいた。実補に学ぶ女子は男子の四割弱強に過ぎず、この数字は、高等小学校進学率の男女差とともに、当時の女子教育の実態の一面对しめていた。

ところで、この年の実補の専任教員は、一六、二六〇名であり、学校数を僅かに上まわるに過ぎなかつた。実業補習学校は、平均して一名の専任教員と多くの兼任教員（大部分は小学校教員）で支えられていた。独立の校舎をもつ実補は一九三〇年現在ですら三〇二校（同年の全学校数の2%）で、大部分は小学校等へのいわば間借りであった（文部省実業学務局『実業補習教育の沿革と現状』一九三四年、一三八頁）。授業の実施形態をみると、女子の実業補習学校では昼間制が八六%（男子では二四%）を占めたが、通年制は六一%に過ぎなかつた。また年間平均授業日数は、女子の場合、前期一〇九日、後期一一〇日であり、いずれも男子の場合（前期七三日、後期七九日）より多かつた（同上書、一四二頁）。

実業補習学校の歴史は実業学校令制定以前の一八九三（明治二六）年の実業補習学校規程（文部省令第一六六号）の制定にさかのぼるが、長い間、その教育課程編成に特段の基準は設けられなかつた。

*若き日の宮原小治郎が裁縫教師のあり方を論じた際、彼の視野のなかには実業補習学校における裁縫教授もふくまれていた（上田みやこ「裁縫教師への要求」『婦女新聞』第三八八号、一九〇七年一〇月一四日、三頁）。

実業補習学校は、一九二〇（大正九）年一二月の規程改正（文部省令第三二二号）により、教育組織を前期、後期に分ける等、基準も整備された。この改正により、「女子ニ課スヘキ科目ハ前期ニ在リテハ修身、国語、数学、家事、裁縫及職業ニ関スル科目トシ後期ニ在リテハ修身、国語、家事、裁縫及職業ニ関スル科目トス但シ前期ノ家事又ハ裁縫、後期ノ国語、家事、裁縫中ニ二学科目以内ハ之ヲ欠クコトヲ得」とされた。もとより以前から女子に対して「裁縫」を課す場合は多かつたが、この規程改正は「裁縫」「家事」を女子用科目として設けるべきことを改めてしめしたわけである。

文部省は一九二二（大正一一）年一月の通牒「実業補習学校学科課程に関する件」（実発二号、前掲書五八頁以下に収録）により、実業補習学校の学科課程の標準を初めてしめした。女子実業補習学校についてしめされた三例はいずれも、前期にあっては「裁縫」を、後期にあっては「裁縫」と「家事」をふくんでいた。

実業補習学校の存在形態は多様であった。『文部省年報』は、工業補習学校、農業補習学校、水産補習学校、その他の実業補習学校と分類している。そのいずれの実補にも、男子より少ないが女子も学んでいる。「その他」に分類されている裁縫専科の実業補習学校は、一九二七年には三一八校あり、その生徒数は一万九、三三九名であった。このような学校には、「実践女学校」「実務女学校」というような、別にのべる職業学校と同様の名称をもつ学校もあった（文部省実業学務局編、前掲書、一五〇～二頁）。

裁縫中心の実業補習学校についても、また他の実業補習学校に学ぶ女子に対する教育についても、今日なお実証的研究は『長野県教育史』（前掲、九〇六～九二三頁）、越智信子・白石方子・久保木道子・阪本礼子・鮎田崎

子「愛媛県における家庭科教育の歴史（第二報）——大正期教育の社会的背景と家事・裁縫教育の実情について」『日本家庭科教育学会誌』第一九号、一九七六年一二月、など極めて僅かしか知られていない。

ある女性は一九一〇年代の実業補習学校について、「二年間を補習学校に学びましたが全くの裁縫塾で専ら裁縫の実地の練習ばかりであります。……村の私塾と対立して幾らか学校らしく出来上がりに評点をつけてもらつた位のことでありました」とのべている（高山やす「私の裁縫生活を省みて」『家事及裁縫』第一一卷第四号、三一頁）。裁縫私塾と競合・共存の関係にあつたという点は興味深い。実業補習学校は小学校後の女子青年が最も多く学んでいた学校であつたから、『家事及裁縫』誌は、その「裁縫」「家事」についても多くの記事をさいている（五卷三号、同九号、六卷五号、同六号、八卷一号、同二号、等々）。

実業補習学校は一九三五年から青年学校に再編される。

つぎに、女子の学んだ徒弟学校につきのべる。この学校の制度を定めた徒弟学校規程は「工業教育関係の規程の最初のもの」（細谷俊夫『技術教育概論』一九七八年、東京大学出版会、一二〇頁）といわれることが多い。このため家庭科教育史における徒弟学校というテーマには訝かる向きもあるかも知れないが、後述のように、徒弟学校規程（一八九五年、文部省令第二〇号）に準拠して設立された学校には、女子に「裁縫」「技芸」を課した学校がひじょうに多く、一九二一年に職業学校規程が制定された後は、その大部分が職業学校に移行した。

徒弟学校の制度は、当初のねらいが女子教育にあつたわけではなく、ようやく興りつつあつた産業資本主義にたいして、工業徒弟の養成を学校教育の形態で行うことを企図して設けられたものであった。政府は、実業教育

費国庫補助法（一八九四年法律第二二一号）による補助金の配分にあたっては、工業学校とともにこれを優先するなど重視していた。しかし、工業徒弟学校の伸びは順調ではなく、しかもその設置学科には染織、木工、漆工などいわゆる在来産業の職人養成が多かった。

工業徒弟学校が伸びなかつたなかで、女子のために「裁縫」「手芸」等を課す学校が急速に伸び始め、一九〇五年（明治三八）年には、統計上、徒弟学校に学ぶ女生徒は一、八三〇名で男生徒一、六二一名を上まわるに至った。

徒弟学校規程廃止直前の一九一九（大正八）年についてみると、男子の学ぶ徒弟学校四二校、生徒数三、九八〇名に対し、女子の学ぶ徒弟学校は、学校数七一校、生徒数一〇、七七四名となり、女生徒は男生徒の一・五倍に達していた。また、徒弟学校に置かれた学科の種類をみると、「手芸」「裁縫」がひじょうに多かつた。こうしてみると、徒弟学校イコール工業徒弟学校という認識は、改められる必要がある。

徒弟学校規程は、元來、修業年限六か月以上四か年以内、夜間あるいは季節制の授業形態も可というかなり柔軟な教育組織を予定し、またその教科目も「修身、算術、幾何、物理、化学、図画及職業ニ直接ノ関係アル諸教科目並実習トス」とされており、修身以外は学校長が便宜取捨選択することができた。「職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所トス」（第一条）とされていた徒弟学校に女子に「裁縫」「技芸」を課す徒弟学校が簇生したのは、「女子ニ刺繡、機織及其ノ他ノ職業ヲ授クル為ニ設クル所ノ女子職業学校ニシテ此ノ規程ニ依ルモノハ徒弟学校ノ種類トス」（第一五条）とされていたからである。

教育組織に確固とした基準がないという点でみると、小学校教育の補習という意味をもたないことを別とすれ

ば、実業補習学校とあまり変わらないようにおもえる。教育組織の自由さは、各種学校としての裁縫女学校とほとんど選ぶところがない。こうした事情のもとで、徒弟学校規程による「裁縫」「技芸」の学校が存立し、拡大した理由はどこにあったのか、管見の限りこの種の学校についての研究は知られていない。

学校名に着目してみると、○○女子徒弟学校を名乗った学校は極めて希で、女子職業学校、女子技芸学校、技芸女学校など著しく多様であった。

一九二〇（大正九）年の実業学校令中改正（勅令第五六四号）により徒弟学校の制度は廃止された。この改正実業学校令第二条にいう「其ノ他実業ヲ施ス学校」の一つとして、翌年一月一三日に職業学校規程（文部省令第三号）が制定され、この学校制度は同年四月に発足した。「職業学校ノ学科ハ裁縫、手芸、割烹、写真、簿記、通信術其ノ他特殊ノ職業ニ付之ヲ定ムヘシ」（第五条）とされたが、実態は、後述のように「裁縫」「手芸」が大部分であった。職業学校は、修業年限等により、他の実業学校と同じく、甲種、乙種に分けられた。

『全国実業学校ニ閲スル諸調査』により一九二〇年の女子の徒弟学校と一九二一年の職業学校とを並べてみると、前者計七一校中六三校が同一校名のまま乙種の職業学校に移行したことがわかる。乙種職業学校は、女子徒弟学校の後身なのである。なお、一九二一年には甲種の職業学校は一校もなかつた。

一九二四（大正一三）年になると、一挙に三四校の甲種職業学校が登場した。乙種から甲種へ昇格した学校が大部分だが（したがつて甲種校は前年の七三校から四七校へと激減した）、共立女子職業学校や大妻技芸学校などのような従来のいわゆる裁縫女学校（それまでの法令上の位置は各種学校）も新たに甲種の職業学校となつた。

こうして職業学校は甲種・乙種が揃って新たな時代を迎えた。

4 高等女学校の「裁縫」「家事」

一九二七（昭和二）年には、高等女学校は官公私立あわせて八九七校、生徒数約三四万三千名に達していた。同年の中学校は五三二校、その生徒数は約三三万一千名であったから、高等女学校は女子中等教育機関としての地位を確立していた。しかし高等女学校には、五年制のみだった中学校とは異なり、五年制と四年制とが併存しており、また、本科のほかに「裁縫」「家事」の時間数の多い実科の制度があった。

高等女学校は、男子の学ぶ中学校に並ぶ女子の中等教育機関であったが、その教育課程は、中学校にはない「裁縫」「家事」が必修とされ、したがっていわばその分だけ外国语等の時間が少なくなるなどの点で、中学校のそれは違っていた。

前述のようにわが国の中等教育研究はひじょうに遅れているが、とりわけ女子中等教育史研究の遅れは著しく、通史的研究は皆無に等しい（小柴昌子『高等女学校史序説』一九八八年、銀河書房、は、いわゆる専門研究書とはいえないが、高等女学校史を簡潔にまとめた通史である。専門書としては、僅かに明治末期ないし大正初期まで

での歴史的研究として、深谷、前掲書のほか、桑原三三『高等女学校の成立—高等女学校小史・明治編』高山本店、一九八二年、が知られるに過ぎない）。ここでは、「裁縫」「家事」に焦点を合わせながら、高等女学校の略史をのべることとする。

一九二七年当時の高等女学校では、「裁縫」と「家事」の必修の時間数は、一九二〇（大正九）年七月二一日の高等女学校令施行規則中改正（文部省令第一五号）により次のように定められていた。

〈高等女学校の学科課程（抄）〉

甲号表

| 裁 家 縫 事 | 学 科 目 | 学 年 | 第一学年 | 第二学年 | 第三学年 | 第四学年 | 第五学年 | 計 |
|------------------|-------------|--------|------|------|------|------|------|---|
| 四 | | 第一学年 | 四 | | | | | |
| 四 | | 第二学年 | | 四 | | | | |
| 四二 | | 第三学年 | | 四 | | | | |
| 四四 | | 第四学年 | | 四二 | | | | |
| 一六 | | 計 | | 四四 | | | | |
| | | | | 一〇 | 六 | | | |

乙号表

| 裁 家 縫 事 | 学 科 目 | 学 年 | 第一学年 | 第二学年 | 第三学年 | 第四学年 | 第五学年 | 計 |
|------------------|-------------|--------|------|------|------|------|------|---|
| 四 | | 第一学年 | 四 | | | | | |
| 四 | | 第二学年 | | 四 | | | | |
| 四二 | | 第三学年 | | 四 | | | | |
| 四四 | | 第四学年 | | 四二 | | | | |
| 一六 | | 計 | | 四四 | | | | |
| | | | | 一〇 | 六 | | | |

右のうち、甲号表は修業年限五年制、乙号表は同四年制の高等女学校に適用された。

臨時教育会議の答申を経て（海後宗臣編『臨時教育会議の研究』一九六〇年、東京大学出版会）一九二〇（大正九）年七月六日に公布された高等女学校令中改正（勅令第一九九号）により、「高等女学校ノ修業年限ハ五箇年又ハ四箇年」とされ、法令上は男子の学ぶ中学校と同じく五年制が主体となつた。しかしこれについては、若干の留保が必要である。

上級学校（専門学校、女子高等師範学校など）へ進学する際の資格は従来通り修業年限四年以上の高等女学校卒業とされていたから、四年制の高等女学校が差別的に扱われるようになつたわけではない。また、法令上は五年制が主体となつたとはいえ、実態が急に変わったわけではなく、一九二一年についてみると、高等女学校四十七校のうち五年制は三三校（七・九%）に過ぎず、他はすべて四年制であり三年制はなかつた。五年制が置かれていたのは、大都市をかかる府県を中心とした東京（一八校）、京都（七校）、岡山（三校）、兵庫（二校）、大分（二校）、熊本（一校）の六府県に過ぎなかつた。

『文部省年報』が高等女学校の学校数の修業年限別内訳を記載するのは一九二六（大正一五）年からであり、一九二七年には、五年制一五三校、四年制五四四校で、五年制はなお一二%にとどまつた。

昭和初期に依然として大勢を占めていた四年制の高等女学校についてみると、卒業までの週時間数は「裁縫」一六、「家事」六の計二二時間に達していた。この数は「国語」の計二二時間に匹敵するものであつた（五年制のばかり、「家事」六の計二二時間に達していた）。この事実は、「裁縫」と「家事」とが女子に

対する普通一般の教育としてひじょうに重視されていたことを意味したが、男子の中学校に比較すると修業年限が少ないうえに「裁縫」「家事」が必修とされていたわけであるから、その分だけ他の普通教育科目を圧迫していきることは否めない。

*高等女学校令施行規則は、文部大臣の認可を得て、週三〇時間の範囲で、各科目的授業時間の多少の増減を認めていた。したがつて個々の高等女学校の学科課程表は必ずしもこれと同じではない。しかし管見の限りでは、「裁縫」「家事」がこの表より少なかつた学校はない。

明治初年には、よく知られているように女子の就学率が低かつたが、他方で、女学校と称する女子の学ぶ中等程度の学校は早くから各地に生まれ始めた。『文部省年報』が女子の学ぶ中等程度の学校を「高等女学校」と分類するのは一八八二（明治一五）年からであつたが、当時はまだ高等女学校について法制的な基準はなかつた。一八八六年には小学校令、中学校令、師範学校令、帝国大学令により学校制度は整頓されたが、女学校については何らの法令も定められなかつた。したがつてこの時期には、女子を受け入れた中学校も見られた。

高等女学校が法制化されたのは一八九一（明治二十四）年のことであつた。この年一二月一四日の中学校令中改正（勅令第一四三号）により、「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス高等女学校ハ女子ニ須要ナル技艺專修科ヲ設クルコトヲ得」と規定したのがそれである。翌九二年一月二九日に

高等女学校規定（文部省令第一号）が制定され、「本令ニ依ラサル学校ハ高等女学校ト称スルコトヲ得ス」と規定したので（この条文は、一八九九年の高等女学校令にそのまま継承された）、以後、高等女学校とそうでない女学校とが制度上区別され、両者が並存することになった。後者には、統計上「高等女学校に類する各種学校」と分類される学校のほか、多様な形態の裁縫女学校などがあった。一八九九年になっても高等女学校は全国に三七校（うち県立は七校）に過ぎなかつたから、この時期には、高等女学校の方が多いことに留意しておく必要がある。

政府は一八九九（明治三二）年二月八日には高等女学校令（勅令第三一號）を制定し、高等女学校の制度を整備するとともに、道府県一校以上必置という積極政策に転じた。同年二月二一日には「高等女学校ノ学科及其程度ニ関スル規則」（文部省令第七号）が制定され、学科課程の基準等が定められた。

高等女学校の修業年限は四年とされ、「但シ土地ノ状況ニ依リ一箇年ヲ伸縮スルコトヲ得」とされた。中学校より一か年短い四年を原則としたわけで、学科課程とあいまつて、女子中等教育を差別的に位置づけたのである。なお、さきの高等女学校規程を継承して、高等女学校令も技芸専修科を置くことを認めていた。

*技芸専修科では、修身、国語、裁縫は必修であるがその他の科目構成はひじょうに自由であった。一般には注目されることが少ないが一九〇二年には高等女学校八〇校中過半の四三校に設置されていたことに留意したい（「全国高等女学校ニ関スル諸調査」『全国高等女学校長会議要項・明治三十五年六月・付録』による。なおこの調査報告は「全国高

等女学校 実科高等女学校ニ関スル諸調査』第一巻、大空社、に収録されている）。ただし生徒数は、本科一八、一年六名に対し二、三三六名であり、一校平均五四名という小規模なものが多かつた。「家事及裁縫」の創刊者宮原小治郎が勤務した上田高女には、創設の当初（一九〇一年）から一九一二年までのこの技芸専修科が設置されていた（長野県上田染谷丘高等学校『創立七〇周年記念誌』一九七〇年参照）。

技芸専修科は、教育課程編成の自由度が大きいという点ではいわゆる裁縫女学校に類似していたが、後年の「実科」とは異なつて技芸専修科のみを置く高等女学校は認められていなかつた。

一八九九年の「高等女学校ノ学科及其程度」がしめた「高等女学校学科課程標準」によると、「裁縫」は各学年週六時間、「家事」は第三学年が一時間、第四学年で二時間とされた。この学科課程標準は、おおむね一八九五年のそれを継承しており、「裁縫」「家事」の総計は四年間で二七時間、全授業時数の一四%に達していた。

ところで、二年後の一九〇一（明治三四）年三月二十四日に公布された高等女学校令施行規則（文部省令第四号）は、高等女学校の毎週授業時数をしめした。これを、同年三月五日公布の中学校の毎週授業時数と比較すると、次頁の表の如くであった。高等女学校の欄のかつこ内は、一八九九年の「標準」である。

学科目構成で中学校と異なる点は、高等女学校には「漢文」と「法制及経済」のないこと、高等女学校では「理科」と一括されているが中学校ではこれが「物理及化学」「博物」と分化していること、中学校の「唱歌」が高等女学校では「音楽」となっていることなどであるが、最も大きな相違点は高等女学校にだけ「裁縫」「家事」の二

中学校及高等女学校の学科課程の比較表

| 中学校学科 | 修身 | 五年間合計 | 高等女学校学科 | 四年間合計 |
|-------|-----|-------|---------|--------|
| | | | | |
| 国語及漢文 | 三三 | 五 | 修身 | 八(四) |
| 外国语 | 三四 | 五 | 國語 | 二三(一四) |
| 歴史 | 一五 | 五 | 外國語 | 一二(一一) |
| 地理 | 一〇 | 六 | 地歴史 | 一二(六) |
| 数学 | 八 | 七(五) | 地理 | (四) |
| 博物 | 六 | 八(六) | 科学 | 八(八) |
| 物理及化学 | 三 | 四(八) | 家事 | 四(三) |
| 法制及経済 | 八 | 六(六) | 裁縫 | 一六(三四) |
| 図画 | 四 | 八(八) | 音楽 | 一(八) |
| 唱歌 | 三 | 八(八) | 図画 | 一(八) |
| 体操 | 五 | 八(八) | 音楽 | 一(八) |
| 計 | 一四六 | 計 | 習字 | 一(八) |
| | | | | 一一二 |

科目が課されたことであった。

科目ごとの時間数に着目すると、中学校は五年制、高等女学校は四年制であるから直接の比較はできないが、中学校にはない「裁縫」「家事」の総計が四年間で一〇時間、全授業時数の一八%を占めたことは、高等女学校の学科課程の最も重要な特徴だったといえる。しかし、「裁縫」の毎学年時間数が九九年の六時間から四時間に減じたことは注目される。「裁縫」の時間数について議論のあったことが示唆されている*。

*やや後のことであるが、一九一四（大正三）年の全国高等女学校長会議では、「裁縫の時間を減らしたいと申し出る高女が多く、さりとて実際問題として裁縫技術が身につかないことを苦慮」する様子がうかがえたという。結局この会議では「高等女学校ノ裁縫授業時数ヲ毎週六時間以上トスルコト」を答申している（山本禮子・福田須美子「高等女学校の研究〔第三報〕—高等女学校長会議を中心に」『和洋女子大学紀要』第二八集、一九八八年三月）。

なお修身が中学校と違つて週二時間となつたのは、この中に中学校にはない「作法」をふくめることになつたからである。

こうして、その後に続く高等女学校の学科課程の基本がつくり出された。「家事」「裁縫」の学科の要旨は、次の如く規定された。

第十条 家事ハ家事整理上必要ナル智識ヲ得シメ兼テ勤勉、節儉、秩序、周密、清潔ヲ尚フノ念ヲ養フヲ以

テ要旨トス家事ハ衣食住、看病、育児、家計簿記其ノ他一家ノ整理、経済等ニ関スル事項ヲ授クヘシ

第十一條 裁縫ハ裁縫ニ関スル智識技能ヲ得シメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

裁縫ハ普通ノ衣類ノ縫ヒ方、裁子方及縫ヒ方ヲ授クヘシ

一九〇三（明治三六）年三月九日に「高等女学校教授要目」（文部省訓令第一二号）が定められた。「裁縫」には、「洋服」に関する記述はまだ全くなかった。

一九〇八（明治四一）年五月一三日に高等女学校令施行規則中改正（文部省令第二〇号）があり、学科課程に若干の改正が行われ、あわせて修業年限五年の場合の各学科目の毎週授業時数がしめされた。「裁縫」「家事」は四年制では変更がなく、五年制では「裁縫」各学年四時間で計二〇時間、「家事」は第四学年で二時間、第五学年で四時間、計六時間とされた。

一九一一（明治四四）年七月二九日に「高等女学校及実科高等女学校教授要目」（文部省訓令第一二二号）が制定された（実科高等女学校については後述）。これは、前回制定のものよりいっそう詳細なものであったが、洋服関係の記述は、高等女学校にはまだなく、実科高等女学校の第四学年に僅かに「女兒洋服ノ下着類」「簡単ナル小兒洋服」「小兒帽子類」が現れたのみであった。驚くべきことに、この「裁縫」「家事」の教授要旨は、一九四三（昭和一八）年の高等女学校規定まで三〇年にわたって一度も改訂されなかつた。

一九一〇（明治四三）年の高等教育会議の諮問第一号に対する答申を経て、同年一〇月二六日の高等女学校令中改正（勅令第四二四号）により、高等女学校に「主トシテ家政ニ関スル學科目ヲ修メムトスル者ノ為ニ」実科

を置くことができる、また実科のみを置く高等女学校は実科高等女学校と称さなければならぬ、とされた。

実科には、尋常小学校卒業を入学資格とする四年制、高等小学校一年修了を入学資格とする三年制、あるいは高等小学校二年修了を入学資格とする二年制課程を置くことができる」とされた。

この改正により、従来の技芸専修科の制度は廃止された。

実科の「裁縫」「家事」の毎週授業時数としては、高等女学校実科においてはおおむね低学年でも週授業時数の半分、高学年になると週授業時間の約三分の一が「裁縫」と「家事」にあてられた。とくに「裁縫」の時間が多かつた。

学科課程の構造からみると、この実科高等女学校（略して実科高女）は、「裁縫」「家事」の時間の多さという点で、高等女学校の一種というより実業学校の一種という印象を与える程であった。それにもかかわらず実科高女が実業学校ではなく高等女学校の一種とされたのは、科目数や時間数が少ないとはいえ実科高女には普通科目を置く規制があり、またその「裁縫」「家事」が実業に従事するための科目ではなく、いわば女子にとっての教養科目とみなされていたからであろう。

実科高女の制度成立の要因は、「高等女学校が一部上流階級の子女の教育の場になってしまって、もっと身近かな家庭生活に密着した事柄を学ぶ場がなかったこと、時代にめざめた一般社会の女性が小学校以上の教育を受ける場を求め、これが社会的な要求にまで発展したこと」にあつたが、同時に多くの国民が「良妻賢母主義の教育を肯定し、家政（特に裁縫）を学ぶことを希望していたこと」も重要な背景だったとする見解（武井洋子「実

科高等女学校の成立と実施の経過について」『東京学芸大学紀要』第六部門、第一三集、一九七一年一〇月、一〇九頁）があるが、この見解はいさか実証的裏づけを欠くうらみがある。たとえば、実科の発足後間もない一九一四年に開催された全国高等女学校長会議では、一方で「実科」という名称を廃して高女に一本化してほしいとの要望が出され、他方ではより「実科」に重きを置くべきとする主張が、いずれも実科高女校長自身から出されるなど、実科の評価をめぐって動搖のあったことが知られる（山本禮子・福田須美子「高等女学校の研究〔第三報〕——高等女学校長会議を中心に」『和洋女子大学紀要』第二八集、一九八八年三月）。この実科に関する評価は、その後も不安定であった。

実科高女の性格、その曖昧さは、その存在の態様から解明することも必要であるようにおもわれる。

実科高女と技芸専修科との関係も問題になろう。実科高女はその発足の初年度から学校数、生徒数ともに、廃止された技芸専修科よりも一段と多くなっている。この点にみる限り、学科課程編成の自由度が大きかったとみられた技芸専修科よりも実科高女の方が支持されたといえよう。

*宮原小治郎が勤めていた上田高女では、技芸専修科が廃止されたあと、実科は設けられなかつた。他の場合はどうだったのであろうか。

他方、実科高女は今日の感覚でみると実業学校かとまがう程に「裁縫」「家事」に多くの授業時間をあてていた

にもかかわらず、裁縫教育を表看板として存立していた裁縫女学校（詳細は後述）で実科高等女学校に転換する道を選んだ学校は少なかつた。制規の学校となることによって学科課程構成に関して彈力性を失い、施設や教員構成等に関して規制を受けることを好まなかつたためであろうか。また、設置後何年か経て通常の高等女学校に「昇格」する実科高女が少なくなかつたことも、実科高女の性格を示唆しているといえよう。

実科高女の学科目、授業時間数も、高等女学校本科の場合と同じく、一九二〇（大正九）年に改正された。

この改正で注目されることは、各課程とともに「裁縫」の授業時間が大幅に減少したこと、および四年制課程と三年制課程において、従来の「家事」が「理科及家事」として理科と合体して課されることになつたことである。まず前者についていえば、「裁縫」の総時間が四年制では六四から三一へ、三年制では五〇から一六へ、二年制では三六から二〇へと、それほどんど半減した。これでもまだ「裁縫」の時間は高女本科の一倍であるが、「裁縫」の時間が減少した分だけ、実科高女の学科課程が高女本科のそれに近づいたことを意味した。また「理科」を「家事」と合体して「理科及家事」としたことは、従来から貧弱とみられていた理科教育をいつそう弱体化するおそれをふくんでいたが、「家事」にそくしていえばその科学化という流れにそう改革だったのかも知れない。

「裁縫」の時間の大幅削減に代表されるこの改革の背景には、中途半端だとして実科の廃止をもとめる高等女学校長たちの声があつたとみられる。たとえば少し後だが、一五年の全国高等女学校長会議は「高等女学校令中ノ実科ヲ廃止スルコト」をもとめていた（文部省普通学務局『大正十四年十一月・全国高等女学校会議要録』一九二六年六月）。他方、この実科の規定改正の直後の一九二一（大正一〇）年には「裁縫」などを専門的に課す学

校として職業学校が制度化されたが、実科高女の学科課程改革は、実科高女の性格をこの職業学校のそれと区別するためだったのかも知れない。ちなみにいえば、裁縫女学校のうち、実科高女に転換した学校はほとんどなかつたが、職業学校に転換する学校は続出した。

ところでも、小学校教育史研究会「中等教育史研究の欠落なし」題目で、従来の教育史研究の潮流のなかでは、高等女学校の「裁縫」「家事」に関する研究はむしろすくんでいた。ただし、「裁縫」「家事」は女子教育に不可欠の分野と位置づけられてきた関係で、いわば、「裁縫」教育、「家事」教育それ自身に関する研究ともいるべきものとなつていて、高等女学校史とともにその教育の事実についての研究がおくれていているために、「裁縫」「家事」の研究は高等女学校教育のなかにじゅうぶんに位置づけられていない感は否めないが、調理、住居など領域ごとの研究からすんでいるので、今後に期待してよいであろう。

たとえば江原と石川は、明治期に刊行された二六種の高等女学校用の家事教科書の調理及び献立関係の内容を精査し、食物関係の章目は、「全体の二〇～四〇%の頁数を占め、そのすべてに調理、献立に関する内容が盛り込まれている」、扱われている食品は、魚介類と野菜が圧倒的に多いが、「牛肉、コーヒー、バター、パン等当時の新しい外来食品の記載頻度」も高い、「実際の献立例では分量の指示はわずか四例のみであった」などの興味ある事實を指摘し、当時の「実習施設、設備の充足面から考えても、この期の調理教育は、ほとんど理論形式で行われたものと推測される」としている（江原絢子・石川寛子「家事教科書からみた調理教育の史的研究〔その一〕——明治期」『家政学雑誌』第三五卷第一〇号、一九八四年一〇月）。

*同報告は、この二六冊は「現存する明治年間に出版された高等女学校用家事教科書のほとんどを網羅しているのではないか」と述べている。一、三の教科書につき、分析の観点を明確にしないままに多大の紙幅をさいて内容を紹介した「論文」がなお少くないことをおもうと、ここに提示された資料の精査の結果自体も重要な意味をもつ。ただし、同一書目では「最も版の古いもの」を分析の対象とした（四八頁）という点はやや気懸りである。明治期の教科書検定方式は戦後のそれと異なっており、何年何月何日発行と印刷したものか申請し、検定で無修正ならそのまま流布本となるが、修正を指示された場合には、修正後に何年何月何日修正（又は訂正）発行と併記してこれを「追願」し、検定が得られて後に始めて流布することになっていたからである。古書店等から入手されるもの多くは検定済の流布本であるが、東書文庫所蔵の初版本には、検定を通過するまえのものが少なからずふくまれていていることが指摘されている（中村紀久二「検定済教科用図書表・解題」一九八六年、芳文閣、五六頁を参照）。

また江原・石川は、同様に大正期の高女の家事教科書三〇種を精査し、この期になつて教科書の内容構成に統一制がみられるようになつたこと、前回調査にくらべて記載食品が一種平均一四五種と増加していること、そこには菓子類、砂糖、調味料、香辛料等の普及の状況が反映していることみられること、洋風料理が増加したこと、等を指摘している（江原絢子・石川寛子「同上〔その二〕—大正期」同上第三七巻第一号、一九八六年）。

いた。たとえば、樋口が一九〇〇年代以降の裁縫教育を代表する理論家とした今村（旧姓谷田部）順子の高等女学校用教科書『新編裁縫教科書』全三巻（初版は一九一二年、筆者が手にしているのは一九一三年の訂正再版、成美堂、日黒書店）では、寸法はすべて鯨尺によって表示され、とりあげられた洋装としてはシャツ、ズボン下があるだけである。このシャツ、ズボン下の章でミシン縫、アナカガリが説明されている。この教科書は、一九一年の教授要目に忠実なものだったといえよう。

ところで、いま、筆者の手元に共立女子職業学校校友会裁縫研究部編『増訂裁縫新教科書メートル法適用』上・下（一九二六年）がある。二六年三月文部省検定済の「女子師範学校・高等女学校用教科書」である。奥付によると初版は一九一八年で、「一切の寸法をメートル尺に改め、其対照として、旧来用ひ慣れたる鯨尺を付記した」（凡例）ところにこの版の新しさの一つがあるらしい。しかし、本文はまだすべて縦書きである。教材をみても、小児前掛、シャツ、ズボン下、運動服、女児洋服、女児股引（パンタロン）、女児襦袢（シミズ）、胸継形女児洋服、ロンパース型女児洋服、長外套、男児洋服、二重胸型男児洋服、背広型男児洋服、廻し外套、子供帽子、と洋服教材を大幅に取り入れていることが目立つ。

*編者代表は中川とうである（中川については、中川浩一「共立女子職業学校裁縫主任中川とうーある教師の数奇な生涯」『茨城大学教育学部紀要〔人文・社会・科学・芸術〕』第三五号、一九八六年、を参照）。

同じ年に、さきに『裁縫科の時代化』を著した成田順による横書きの『中等教育裁縫教科書』I・II・III（一九二六年、筆者が手にしているのは一九一八年の訂正再版）が現われた。寸法はすべてセンチメートルでしめされ、鯨尺は全く用いられていない。教材としても、共立女子職業学校の教科書と同様に多数の洋装教材がとり入れられている。高等女学校の「裁縫」教育も新時代に入りつつあったことが示唆されている。

5 師範学校の「裁縫」「家事」

小学校教員を養成するための教育施設である師範学校は、国民教育のない手の中核部分を育成する学校として文教政策上重視され、すべて道府県立であって私立学校は認められなかった。一九二七（昭和二）年には、師範学校は全国に一〇二校あった。このうち女子が学んでいたのは、女子師範学校四三校と、女子部を設けていた福井、和歌山、佐賀の三師範学校の計四六校であった。ここでは、両者を一括して、女子師範（学校）と略称する。ちなみに男子のみが学んでいた師範学校は五六校であった。

国民教育の維持・発展に密接に関連するところから、師範学校に関する歴史的研究は、中等学校の場合とは違つて従来からむしろ多いといえる。しかし、女子師範、とりわけその「裁縫」「家事」教育に焦点を合わせた研究

は、教科書研究などでは高等女学校のそれと一括して扱われている場合が多く、とりたてて女子師範に焦点をあわせた研究は、管見の限りでは皆無に近い。今後の研究の発展に期待することとして、ここでは「裁縫」「家事」に注目しながら制度の発達の概略をのべるにとどめる。

この当時の師範学校には、一九二五（大正一四）年四月一日の師範学校規程中改正（文部省令第八号）に基づいて、高等小学校二年修了を入学資格とする修業年限五年の第一部と、中等学校卒業を入学資格とする第二部とがあった。第二部の修業年限は、男子については一年とされていたが、女子については、修業年限五年の高女卒を入学資格とする課程では、一年、修業年限四年の高女卒を入学資格とする課程では二年とされていた。この二七年には、二年課程を置く女子師範は二二校で、奈良女子師範のみは一年課程と二年課程とを併置していた。

当時の師範学校の学科課程表は一九二五（大正一四）年の師範学校規程中改正によるもので、「裁縫」は五年間に計一五時、「家事」は計四時間であった。当時の五年制高女では「裁縫」二〇時、「家事」六時、四年制高女ではそれぞれ一六時、六時であり、女子師範学校のそれは高女よりやや少な目に定められていた。高等女学校と違つて、入学前に既に高等小学校で「裁縫」「家事」の教育を受けていることを考慮したものであろう。

第一部では、総計一九時間に達する「裁縫」「家事」のため生ずる男女差の埋め合せは、体操（八減）、英語（四減）、「農業又ハ商業」（二減）、数学（一減）、「図画」「手工」（一減）でつけられている。ただし逆に、音楽は一時間だけ女子の方が多い。第二部の一年課程では、「家事」「裁縫」の四時間分と「数学」が一時間多い分を、「農業又ハ商業」（ゼロ）、「教育」（一減）、「音楽」（一減）でつじつま合わせしている。卒業すれば男女ともに小学校

の教師になるわけであるから、女子にのみ随意科目とされた英語を別にすれば、教養について中学校と高等女学校との間に露骨にみられた程にひどい差別的扱いはなかつたといえるのではなかろうか。

なお、右の規程改正に対応して一九二五年四月二八日には「師範学校教授要目改正」（文部省訓令第七号）が行わされた。一九一〇（明治四三）年の制定以来一五年ぶりの全面改正であった。当然ながら、「裁縫」「家事」についても顕著な改正があつた。

高等女学校の「裁縫」「家事」の教授要目が一九一一年以来改訂されなかつたことを多くの論者は指摘するが、管見の限り、常見（前掲書、一二二五頁）をふくめて、師範学校の「裁縫」「家事」の要目の制定と改訂を分析した研究は見あたらない。ざつとみる限りでも顕著な改正点が多いこと、この教育を受けた生徒が小学校教師となつていくこと、法令のレベルでのこの時期における「裁縫」「家事」についての考え方を簡潔に表現しているとみられるが、高等女学校とほぼ同じレベルの学校の教授要目であること、などの点で、綿密に調査研究する必要があることを指摘するにとどめたい。この教授要目改正がその後の教科書や教育の実際面に及ぼした影響なども、研究課題として残されている。

組織的な女子教員養成の学校は、東京女子師範学校に始まつた。同校の一八七五（明治八）年の最初の学科課程に「裁縫」「家事」はなかつた（桜井役、前掲書、四〇頁）というのは誤りで、「手芸」がこれに相当する学科であった。やがて同校に渡辺辰五郎が招かれ、組織的な裁縫教授が始まられたことはよく知られている。ついで一八八一（明治一四）年八月の「師範学校教則大綱」（達第一九号）は、「女子ノ為ニハ本邦法令、経済等ヲ除キ

若クハ某学科ノ程度ヲ斟酌シテ裁縫、家事経済等ヲ加フヘシ」と規定した。こうして女教師養成に関しては、男子に課される若干の科目を削減して、「裁縫」「家事」を課すシステムが早い時期に確立した。

近代日本の師範教育の根幹を定めた一八八六（明治十九）年の師範学校令（勅令第一三号）は、生徒に「順良信愛威重ノ氣質」を育成すること期したが、小学校教員養成のための「尋常師範学校ノ学科及其程度」（同年文部省令第九号）は、「農業、手工及兵式体操ハ男生徒ニ課シ家事ハ女生徒ニ課ス」と定めた。ここにいう「家事」は、「衣食住金錢ノ出納ニ係ル事項及裁縫具ノ用法各種衣服裁縫等ノ実業」とされ、のちの「裁縫」をふくんでいる。「家事」は、第一、二、四学年では週五時間、第三学年では四時間課された。

一八八九（明治二二）年一二月には、尋常師範学校女子の修業年限が男子より一年短い三年に改められ、また学科及其程度も改正された（文部省令第八号）。「家事」は、「衣食住作法育児ニ関スル事項 蘄記 裁縫」とされ、毎学年四時間課すものとされた。この時期には、教師養成における男女差は、その修業年限にまで及んでいた。

一九〇〇年前後に、小学校、中学校、高等女学校、実業学校、専門学校等の学校制度が相ついで整備された。師範学校の制度はこれよりやや遅れ、一九〇七（明治四十）年四月の師範学校規程の制定（文部省令第一二号）により整備された。これにより、修業年限の男女差は解消された。すなわち本科は一部、二部に分けられ、一部は高等小学校二年卒を入学資格とする予備科（修業年限一年）と本科（修業年限四年）からなり、二部の修業年限は、男子一年、女子は一年または二年とされた。一部の男子は中卒（修業年限五年）を入学資格としたのに対し、女子については、四年制高女卒を入学資格とする場合の修業年限は二年、五年制高女卒を入学資格とする場合の

それは一年とされた。このような師範学校の修業年限延長は、小学校の義務教育課程の延長に対応するためのものであった。

この規程も、学科課程を男女別にしめしていた。そこには、男子には「農業又ハ商業」を必修としたのに対して女子にはこれがなく、かわりに「裁縫」「家事」を必修とするなどの差が見られた。

従来の「家事」は、高等女学校と同様に「裁縫」と「家事」とに分割された。「裁縫」は、予備科および本科一部の第一学年から第三学年までは週四時間、第四学年では三時間課された。「家事」は、本科一部の第三、四年で週二時間課された。この時間配当は、高等女学校のそれに似ていた。第一部では、「裁縫」が二年制課程では週三時間、一年制課程では週二時間課され、「家事」はなかった。「家事」は高等女学校で学習してきたから充分だということだったのであろうか。

この規程による「家事」「裁縫」の要旨（第一八条、一九条）を一九〇一年の高等女学校令施行規則のそれと比較すると、「家事」は「養老」の二字が新たにくわえられた以外は同文で、「裁縫」は、「教授法の事項がはいっているのみで、他はなんら異なる点はない」（『産業教育七十〇年史』一〇五頁）。この事実は、高等女学校及び師範学校における「家事」「裁縫」の性格や位置づけを考えるうえで甚だ興味深い問題を投げかけているが、これを追及した論策はまだ見当たらないようである。

一九一〇（明治四三）年五月には師範学校教授要目（文部省訓令第一三号）が制定された。翌一年には「高等女学校及実科高等女学校教授要目」が制定されているので、これとの比較対照も興味ある研究課題となつてい

る。

これ以降のことについては、すでに述べた。

6 女学校、女紅場、裁縫女学校

わが国の近代教育史を見る場合には、大部分の教育史書が小学校、中学校等のいわゆる正規の学校制度とされた学校教育に関する史実を中心にのべていていること、換言すれば、諸学校令には準拠しないいわゆる各種学校に関する記述が欠落している場合が多いことは注意を要する。公教育を国家による強力な統制のもとにおこうとする政策と、その反映である『文部省年報』等公式統計における各種学校に関する記述が他の諸学校のそれに比して著しく簡略であること、各種学校史に関する研究（者）が皆無に近いこと、などのため、諸学校令に準拠して設立された学校の教育を中心とした近代の学校観、近代教育観が形成されてしまったわけである。

こうした点での重要な例外は、女子教育の領域である。いわゆる正規の学校である高等女学校や実業学校はたしかに少なかつたが、キリスト教主義の女学校のような高等女学校に類する各種学校や裁縫女学校あるいは女紅場のような教育機関が発達し、これらが女子教育の施設として重要な役割を果たしてきたことが比較的早くから

注目されてきたからである。女子教育史あるいは家庭科教育史を論ずる場合にこれらの教育施設を各種学校としてくくってしまうのは、軽率のそしりをまぬかれない。

キリスト教主義の女学校や私立の女学校は、高等女学校に関する法令の規制を受けていなかつたから組織編成、教育課程編成などもそれぞれ独自なものであった。これらの学校には、高等女学校令制定後もこれに準拠せず、制度上は各種学校として存続した学校が少なくなかつた。たとえば一九二五（大正一四）年一月一日の『婦女新聞』（第一二八六号）は、東京府下の各種学校として、跡見女学校、青山女学院、東洋英和女学校、武藏野女学院、香蘭女学校、文化学院、自由学園、女子聖学院を、共立女子職業学校や東京裁縫女学校などのいわゆる裁縫女学校と一緒にならべていた。このようないわゆる「女学校」における「裁縫」「家事」教育の位置は、興味ある問題をふくむが、管見の限りではこうした視点からの研究は知られていないように思われる。

* 「女学校」ということばは、①高等女学校の略称として用いられる場合と、②校名などの中でもしろ高等女学校ではないことを明らかにするために用いられている場合と、③いわば法令などの規制とは無関係に、女子（のみ）の学ぶ教育施設の通称として用いられている場合（この場合には①②をもふくむ）とがある。たとえば、札幌市教育委員会編『女学校物語』（一九八五年、北海道新聞社）では、実科高女をふくむ高等女学校のほか、いわゆる裁縫女学校や高等女学校に類する各種学校などが、すべて女学校として扱われている。地域住民が「女学校」と呼んでいたからであろう。

** 岡村喜美・武井洋子「明治期の女子中等教育における家庭科教育制度の成立と実施の経過について」『東京学芸大

学紀要】第二一集、第六部門、一九六九年一〇月は、高等女学校令の制定以前において「高等女学校」とは称しなかつた女学校において、のちの「裁縫」「家事」に類する教科目が教授されていたことを明らかにしている。

明治初年以降の自主的な女子教育施設として叢生した女紅場については、坂本清泉・坂本智恵子『近代女子教育の成立と女紅場』(あゆみ出版、一九八三年)に精力的な実証研究が集約されている。坂本は、「女紅の教育は、うみ紡ぎ・機織・裁ち縫い・濯ぎ洗いの衣料、衣類の全生産過程にかかる教育」であり、「『一人前』の女性として生きぬく主体的な力量を育てるという点で、長年にわたる民衆の子育ての伝統を受けついだものであった」が、その教育の伝統は、公教育のなかに組み入れられると、家事・裁縫がそうであったように、「いわば『換骨奪胎』されて、旧来の家族制度に忠実な、従順な『良妻賢母』を養成するものに転化されたのではなかろうか」といつている(同上書、二三頁)。高等女学校に代表される公教育の一環として形成された女子教育を分析する場合の注目すべき視点といえよう。

ところで、女紅場には、若干の例外をのぞき、その消滅過程あるいは、他の教育施設への転換・吸収過程の判然としないものが多い。ここに女紅場研究の困難さがあり、この困難に挑戦した坂本夫妻の労苦があった。

これに対して裁縫女学校は、等しく制規によらない学校ではあっても、女紅場に比較して規模の大きいものが多く、その時代の女子教育施設としての比重が大きく、かつ連綿と継続してその後身が今日に至っていることなどから、家庭科教育研究者のあいだでは早くから注目されてきた。

*おそらく本邦最初の裁縫教育史である「明治以降裁縫教育史大要 裁縫関係法令」(一九四〇年、渡辺学園)は、渡辺辰五郎が創設した学校の創立六〇周年記念の出版物であった(筆者は常見育男)。裁縫女学校の系譜をひく学園の沿革史——たとえば『渡辺学園百年史』(一九八一年)、『朴沢学園百年のあゆみ』(一九七九年)などが家庭科教育史に好個な情報を提供しているほか、これら学園に勤務する研究者による勤務先に関する研究——たとえば「満田ユイ研究(その一)」「鹿児島女子大学研究紀要」第七卷第一号、一九八六年、をはじめとする(一見剛史の一連の労作などが裁縫学校に関する研究を豊かにしている。

裁縫教授自体を目標とし、裁縫教授に全授業時間の圧倒的部分をあてていた裁縫女学校については、常見(前掲書)も多くの紙幅を割いているが、その元祖ともいべき渡辺辰五郎の仕事については前述のように研究も多い。千葉県の小学校、千葉女子師範学校、東京女子師範学校、共立女子職業学校、そして自身が設立した渡辺裁縫学校等をとおしての渡辺の業績はよく知られているので多くはふれないが、「明治期に創設された裁縫女学校は、東京(渡辺)裁縫女学校関係者(主として卒業生)によるものだけでも全国に約百校」にのぼるというかたちで全国に影響を及ぼしていた(一見剛史『女子教育関係文献資料目録——裁縫学校の部』[科学研費研究成果報告]一九八九年)ことを指摘しておく。渡辺とともに裁縫教育の一大先覚者(常見)とされる朴沢三代治については、小学校の裁縫教育の項でのべた。

なお、裁縫女学校など女子に対する技芸教育を専門とした各種学校で一九三〇年代まで続く学校の多くは、次第に、実業学校の範ちゅうに属する職業学校に転換してゆく。この点については後述する。

二 昭和戦前期の家庭科教育

事実上一九二七（昭和二）年に始まる昭和期の家庭科教育史は、「家事及裁縫」（戦後には『家庭科教育』）の時代である。『家事及裁縫』誌で論じられ、あるいは同誌が多面的にうつしだした「裁縫」「家事」あるいは「家政」「家庭」の教育をどうとらえるかは、ほとんど専ら今後の研究課題として残されている。その意味では昭和期の家庭科教育については直接に雑誌にあたっていただくほかないが、以下においては、この激動の時代の家庭科教育の歴史を理解するための枠組みについての、主として筆者の試論をのべる。

*『家事及裁縫』創刊号にも登場した山本キクは、敗戦前の同誌に判明しているだけでも実に四八編にのぼる論稿を寄せている。彼女が一九四九年から五九年一月まで文部省にあって、戦後初期の草創期の家庭科教育を指導したことはよく知られている。彼女の家庭科教育思想の形成と変遷を追うこと一つだけでも、家庭科教育史理解は豊かになる筈である。

もちろん、いかに資料が豊富であるとはいっても、「家事及裁縫」及びその後継誌だけで家庭科教育史が理解できるわけではない。全くの偶然だが奈良女高師家事科を卒業した溝上泰子は、「家事及裁縫」誌が創刊された一九二七年四月に初めて教職についた。その意味では、彼女の家事教育史も昭和の家庭科教育史の一面を形成しているといえることに注目しておきたい。溝上に関する研究としては、福田公子・山田綾「教科理論の根底となる家政教育哲学序説—溝上泰子氏の人類生活者教育」『広島大学教育学部紀要』第二部、第三三号、一九八四年、が知られるが、晩年に焦点があてられ、初期の家庭科教育実践は論じられていない。

「裁縫」「家事」に始まりその形で定着したかに見えた家庭科教育は、一九三〇年代後半から四〇年代前半にかけて、政策的に、したがっておそらくは時期は少しずつずれながら実体的にも変容し始め、その変容が敗戦をはさんで「家庭科」に接続する、と筆者は考えている。このような理解のもとに、以下においては、まず昭和初期の「裁縫」「家事」教育についてのべ、ついで、一九三〇年代後半に始まる家庭科教育の変容期についてのべる。

1 昭和初期の小学校の「裁縫」「家事」

一九二六年の小学校令中改正の翌年五月に、文部省普通学務局編『小学校教授要目案 手工 農業 工業 商

業 裁縫』が刊行された。これは、「緒言」によれば、「当分ノ内、道府県師範学校附属小学校等ニ於テ」「研究ヲ遂ゲシメ」「適切ナルモノタラシメタル後、定案ト為ス予定」のものとされた（実際には、要目は制定されるに至らなかつた）。

この『要目案』のうち裁縫の部分は「小学校に於ける改正裁縫要目案」として『家事及裁縫』第一巻第七号（一〇月号）に早速に転載された。ジャーナリズムの速報性が遺憾なく発揮されたわけである。原田らはこの『新教授要目』につき、六年の教材にミシン縫いがくわえられ、ミシンが標準設備としてあげられたこと、他方、衣類の染色、洗濯、保存がなくなつた（家事科への移行が規定された）ため、「裁縫科は再び裁縫技術のみの教育」となったと評価している（原田富士子・岡村喜美・武井洋子・亀岬嘉子「わが国の義務教育における家庭科教育方法の歴史的研究〔第三報〕—昭和前期における裁縫および家事教育について」『日本家庭科教育学会誌』第一〇号、一九六九年三月、二頁）。また、洋服の教材化の必要を認めていて、女子に男子の被服を学ばせること、低学年手工科では男女ともに針糸の使用を習うべきだとしていることなども注目されている（永島利明「昭和初期の県小学校女教員会における家事および裁縫研究」『茨城大学教育学部紀要（教育科学）』第三八号、一九八九年）。

ところで永島はこの時期の女教員会の活動に注目し、彼女らは裁縫科教師の資質向上を課題としていたとし、その理由の一つとして、「当時の裁縫教師は実科女学校出身者が多」かったと指摘している（同上誌、一一〇頁）。永島はここでは実証的根拠をあげていないし、実科女学校とは実科高等女学校をいうのか職業学校をさしているのか判然としないが、いずれにせよ、従来の家庭科教育史研究では、とくに小学校の「裁縫」「家事」教育のない

手については解説がおくれている（僅かに常見育男「昭和二〇年以前の家庭科教員の歴史——小学校の裁縫科と家庭科教員の調査を中心にして」『家庭科学』第七一集、一九七七年、が知られている）ので、注目すべき研究課題が提起されているといえよう。なお、永島には「学制期の裁縫教師」『家庭科教育』第四八卷第一三号、「教育令期の裁縫教師」同上誌第五〇卷第二号、などの労作がある。

五年後の一九三二（昭和七）年八月には文部省著作の『尋常小学裁縫新教授書』が教師用書として刊行された。成田順の個性的主張が全面に出ている故に「世に成田流と呼ばれ」た（樋口哲子、『教科教育百年史』四五九頁）。この書物では、教材の一部を「第一種・第二種に分ち、その環境により、それぞれ必要なものを自由に選択教授する便宜」をはかっていること（同書、凡例）が注目される。小児用エプロン（第一種）とミシン使用法（第二種）、あるいは大裁単長着（女物）（第一種）と洋服（第二種）というような教材の組合せからみて、第一種として農村が、第二種として都会地が想定されていたようである。

この『新教授書』は、『家事及裁縫』誌では第六卷第一〇号（一九三二年一〇月）以降、繰返し話題にされていく。

ところで、大正期までの高等小学校の女生徒が「裁縫」を好んでいたことについては前述したが、この時期の小学校の「裁縫」教育を子どもたちがどのように受けとめていたかについての研究はあまり知られていない。一九三二（大正一一）年に京都府下の農村の小学校に入学したある女性は、「四年生になって裁縫を習うのは嬉しかったですね。やっぱり、大人の仕事ですからね。裁縫というのは、真似事みたいなことにしろ、大人のやってい

る事」だったから、と語っている（一九八八年に実施した和田典子氏に対する朴木佳緒留と筆者の聞き取りによる）。ちなみにいえば、当時のこの村の小学生たちは、男子も女子もいわゆる着流しに前掛けをしており、一年生から母親手づくりの洋服を着せられたのは、村では彼女一人だったという。

文部省は統いて一九三四（昭和九）年五月には、『高等小学 裁縫新教授書』を刊行した。これは、高等小学校第一、第二学年の裁縫科教師用書であるが、「裁縫科に於ては別に教授要目を設けず、本書を以て之に代らしめることとする」とされた（凡例）。「教材は基礎的なもの及び実生活に必要なもの」を選んだとされているが、和裁を基準とし、適宜、若干の男女児服をくわえたものとなっている。「男女児服に関する記述は相当広範囲に亘って居るが、土地の情況又は時間の関係により、必要なものを自由に選択教授すればよい」とされている。女袴は自由選択とされた。ここには時代の変化が反映しているといえる。しかし、「中小裁長着・中小裁羽織・中裁綿入長着・半纏等の如きは、たとひ実習の出来ない場合でも、之に関する説明だけはしておく必要がある」とし、和裁への執着を断ち切ってはいない。『家事及裁縫』誌は、この教授書についても、解説記事を掲載しただけでなく、綿密な検討を重ねている。成田自身はこれら新教授書につき、教材の配列が「児童の心理的要要求を考慮し、生活に即したもの、興味あるものを選び」「洋服教材を多く」したなど「面目を一新した感がある」とのべている（成田順『裁縫科教授法』一九三八年、大成書院、一七三頁）。

文部省はさらに一九三七（昭和一二）年三月に『高等小学 裁縫新教授書 第三学年用』を刊行した。この六七四頁の大冊は、表題にしたがえば高等小学校第三学年用の裁縫科教師用書として編纂されたものであったが、同

時に、「概ね青年学校本科裁縫教師用書並びに中等諸学校裁縫科新教授参考書として使用されるべき」ものとされた（同書「凡例」）。実際、この指導書が当時三千名弱しか在籍していなかつた高等科三年用に編纂されたと考えるのは現実的ではない。

*筆者が手にしているのは一九四一年刊だが、「凡例」には「昭和二二年一月」の日付があり、初版は一九三七年発行とあるので、常見、前掲書（四五六頁）がこの書物を昭和九年刊としているのは誤りであろう。

**高等学校の修業年限は一年とされていたが、「延長シテ三箇年ト為スコトヲ得」（小学校令第一八条）とされた。一九三七年についてみれば、高等科を置く市町村立及び私立小学校（すなわち単置制高等学校および尋常高等小学校）は一四一二三四校あつたが、うち修業年限三年の学校は三九五校（二・八%）に過ぎず、その第三学年児童は約一万四千名、うち女子は僅か二、八一〇名に過ぎなかつた。ちなみに、同年の高等科第二学年に在籍していた女子は三二万六、〇八九名であった。

「家事」は一九二六年から高等学校女子の必修科目となつたが、教授要目は制定されず、教科書も一九三三年まで発行されなかつた。教授の手がかりが提供されていなかつたわけである。この事情は、教材研究・解説・実践の紹介を重視した『家事及裁縫』誌が好調に伸びる背景となつていたといえよう。別の観点からいえば、「家事」教育の実態を明らかにするためには、『家事及裁縫』などの雑誌等から調べていくほかはないということになる（た

知られている）。

ようやく一九三〇年代に入つて国定教科書『高等小学家事教科書 第一学年児童用』（一九三三年）、『同 第二

学年児童用』（一九三四年）、『同 第三学年児童用』（一九三六年）が発行された。高等小学校第三学年用がもつ意味については、裁縫教科書を例に前述した。原田らはこの一、二年用教科書につき、「女子と家事」「纖維と織物」「井戸と水道」「電燈」「燃料」「食物の成分」「敬老」「家庭生活の合理化」などの新しい教材に注目し、全体的にみて「総括的内容をもつたものと、科学的内容のものが増加して、ここに家事科の内容の基盤ができる」としている（原田富士子・岡村喜美・武井洋子・亀崎嘉子「わが国の義務教育における家庭科教育方法の歴史的研究〔第三報〕—昭和前期における裁縫及び家事教育について」『家庭科教育学会誌』第一〇号、一九六九年三月、五頁）。早い時期の研究だからやむを得ないのかも知れないが、家事教育（の教科書）を分析する視点が定まつていなさい感は否めない。この後は、明治、大正、昭和にわたる「家事」の教科書を、家族、あるいは住居というような個別の領域に焦点をあわせて分析する研究がすすんでいる（会田京子・武井洋子「初等教育における『家族』に関する指導内容の研究—戦前の家事教科書を中心として」『東京学芸大学紀要』第六部門、第三六集、一九八四年、吉原崇恵「住居の教育内容の変遷の様相〔第一報〕—家事教育の進展期」『静岡大学教育学部研究報告

〔教科教育学編〕第一七号、一九八五年、など)。個別的なテーマに関する限りでは分析も精緻になってきたが、それぞれの時期の「家事」教育を総体として家庭科教育史のなかに位置づけるという観点や方法意識の追求がなおおくれている感は否めない。

2 昭和初期の高等女学校の「裁縫」「家事」教育

高等女学校は、本科、実科ともに、恐慌の影響で停滞した一九三〇年代前半の数年をのぞくと、ほぼ一貫して増大し続けた。すなわち、一九二六(大正一五)年の本科の学校数、生徒数は六六三校、約二九万五千名であったが、一九四二(昭和一七)年には九七四校、約六二万三千名となつた。この間に実科は、一九九校、約二万九千名から一九四校、約四万八千名となつた。「裁縫」「家事」を重点的に教育する実科の生徒数は一・七倍近く伸びたが、これを設置する学校は少なかつた。多少の新設もあつたが本科への「昇格」が相続ぐなど、実科はついに高等女学校の重要な構成部分とはならなかつた。

高等女学校の伸びは著しかつた。元来高等女学校の規模は中学校のそれより小さかつたから、その数は一九二

年以来中学校数を上回つてゐた。しかし一九三三(昭和七)年には、高等女学校は、本科生徒数においても三三万五七〇名と中学校(三三万九三三四名)を上まわるに至つた。実科の生徒数をくわえれば、高等女学校の生徒数はもつと以前から、中学校のそれを超えていた。第一次世界大戦後の資本主義の発展=社会の変化は、女子が中等学校まで進む必要はないという親や女生徒の意識を変えていったとみてよいであろう。

*もつとも、実業学校の生徒数においては、男子が女子をはるかに上回つており、一九三一年には男子二二万七五七名に対し、女子は四万四、六三五名(男女計の一七・〇%)に過ぎなかつた。中等学校進学面での男女差が実業学校について顕著だった事実を軽視することはできない。

高等女学校は、前述したように、一九二〇(大正九)年からは五年制を本旨とするようになつた。昭和期に入ると五年制高女も少しずつ増加したが、四年制高女もまた増加した。また一九三五(昭和一〇)年以降になると、五年制と四年制とを併置する学校も出現した。こうしたなかで五年制高女の学校数の比率は、四年制併置校をふくめても、一九二六(大正一五)年の二一・六%から一九四一(昭和一六)年の三〇・九%まで伸びたに過ぎなかつた。『文部省年報』は修業年限別の在籍生徒数をしめしてはいないが、修業年限別の卒業生数を掲げてゐるので、これにより生徒数の修業年限別の比率を推測することはできる。これによると、五年制高女卒業生の比率も昭和期に入ると僅かずつ増大したが、学校数の比率と同様に三〇%台に達したに過ぎなかつた。戦前期の高等女

学校は、法令上はとにかくとして、実態としてはついに最後まで四年制が主体だったわけである。

中学校より一年おくれて一九三二（昭和七）年二月一九日には、高等女学校令施行規則中改正（文部省令第五号）があり、高等女学校の「本科、実科に新たに「公民」という教科がおかれ、これにともなって「高等女学校及実科高等女学校教授要目」も改正された。

ところが本稿の主題である高等女学校の「裁縫」「家事」の教授要目は、一九一一（明治四四）年七月一九日に定められたまま、改正されなかった。

一九一一年以降、とくに第一次大戦以降の日本の社会生活の様相は大きく変わりつつあった。「裁縫」教育の背景となる国民の衣生活面をとつてみても、一九一〇年代以降になると男女ともに洋服が急速に普及し始めていた。一九一一年制定の教授要目は、昭和期に入ると時代おくれになっていたことは明らかであった。社会生活の変化が高等女学校の「裁縫」「家事」教育に及ぼした影響については、前述のように、これら教科目の検定教科書の内容の変化からある程度は確かめることができる。

文部省は一九二八（昭和三）年から毎年夏、高等女学校、師範学校教師対象の講習会を開いたが、ここで「裁縫」を担当した東京女高師の成田順は、たとえば和裁・洋裁の割合については、「概していうならば、都會地では洋裁に多少多く時間をとるようにしたい。和裁七に洋裁三、あるいは和裁六に洋裁四くらい」とするなど実生活にそくするよう話をしたという（成田順『被服教育六十年の回顧』八〇〇八一頁）。この二八年頃の講義要項は『婦人服裁縫の基礎並に其の指導法』（一九二八年、南光社）としてまとめられ、毎年版を重ねた。成田はさらに『子

供服の時代化（一九三一年、大成書院）もまとめている。

『家事及裁縫』誌は、論説で時代の流れを説くだけでなく、創刊号以来「誌上指導」を強めていた。毎号のよう洋裁を指導していたのは文化裁縫女学校長・並木伊三郎だった。

こうしたなかで、高等女学校の「裁縫」「家事」はどう変ったのだろうか。

高等女学校の学校史の記述等を調査した山本・福田は、一九一〇年代の「家事」について、理科における実験、実習重視の傾向が現れているにもなって、「実習設備を持つ家事室、文化的な割烹室が普及」し、「栄養分析」「カラリー」という用語が現われ、カレーライス等の洋食メニューが登場し、「住居については、洋風の台所、応接間、書斎のある文化住宅」が教材となってきたとのべている。また「裁縫」については、「上級生になると、洋裁が入ってくる。出始めた国産ミシンや電気アイロンがいち早く取り入れられ、新入生の夏の制服を上級生が縫うといふ学校も多かった」という（山本禮子・福田須美子「高等女学校の研究——一九二〇年代の教育実態をめぐって」『和洋女子大学紀要』第二六巻第一号、一九八六年、一〇四～一〇五頁）。教育の実際面では、確実に変化し始めた。

山本・福田はまた、明治末から昭和戦前期に公立高等女学校本科を卒業した者につきアンケート調査を実施して各教科について授業で習ったことを尋ねているが、「家事」「裁縫」については次のような回答が得られている（山本禮子・福田須美子「高等女学校の研究〔第一報〕——高女卒業生のアンケート調査から『和洋女子大学紀要』第二七集〔文系編〕、一九八七年）。

*このアンケートでは、本科・実科の区分は明確にされていない。しかし、回答者一九八七名の出身学校につき筆者が調べたところ、実科高等女学校の卒業生は数名に過ぎなかつたので問題はないといえる。ついでにいえば、実科高女については、高女にくらべると競争率が低かつたなどのことは紹介されているが（たとえば桜井、前掲書、三二二～三二三頁）、実科高女の教育の実相はあまり知られていない（この点で、実科出身者の自伝的小品でもある黒川綾子『小路の雑草、そしてきもの譜』一九八九年、私家版、は興味深かった）。

まず「裁縫」についていえば、記憶に頼ることから生ずる限界は不可避である——たとえば、毎学年週四時間もあつた「裁縫」の時間に和裁を習わなかつた筈はないのにこれが一〇〇%に達していない——が、時代が下がるにしたがつて、教授要目にはない洋裁やミシン縫いが着実に増加していることを読みとることができる。しかし他面からいえば、一九三五年頃になつても洋裁やミシン縫いを卒業生の記憶に残る程には教えていないといういささか信じ難い高等女学校があつたことを示唆している。一九一九（昭和四）年に堀口きみ子、西野みよしとともに女性初の哲学官となつて全国の高等女学校を視察していいた成田順が、「文部省制定の教授要目でやつている」と得意げの説明をする校長があつたといい（成田順『被服教育六十年の回顧』八四頁）、衣生活の変化・発展を考慮するよう説いてまわつたといつてゐるから、「裁縫」教授の変化は緩慢だったのであろう。

また高女卒業生たちの記憶によると、「家事」の授業では、ほとんどすべての学校で割烹が教えられていたことのほか、衛生看護や栄養、染色などに関する事項が次第に増加したらしいことがわかる。

しかし、江原、石川が昭和戦前期の高女の家事教科書¹⁾〇種につき調理に関する記述を調査したところでは、食品の成分や組織についての記述がみられるようになつた、初期の一冊のみが専門的で他はすべてグラム表示になつた、経費算出、栄養計算が導入されたなど、科学的色彩が強くなつてゐるとされている（江原絢子・石川寛子「調理指導の変遷について〔第三報〕——昭和戦前期家事教科書の分析をとおして」、「日本家政学会第三七回大会研究発表要旨集」一九八五年六月）。

高等女学校の「家事」の教科書を分析し、「明治、大正の裕福な上流家庭（大正当時月収二〇〇～三〇〇円）の子女の教育用教科書から、昭和の中流家庭（大正時代でいえば五〇～一〇〇円）の子女の教育へと移行していく」（新福祐子「家庭科教育における指導内容の歴史的考察（第二報）——大正・昭和戦前期における住居の領域」『大阪教育大学紀要』第二五巻、第V部門、第二号、一九七六年、一一六頁）とのべてゐる報告がある。「ここでは近藤耕造の教科書のように生活レベルを「意識して下げたものもある」（同上、一三五頁）ともされている。いずれも重要な論点になるところであるが論拠がわかりにくい。深めて欲しい点である。

*筆者の手もとにある石沢吉磨『家事教科書・下巻』（一九二四年、訂正九版）は、家計の実例として月収一六〇円の官吏の一家を掲げてゐる（一三四頁以下）。他方、井上秀子『現代家事教科書・下巻』（一九二八年、修正四版）は、「家計の立て方」として月収二五〇円、一五〇円、一〇〇円の三例を掲げてゐる（一五六頁以下）。このような記述と、他の教材が想定している生活水準とのずれも問題になる。一九四〇年代に、高女家事科の教科書の主要教材は少なくとも

月収五〇〇円以上の家庭生活を想定しているという黒川喜太郎のことばが引例されて議論をよんでいたことが知られる

（留岡清男「生活教育論」一九四〇年、西村書店、三九頁以下）。

一九三〇年代になると、高等女学校を中学校と差別して併置づけている制度自体が各方面で検討され始められ、「裁縫」「家事」など高等女学校に特有の教科のあり方もまた問題となつた。

中等学校の女教員自身もこれらを問題にした。一九三一（昭和六）年に開催された全国中等学校女教員大会では、「女子高等教育機関ノ設置並ニ改善ヲ速カニ圖ルコト」「大学各種専門学校ノ「女子への」門戸開放ヲナスコト」「女子中等学校卒業者ニ対シ男子ト同様ノ進路ヲ開クコト」など学校体系上の改善要求をあげるとともに、「基本科目ノ程度ヲ男子ト同等ニスルコト」など学科内容の改善要求をも掲げた。しかし、この大会では、個別教科固有の問題としては、未制定であった高等女学校「作法」教授要目の制定、教員検定・教科書検定の実施を要求するにとどまつた（『昭和六年八月・全国中等学校女教員大会記録』一九三一年）。

翌三二年に開かれた第二回全国中等学校女教員大会においても、帝大・官立大の女子への門戸開放、女子の参政権など前年とほぼ同様の要望事項や建議があげられたが、今回は「高等女学校ニ於ケル裁縫教授要目ヲ速カニ改正セラレンコトヲ要望ス」という建議があげられた。提案者がのべたように、裁縫科の教材は「特に一々教材が実際生活を基調として居る関係上、特に適応せしめる必要」があるので、「現状と文部省の訓令の間に矛盾」が著しくなつていたのである（『第二回全国中等学校女教員大会記録』一九三二年、一三六頁）。なおこの第一回全

國中等学校女教員大会については、『家事及裁縫』誌では、一記者「中等学校女教員大会」（七卷九号）、斯波達雄「全國中等学校女教員大会を評す」（七卷一〇号）、同「全國中等学校女教員大会に列して」（七卷一号）などが報じられた。第二回大会については、一記者「中等学校女教員大会に望む」（八卷九号）の記事がある。

この二回の全国中等学校女教員大会を通じて、中等教育の男女同格化と高等教育の女子への門戸開放について最も激しく論陣を張つたのは、同時期に『男女共学論』（一九三一年一〇月刊、一九八二年に日本図書センターより復刻）を著していた小泉郁子であった。小泉は一九三三年には「中学校に於ける男女共学実行案」をまとめている。中等学校の同格化のためには、高等女学校では国語に匹敵する時間数があてられていた「裁縫」「家事」の扱いが問題となるが、小泉の案では、男女共通基礎科目のほかに「女子に特殊なる家事、裁縫」を男女各別基本科目とし、さらに「女子に特殊なる家事、裁縫、挿花、點茶」を増加科目とするとしていた（『教育週報』第四〇九号、一九三三年三月一八日）。この点につき橋本紀子は、「男女共学制の早期実現のために、当時の日本社会の常識を重んじたためであろう」、「生活知識の学習は男女共に必要であると力説していた小泉でさえも、実際の場合でこの常識をのりこえることは困難だったのであろう」と評している（橋本紀子「一九三〇年代日本の男女共学論と共学制度実現運動—小泉郁子の共学思想と実践を中心に」『教育学研究』第四九卷第三号、一九八二年九月、四九頁）。この「常識」を克服する課題は、第二次世界大戦後に改めて問われることになる。

* 第一回の全国中等学校女教員大会は、桜蔭会、佐保会、高等女学校校長協会の主催で開かれた。この大会を機に全国

中等学校女教員会が成立、年一回の大会は少なくとも一九三九年まで開かれたことが知られる（「桜蔭会史」一九四〇年、三九〇頁）。第三回以降の会議録は筆者未見。

中等教育改革に深い関心を寄せていた海後宗臣は、一九三二年に高等女学校の学科課程を論じ、「中学校の学科の程度を低くし、それに家事と裁縫を附加すれば高等女学校の学科が構成されるといふ六〇年来の伝統に」厳しい「反省」が求められるとし、女子の実生活上の「仕事」に綜合されるような教育内容を構想すべきだという改革の方向を提示し、「今日の家事、裁縫、手芸、作業などの時間を漫然と増したのではこの様な」改革はできないとした（海後宗臣「高等女学校と学科課程」『教育』第五卷第一号、一九三七年一月、一九〇頁）。戦後の一九五一年の職業・家庭科の学習指導要領改訂に際して展開された海後の「しごと学習」の発想がすでにここにみられるることは興味深い。

こうした状況のもとで、高女の「裁縫」「家事」についても個人や府県の家事裁縫研究会など各方面から、改革案が研究され提唱された。その様子は『家事及裁縫』誌からも知ることができる。一九一一年の教授要目を基準として考えると、洋裁をとり入れること自体が「裁縫科」の大きな改革であった。しかし、前述のように洋裁はこれ以前から急速に教育現場に普及しつつあったから、「裁縫」についてはより根本的な改革の気運が生まれていた。この点で、「裁縫」の内容を拡充再編して「衣類科」とすべきだとする黒川喜太郎の主張は、注目すべきものであった（黒川「裁縫科改造案『衣類科』の主張」『家事及裁縫』第七卷第三・四・五・六・七号、一九三三年）。

この改革案を『裁縫教授の新研究』（一九三四年）によって研究した加地は、提案の一〇年後の一九四三年の高等女学校規程に、「教科の枠組みとしては、『衣類科』に代って『家政科被服』という名称で、被服関係の総てをまとめた科目が設定され」、またその「教授方針・時数には、黒川の提案が、ほとんどそのまま取って入れられる」などの点で注目に値するとのべている。（加地芳子「家政学教育の史的研究（一）—黒川喜太郎の『衣類科』について」『大阪教育大学紀要 第II部門』第三四卷第一号、一九八五年八月）。

*成田順は、黒川の提案に先んじて、山本キクが『裁縫の教育』（『岩波講座教育』第六冊、一九三二年、に収録）のなかで今後の裁縫科は衣服の裁縫に関する知識技術のみならず、衣服それ自身に関する科学的知識を涵養せねばならぬと論じ、衣服科を提唱していたことに注目している（成田「戦前の裁縫科のあゆみ」『家庭科教育』第三〇卷第四号、一八頁）。さきにもふれたが、山本の思想、役割の研究がおくれているので、留意したい。なお黒川の提案の『家事及裁縫』への掲載号を加地が「昭和六年三～七月」としているのは誤りである。

このほか、昭和戦前期には、『家事及裁縫』誌に多数の論稿を寄せた本間良助（「創造主義裁縫教授法の主張」）、山本キク（第二次大戦後、文部省の家庭科担当の教科調査官となる）らの主張には、検討すべき問題がふくまれているようにおもわれる。

3 実業学校における「裁縫」「家事」——職業学校を中心

一九二七年の実業学校の生徒数は、甲種約二万一千名、乙種約三万八千名であった。このうち女子は、甲種三万一、九二〇名（一五・六%）、乙種九、五一〇名（一一四・七%）に過ぎなかつた。

*一九二〇（大正九）年の実業学校令中改正（勅令第五六四号）以後、各学校を甲種、乙種に区分する制度は廃止された。しかし、その卒業生に専門学校入学資格が与えられる学校を甲種と称し、それより教育水準の低い実業学校を乙種として区分する慣行はのちまで残つた。

実業学校に学ぶ女子は男子にくらべて著しく少いだけでなく、在籍する学校種別に偏りがあつた。公立私立の実業学校本科についてみると、女子が在籍していたのは職業学校（二万七、六〇九名）、農業学校（四、〇九五名）、商業学校（三、四四一名）のみで、しかも、職業学校に在籍していた女子は実業学校に学んでいた女生徒の七八・九%に達していた。

農業学校、商業学校に学ぶ女子は、それぞれ農業学校規程、商業学校規程により「家事及裁縫」を学ぶこととされていた。しかし、農業教育史、商業教育史に関する研究自体が少ないので、これらの学校における「家事及裁縫」の実相に関する本格的な調査・研究はまだ見あたらない。

職業学校は、ほとんど女子だけが学ぶ特異な実業学校であり、その生徒数が一九二〇年代において実科高女のそれと匹敵し、一九三〇年代には実科高女のそれを上まわつたという量的な面からみても女子教育上看過できない学校であつたが、同時に、その大部分が「裁縫」「手芸」「割烹」など戦前女子教育に固有の学科で占められたという点で「裁縫」「家事」教育史上に特異な位置を占めている。しかしこの職業学校については、その制度や実情が意外に知られていないので、ややたち入つてのべる。

*職業学校に学ぶ男子は、一九二〇年代はゼロであり、一九三〇年代に入ると少しずつ現れてきたが、一九四〇年になつても三千名弱（職業学校全生徒の約三%）に過ぎなかつた。

**たとえば常見育男は、明治期の「家庭科教育尊重型の女子教育」の一つとして共立女子職業学校に代表される「女子職業学校型」をあげ、この種の教育機関は「大正時代まで全国各地に普及した」とのべている（常見、前掲書、一〇七頁）。しかし彼は、大正末期になって初めて「職業学校」が制度化され、その後に職業学校が増加したことについては四行ほどふれているに過ぎない（常見、前掲書、一二二五頁）。このため、せっかく引用されている一九二七年の全国女子職業学校長会議のもつ意義が理解しがたいものとなっている（常見、前掲書、二〇六頁）。またときには、「実業補

習学校、職業学校」「が青年学校に統一され……」と誤って記述されている場合もある（浅沼アサ子「戦時下の女子教育I—高等女学校家庭科と関連して」『東京家政学院大学紀要』第二卷、一九八一年、一九頁）。ただし桜井役、前掲書には簡潔な説明が与えられている。

一九二一（大正一〇）年一月に制定された職業学校規程（文部省令第三号）は、「職業学校ノ学科ハ裁縫、手芸、割烹、写真、簿記、通信術其ノ他特殊ノ職業ニ付之ヲ定ムヘシ」と定めた。従前の「徒弟学校規程ニ依ル女子職業学校」も、この規程に基づく職業学校とされた。一九三一年の規程中改正ではさらに多数の学科が例示され「特殊ノ職業」という文言が削除された。

しかし規程の文言にかかわらず、職業学校におかれた学科の大部分は「裁縫」「手芸」「割烹」など女子教育に固有のものであり、その他の職業に関する学科を置く職業学校は極めて希であった。

実業学校については、中学校や高等女学校（実科高等女学校をふくむ）とは異なって学科課程に関する法令上の基準がひじょうに弾力的であった。この故に、裁縫教育を看板とした職業学校が新設されただけでなく、法令上の位置としては各種学校に甘んじていいわゆる裁縫女学校も、あいついでこの職業学校規程にのっとった学校となつた。ここに職業学校の存在形態の特異性があつた。

恐らく初めて職業学校制度を研究した井上知則は、「家事」「裁縫」「割烹」「手芸」等女子教育の教科目を中心とした職業学校を「家政型」、その他の職業教育を目的とした職業学校を「職業型」と区分している（井上知則「職

業学校に関する史的考察—その量的把握をとおして」名古屋大学教育学部技術教育学研究室『技術教育学研究』第一号、一九八二年七月。なお、本稿の職業学校に関する記述は、井上の論稿によるところが多い）。

職業学校は、一九三〇（昭和五）年には学校数で二〇六校、生徒数三万三千名を超えていた。この生徒数は商船学校（約千八百名）、水産学校（約二千名）よりはるかに多く、工業学校（約三万五千名）にほぼ匹敵した。それにもかかわらず職業学校という学校制度の存在が知られなかつたのは、工業学校の大部分が○○工業学校、商業学校の大部分が△△商業学校と称していたのとは異なつて、職業学校規程による学校の名称が極めて多様で、「職業学校」を名のる学校はむしろ少数派であったことによるところが大きいようにおもわれる。試みに一九三〇年の甲種職業学校の名称を「実業学校一覧」によって多い順にあげると次の如くで、その種類は三一種に達した。数字は学校数、カッコ内は一九三五年の学校数である。

| | | |
|---|-----------|--------|
| 1 | ○○女子職業学校 | 一一（一五） |
| 2 | ○○女学校 | 一〇（一三） |
| 3 | ○○高等家政女学校 | 一八（三六） |
| 4 | ○○高等実業女学校 | 一四（一八） |
| 5 | ○○実践女学校 | 一一（九） |
| 6 | ○○高等裁縫女学校 | 八（一〇） |

| | | |
|----|------------|------|
| 7 | ○○高等技芸女学校 | 七(八) |
| 7 | ○○実業女学校 | 七(五) |
| 7 | ○○家政女学校 | 七(五) |
| 10 | 高等○○女学校 | 六(七) |
| 10 | ○○裁縫女学校 | 六(七) |
| 10 | ○○実科女学校 | 六(七) |
| 10 | ○○女子高等技芸学校 | 六(六) |
| 13 | ○○高等実践女学校 | 五(五) |
| 13 | ○○裁縫女学校 | 五(二) |
| 15 | ○○和洋裁縫女学校 | 四(四) |

以下略

比較的よく知られた共立女子職業学校（今日の共立女子大の前身）、北海道に多かった○○女子職業学校のみでなく、渡辺辰五郎が開いた東京裁縫女学校（今日の東京家政大学）、朴沢三代治が仙台に開いた朴沢松操女学校（今日の朴沢女子高校）、大妻技芸学校（今日の大妻女子大）、堀越千代の和洋裁縫女学校（今日の和洋女子大）、満田ユイの鹿児島高等実践女学校（今日の鹿児島女子大）など裁縫教育で著名な学校は、いずれも職業学校であった。

*朴木佳緒留・鈴木敏子共編『資料からみる戦後家庭科のあゆみ』（学術図書出版社、一九九〇年）は、職業学校制度にも的確に言及した珍しい書物である。ここでは、「裁縫女学校、家政女学校、実践女学校などの校名がつけられている」とされている（三六頁）。数量面での代表性よりも、職業学校をおもい浮かべやすい名称が選びとられたのである。

学校名だけでは各種学校と選ぶところのない看板を掲げながら、地域の女子の教育要求に応えていたのが職業学校であったともいえる。学校制度史あるいは教育政策史としてみれば、実科高等女学校の学科課程を通常の高等女学校に近づけ、各種学校としての裁縫女学校は職業学校として位置づけて掌握する政策がとられたわけである。

なお職業学校については、中学校や高等女学校のように道府県は必ず設置しなければならないという規制はなかったので、一九三〇年代になっても、秋田、福井、山梨、三重、香川、高知のように、職業学校が甲種・乙種とも一校も存在しない県があったことも、実情をわかりにくくしているのかも知れない。

*久保木らは昭和期の愛媛県下の「実業学校における家事・裁縫教育」を四校を例にあげて論じているが、同県に一校しか存在しなかつた故か職業学校であった宇和島高等家政女学校を扱っていない（久保木道子ほか「愛媛県における家庭科教育の歴史（第五報）」、前掲誌、一〇頁）。久保木らのあげた四校中、校名のみでは校種不明な宇摩実業学校、伊

予実業学校はともに農業学校であり、「松山商業女学校」は「全国実業学校二関スル諸調査」には見えないので各種学校だったのであろう。実業学校は、職業学校に限らず校名のみでは校種を推測し難い場合があるので注意したい。

職業学校の存在が研究者に自覚されにくいのは、右に略述した事情のほかに、実業学校制度に法的基礎を与えている実業学校令第二条に「職業学校」が掲げられていないこともあげられる。当の職業学校長たちのあいだには同令第二条を改正して法令上に明示すべきだとする意見があったが（たとえば『第七回全国女子職業学校長協会総会議事録』〔一九三二年〕、二二二頁）、ついに実現しなかった。また、工業学校が戦後には工業高等学校になつたというように継続関係がはつきりしている実業学校と違って、職業学校という制度は一九四三（昭和一八）年の中等学校令によって廃止されたため、今日のどの学校の前身校なのはつきりしない場合が多いという事情もある。

職業学校をふくむ実業学校の学科課程については、一般に中学校や高等女学校とちがつて、法令による基準が事実上なかった。このため、個々の職業学校における「裁縫」や「家事」の占める位置は非常に多様であった。井上はいくつかの「家政型」職業学校の学科課程を調べているが、それによると学科課程中における「家政及び実業教科目」の授業時間数——「商業」等の実業科目を開設している学校は希であった——はしばしば全授業時間の三分の一に達していたが、他方に四割前後となっていた学校もみられた（井上知則「職業学校に関する史的考察〔2〕—組織変更とともに学科課程の変容について」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第二九巻、一九

八三年三月）。

職業学校は、教育組織自体も柔軟であった。一九三〇年についてみると、甲種職業学校では、尋卒を入学資格とする四年課程の学校が五一%、高小卒を入学資格とする一年課程の学校が二三%、両課程を併置する学校が一%であったほか、少数だが高一修了を入学資格とする三年課程の学校もあった。乙種の学校では尋卒を入学資格とする三年課程の学校が七六%、尋卒を入学資格とする二年課程の学校が一四%となっていた。

職業学校本科の修業年限は四年制の実科高女と同様であったといえるが、その本科のうえに専攻科、高等科、高師範科等々の名称で、そつ高度の専門教育を実施する課程を置く学校もあり、その中には、高等女学校「裁縫」科教員の無試験検定の指定を受けていた学校もあった。

『家事及裁縫』誌は、第五卷第三号で職業学校に関する数本の論説を掲載しているなど、職業学校も視野の中に入れていた。これらに着目した研究はまだないようであるから、職業学校の教育の実情やその存在意義の解明はなお課題となつていてるといえよう。^{*}

* 職業学校長の間には、実業学校としての位置を明確にすべきだとする有力な意見のほかに、女子の中等学校たるべきだとする意見も少なくなかった（前掲、職業学校長協会総会議事録参照）。

三 家庭科教育の変容期

1 激動の時代

一九三〇年代から四〇年代にかけての日本は、政治、経済の面で激動した時代であり、その変容は学校教育制度、したがってその中の家庭科教育にも大きな影響を与えた。

一九三〇年代前半は日本経済も世界恐慌のただなかにあつた。農業恐慌が東北地方をはじめとする農村を極度の困窮に陥らせたことはよく知られている。ところが侵略戦争の開始を機に、日本資本主義は他の資本主義諸国にさきがけて恐慌から脱出し、一路、戦時経済化、重化学工業化の道を歩み始め、やがて、第二次世界大戦に入し、経済活動がほとんど破局の状態となつた一九四五年に敗戦を迎えた。しかし、この三〇年代後半から四〇年代にかけての僅かな時期に、一口に戦時経済体制といわれる資本主義の重化学工業化が、日本の社会生活、学校教育に大きな変容をもたらすことになった。

教育の面での矛盾とその変容は、教育制度の全般にわたつたが、本稿の課題にそくしていえば、青年期の教育に著しかつた。それはまず、実業補習学校と青年訓練所の統一による青年学校制度の創出（一九三五年）と男子の青年学校就学義務化（一九三九年）となり、ついで小学校制度の抜本的改革＝国民学校令の制定（一九四一年）となり、中等教育制度の抜本的改革（一九四三年）、師範学校の制度改革＝昇格・専門学校化（一九四三年）と続いた。

このなかで、家庭科教育も大きく変容していった。

一九三〇年代後半に入つて、矛盾が錯綜する教育諸事象を科学的に研究しようとする動きが台頭した。雑誌『教育』を拠点とした城戸幡太郎、留岡清男、阿部重孝らに指導される教育科学運動はその代表的なものであつた（山田清人『教育科学運動史』一九八六年、国土社）。早くもこの時期に阿部重孝が六・三制論を提唱し、それが戦後教育改革、とりわけ新制中学校制度の成立に重要な影響を及ぼしたことはよく知られている（赤塚康雄『新制中学校成立史研究』明治図書、一九七八年）。戦前日本の教育学の最も高い到達点をしめしたとされる阿部については、近年になつてほぼ全集に近い著作集がまとめられ（『阿部重孝著作集』全八巻、日本図書センター、一九八三年）、多方面にわたる膨大な著作を遺した城戸については、「城戸幡太郎先生著作・論文目録－城戸幡太郎先生卒寿記念」『北海道大学教育学部紀要』第四四号、一九八四年三月、が教育者・研究者に便宜を提供している。城戸の教育思想は「大正期の人格的教養主義の嫡子」たる性格をもつて出発したが、一九三〇年代には、先驗的思惟と觀照的態度を克服して実践的な経験科学としての教育科学の建設を課題とするに至り、「教育における理念的価

値を狂心的な仮象に求めるのではなく」「生活主体である子どもの発達の事実の中に求めよ」うとしたところに、その特質があつたとされる（佐藤学「城戸幡太郎の教育科学論」、城戸幡太郎先生卒寿記念出版刊行会編『城戸幡太郎と現代保育研究』一九八四年、ささら書房）。城戸の教育思想の発展の軌跡と到達点はいわば近代日本のすぐれた教育思想のそれらを代表するものであり、それ故に多くの研究者から注目されている（最近の研究としては、田中武雄「城戸幡太郎における教育科学論と制度構想」『金沢大学教育学部紀要〔教育科学編〕』第三六号、一九八七年、がある）。家庭科教育との関連でみると、城戸が保育問題研究会（一九三六年結成）の研究と運動などをとおして、「現実の社会で生活する子どもの生活を積極的に指導する立場にたつ保育」（宍戸健夫『日本の幼児保育——昭和保育思想史・上』（一九八八年、青木書店、二〇六頁）を主張するなど、幼児保育の科学的研究に貢献したことなどが知られているほか、最近では一九五〇年代に展開された彼の「生活技術」の概念が、改めて注目されている（朴木佳緒留「城戸幡太郎における生活技術の教育」『神戸大学教育学部研究集録』第七六集、一九八六年）。

生活の現実を冷感にみつめ、それとの関係で教育の課題を考察すべきだと強調した留岡清男は、当時の「家事」教育が生活現実と遊離していることを指摘していた（留岡清男『生活教育論』前掲、二九頁以下）。その留岡と宗像誠也を責任者とした教科研生活教育部会の家事教育委員会の活動については、高木葉子が早くから注目している（「戦前の教育科学研究会における『家事教育研究』について——一九三七年より四〇年までの家事教育研究部会活動」『年報・家庭科教育研究』第三号、一九七五年）。

2 青年学校に家庭科誕生

一九三九（昭和一四）年に、「家庭」という名称の教科が初めて青年学校に登場した（永島利明「青年学校女子部の歴史と家庭科」『教科教育学会誌』第一四卷第一号、一九九〇年一月）。

一九三五（昭和一〇）年四月に青年学校令が公布され、従来の実業補習学校と青年訓練所とが廃止され、新たに青年学校の制度が発足した。かねてから、男子青年については、初等教育後の補習教育機関としての実業補習学校と、文部省・陸軍省の共同所管で、徵兵年齢前の青年に軍事教練を課すことを主目的として一九二六（大正一五）年に発足した青年訓練所との関係が各方面から問題となっていた。青年学校令は、これら二つの教育訓練機関を廃止し、教育と訓練とを青年学校という单一の学校制度のもとに実施することとしたのである。

青年学校の教育組織は、尋常小学校卒業を入学資格とする修業年限二年の普通科、高等小学校二年卒または青年学校普通科修了を入学資格とする本科、および本科修了を入学資格とする研究科からなる。ただし、本科の修業年限は、男子にあっては五年、女子にあっては三年とされた。この修業年限の男女差は、青年学校制度創設の目的が男子青年に対する教育・訓練の強化にあつたことを露骨にしめしていた。さらに、四年後の一九三九（昭

和一四）年度からは、中学校・実業学校等に進学しない男子青年には青年学校本科に就学することを義務づけるに至った。

青年学校は、その前身の一つである実業補習学校と同様にパートタイムが本旨で、普通科は一・二学年とも年間二一〇時間以上とされ、本科の教授及訓練科目は、次頁の表のように定められていた。

研究科については、修業年限一年以上とされ、「研究科ノ各年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授及訓練時数ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムベシ」とされた。女子青年のための科目としては、「家事及裁縫」が置かれた。從来の小学校、高等女学校あるいは実業補習学校のように「家事」と「裁縫」とを分立させるのではなく、両者を統一した单一科目としたのはこれが初めてである。

この「家事及裁縫」について「青年学校教授及訓練科目要旨」（一九三五年八月二一日、文部省訓令第一九号）は左のように規定していた。

家事及裁縫科ハ家事及裁縫ニ関スル知識技能ヲ修練セシメ兼ネテ堅実ナル家庭生活ヲ営ムノ能力ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

家事及裁縫科ハ家事、裁縫及手芸ニ就キ土地ノ情況ニ応ジテ家庭生活ノ實際ニ適切ナル事項ヲ授クベシ
「家事及裁縫科」の内容は、さらに青年学校教授及訓練要目（一九三七年五月九日、文部省訓令第二三号）によりしめされた。その詳細は省略するが、一九三七年七月には文部省社会教育局長名で「青年学校教授及訓練要目制定に就いて」が公表され（『文部時報』第五八九号、のち、『近代日本教育制度史料』第三巻に収録）、さらに

〈青年学校本科の教授及訓練科目〉

第三号表 [本科男子用]

| 教授及訓練科目 | 年 | 教授及訓練科目 | | | | |
|---------|-----|---------|-----|-----|-----|-----|
| | | 第一年 | 第二年 | 第三年 | 第四年 | 第五年 |
| 修身及公民科 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 |
| 普通学科 | 五〇 | 五〇 | 五〇 | 五〇 | 五〇 | 五〇 |
| 職業学科 | 七〇 | 七〇 | 七〇 | 九〇 | 九〇 | 九〇 |
| 家事及裁縫科 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 体操科 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 |
| 合計 | 二一〇 | 二一〇 | 二一〇 | 一八〇 | 一八〇 | 一八〇 |

第四号表 [本科女子用]

| 教授及訓練科目 | 年 | 教授及訓練科目 | | | | |
|---------|-----|---------|-----|-----|-----|-----|
| | | 第一年 | 第二年 | 第三年 | 第四年 | 第五年 |
| 修身及公民科 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 |
| 普通学科 | 五〇 | 五〇 | 五〇 | 五〇 | 五〇 | 五〇 |
| 職業学科 | 七〇 | 七〇 | 七〇 | 九〇 | 九〇 | 九〇 |
| 家事及裁縫科 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 合計 | 二一〇 | 二一〇 | 二一〇 | 一八〇 | 一八〇 | 一八〇 |

同年同月、社会教育官解説「家事及裁縫科教授及訓練要目制定の方針と其の実施上の注意」が公表された（『文部時報』同上、「制度史料」同上）。後者はその冒頭につきのように述べていた。

従来我が国に於て「家事及裁縫科」なる名称を使用した例は無い。英國には家庭科（Domestic Science）があり、略々家事裁縫科に当つている。青年学校に於ても「家庭科」として、従来の家事科、裁縫科から名実共に抜出した方が良かったかも知れない。何れにしても「家事及裁縫科」は家事科と裁縫科とを単に合したものではなくて、両科を統合して一科とし、家庭生活を営む識見能力を養成することを目的とするものである。従来の実業補習学校に在つては家事科と裁縫科とが独立科目として存し、別々の教師に依つて指導され、家事科は動もすれば理想を説いて生徒の実際生活から遊離し、裁縫科は「お針屋」化するの傾向にあつた実情に鑑み、青年学校に於ては「家事及裁縫科」なる一科とし、原則として一人の教師が之を担任して本科目の目的を達せしむるに遺憾なきを期したのである。

一九三九（昭和十四）年四月二六日に青年学校令が改正され、中学校・実業学校等に在学していない男子青年の青年学校本科就学が義務化された。これに関連して、青年学校規程等が改正されたが、女子に関する規定には重要な変更はなかった。

ただしこの一連の法改正のなかで、青年学校令・青年学校規程中の女子の教授及訓練科目中の「家事及裁縫科」

は「家庭科」と改称された。ここに「家庭科」という新しい科目が誕生した。

この家庭科誕生の意義を社会教育局青年教育課長解説「青年学校普通科（青年学校修身及公民科）要目制定に就て」（一九三九年六月、『文部時報』第六五六号、『近代日本制度史料』第四巻に収録）は次のように述べていた。

家事科及裁縫科を改めて家庭科とせられたのは、家事及裁縫なる語が熟しない為に、分裂した別個のものに考へられ易いと共に此の科目が女子をして実際に即して堅実なる家庭生活を営ましめるを趣旨とすることを示す上から家庭科とした方が適切であつて、要目も家庭科と云ふ立場に於て作成されたのであるから改正規程に基いて之を改めることにしたのである。

文部省内では当初から「家庭科」という案があつたのであり、この三九年になって大きく変化したのではない、というわけである。
こうして初めて誕生した家庭科——一九三八年までは「家事及裁縫科」と称していた——の実態はどうだったのか。

一九三八（昭和十三）年度の『青年学校視学委員視察報告概要』（一九四〇年三月）は、総括（「一般概要」）中の「教授及訓練の情況」に、「女子部に於ける教授及訓練に當り家庭科以外の科目を余りに軽視せる学校あり」とのべて、男子部と違つて女子部では家庭科が重視されていた様子を伝え、「家庭科に於ける教授及訓練に當つては未だ其の趣旨を理解せざる為にして裁縫のみに偏し家事の指導に対し不十分なり」とのべていた（六頁）。家庭科の実態は、「家事にあらずんば裁縫科」（社会教育官解説「青年学校教授及訓練要目の実施に就て」一九三九年

一〇月『文部時報』第六七〇号、『近代日本教育制度史料』第四巻に収録) というような二者択一ではなく、裁縫一邊倒だったのである。

道府県別の記述をみると、「家庭科の教授及訓練に当たりては、概して裁縫のみに偏し家事の指導に對しては不十分の感あり、本科目の趣旨に鑑み併進すること肝要なり」(一八頁、北海道)、「お針所の感あり」(五八頁、群馬)など裁縫偏重への批判は、青森(二一頁)、山形(三三頁)、福島(三九頁)、栃木(五三頁)、山梨(八四頁)、大阪(一〇七頁)、奈良(一一二頁)、徳島(一三〇頁)、大分(一五三頁)など多数にのぼっていた。こうした背景には、「女子専任教員中には裁縫の知識技能に偏したる者多し」(二三頁、青森)という状況(六六頁、千葉)〇九頁、大阪。一一〇頁、島根)があった。他方、「女子生徒の就学及出席歩合は一般に男子に較ぶれば低く聊かにしても生活上に余裕ある者は何れも都市に出て裁縫等の技術を習得する傾向」がある(五九頁、群馬)状況では、青年学校家庭科の裁縫偏重は、文部省の方針には反していたかも知れないが、生徒たちの期待には応えていたことは否定できなかった。

一九四〇(昭和一五)年度の『青年学校視学委員視察報告概要』(一九四一年三月)も家庭科については、「戦時下に於ける家庭科の指導は国民生活刷新上緊要欠くべからざるものなるに未だ一般に裁縫重視の傾向あり又家事の設備研究共に不足し優良教員も亦少なき憾みあり」(九頁)、また都市青年学校に関して「女子青年学校は裁縫学校或は簡易なる女学校式にならざるやう注意を要す」(一〇頁)と指摘していた。これらの指摘は、三八年当時、というよりは青年学校発足以来、新設の「家庭科」が裁縫偏重で推移してきた実態が改善されていないこと

を物語っていた。

この報告にはまた、「女子青年学校に於ては校下に於ける裁縫私塾の整理に付て対策を樹立し女子教育をして青年教育体系中に統一すべし」という指摘がある(一四頁)。裁縫私塾を整理せよといふのか、整理される傾向にあるから対策を立てよといふのか判然としないが、いずれにせよ、女子青年学校と裁縫私塾とが拮抗関係にあったことを示唆していく興味深い。

右に略述した実態に関連して常見は、「家事および裁縫科」として統合したことは、「家庭科教育に対する見解の大きな進歩と言える」が、しかしこの統一は「家事的教材としての統一であり、裁縫的教材としての統一であつて」、両者を「家庭經營という高い立場から結合したものではなかつた」とのべている(常見、前掲書、一四七・一四八頁)。教育現場における混乱、裁縫偏重は要目そのものにおける統合の不徹底に由来するといふのである。

こうしたなかで各地方では、新しい家庭科のあり方にさまざまふうをこらしていたことも事実である(たとえば愛知県教育会『青年学校本科家庭科教授及訓練細目』一九三九年、など)。『家事及裁縫』誌は、繰り返し、青年学校家庭科の実態を報じ、改革を論じている。大戦末期に近づくにしたがつてファナティックな国家主義の論潮もふえてくるとはいゝ、家庭科教育はまず青年学校において確実に変わりはじめたといえる。

青年学校の家庭科教育の方針が「終戦後における家庭科教育の基礎の一端をなしたとも考えられる」という指摘(『産業教育七十年史』一二二頁)は重要である。

*ただし同書が、青年学校は終戦とともに廃止となつたとしている（同頁）のは誤りである。

敗戦直後の急激な企業活動の停滞とともに多くのいわゆる工場青年学校は休・廃校に追いこまれたが、市町村立青年学校の多くは一九四八・四九年度まで存続した。この戦後の青年学校関係者の運動が新学制とりわけ新制中学校制度の成立に貢献したことはよく知られており（赤塚、前掲書）、また青年学校が広範に存続していたことは、新制高校定期制課程の成立ひいては戦後の統一的青年期教育像の形成に大きな影響を及ぼした（大村恵「戦後改革における統一的青年期教育像の成立——高等学校定期制課程制度理念の形成過程」『教育学研究』第五六巻第四号、一九八九年一二月）。

3 国民学校の「裁縫」「家事」

教育審議会の答申に基づいて、一九四一（昭和一六）年三月一日に国民学校令（勅令第一四八号）が、続いて同月一四日、国民学校令施行規則（文部省令第四号）が公布され、いずれも同年四月一日から施行された。「皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的鍊成ヲ為ス」という国民学校の目的（同令第一条）は、この教育改革の性格を端的にしめしていた。

国民学校の制度は、国民教育の制度を国家主義・軍国主義によって全面的に塗りつぶそうとしたものであったが、他面で、戦時政策の一環でもあるため、教育組織を合理化しようとする企図をふくんでもいたことを見逃すことはできない。義務教育年限の延長を定めたことも後者の一環であった。

*義務教育年限を一四年までと定めて二か年延長する措置は、一九三一年四月以降の出生者から、つまり一九四四年度から実施するものとされた（同令第四六条）。義務就学は、国民学校高等科だけでなく、中学校、高等女学校、実業学校への就学によっても達成し得るものとされた。このため義務教育の性格は、従来の課程主義から年齢主義へと大きく転換した（梅根悟「教育史学の探求」一九六六年、講談社、所収の「義務教育制度の一つの型」を参照）。ただし、一九四三年一〇月一二日の閣議決定「教育に関する戦時非常措置方策」により、義務教育年限の延長は無期延期された。教育と戦争との矛盾をしめす出来事であった。

国民学校の課程は初等科（六か年）とそれに続く高等科（二か年）に分けられ、それぞれが、複数の科目からなる国民科、理数科、体鍛錬科、芸能科、実業科（この教科は高等科のみ）が置かれた。国民科には修身、国語、国史、地理が、理数科には算数、理科が、体鍛錬科には体操、武道が、芸能科には音楽、習字、図画、工作、裁縫（女子のみ）、家事（高等科女子のみ）が、実業科には農業、工業、商業、水産がそれぞれおかれた。このように教科

課程の構造が抜本的に改められたことも、国民学校の重要な特色であった。従来第四学年から置かれていた理科が第一学年から始められたこと、習字、図画、工作が第一学年から置かれたこと、などは画期的なことであった。第二次大戦後にひきつがれるこの教科構造改革の特徴や実態のうち、理科教育については研究がすすんでいる（板倉聖宣『日本理科教育史「付・年表」』一九六八年、第一法規）。

低学年における統合教科制の導入、成績考查観の転換、理科、算数における教材・教授法の転換など、国民学校教育においては多くの注目すべき改革が実施された（天野正輝『国民学校教科課程における教科の「統合」と「総合教授』について』『東北大学教育学部研究集録』第七号、一九七六年、同『国民学校における学籍簿と成績考査の特質』『東北大学教育学部研究年報』第二二六集、一九七八年）。

国民学校に関して重要なことは、従来児童用の教科書の作成を認めてこなかつた「工作」（国民学校令以前は「手工」）や「裁縫」についても国定教科書が編纂・発行されたので、体鍊科以外にはすべて教科書が揃つたことである（『近代日本教育百年史・5』一九七四年、九五二～三頁）。初等科一・二年をひとつ単位として、『ヨイコドモ』（修身）、『ヨミカタ』『コトバノオケイコ』（国語）、「カズノホン」などの書名だけでなく、内容上も子どもの親しみ易さや興味の喚起に留意した教科書も現れた。こうしたことが、国家主義・軍国主義の教材と共に存してたところに、国民学校教育の特色があつた。

このような国民学校教育の諸特質のいくつかは、戦後教育改革という屈折を経ながら戦後教育に引き継がれていくことになる。ところが、国民学校教育に関する研究が理科などをのぞくと著しくたちおくれてゐるために、戦

後「新教育」のすべてをアメリカの影響に帰すなど、戦後教育の歴史的位置の解明をおくらせる結果になつてゐることには留意したい。

初等科では、「裁縫」は従来どおり第四学年から始めたが、時間数は週二時間となつた。第四・五・六学年では、習字・図画・工作が男子五時間にたいし女子は三時間とされた。これにより、男女の週時間数は揃うことになった。高等科では、「家事」「裁縫」を合せて各学年とも週五時間とされ、従来より一時間増加した。このほか、高等科には各学年三ないし五時間の増課時間が認められていたので、「家事」「裁縫」の時間を増加させることもできた。初等科と同じく男女の週の総授業時間は揃えられており、女子については、体鍊科と実業科の時間数が男子のそれより少なく定められていた。

国民学校制度の構想は一九四〇年には公表されていたので、制度の発足以前から多数の解説的論稿が現れただけでなく、国民学校教育をめぐる議論は各方面で早くから始まっていた。『家事及裁縫』誌は第一四卷第三号（一九四〇年三月号）で早くも「国民学校教則案」を紹介し、その次の号から国民学校に関する論説を掲げ始めた。同時代の教師や研究者に国民学校の「裁縫」「家事」がどう受けとめられたかは、研究課題として残されている。国民学校の「裁縫」「家事」については、「家事」教育史を領域別あるいは通史的に扱つたいくつかの研究があるとはいゝ、その史的位置づけを解明した研究は、管見の限りまだ少ない。裁縫教授法に関して緻密な研究を重ねてきた樋口は、『教科教育百年史』では国民学校のそれには言及していない。同書で佐藤清子は、「家事」では「「家事報國の精神を養成することが強調され」たとしている。実際、『家事及裁縫』の編纂に従事しながら自らも

同誌上に論説を書き、さらに『戦時家政学』（一九四四年、有朋堂）を著した林勇記が「家事」における祭事をことのほか重視していたことはよく知られている。

外崎光広は国民学校芸能科「裁縫」「家事」の趣旨をくわしく分析し、「要するに、家事・裁縫の目的の第一は、わが国の天皇制專制政治と半封建的資本主義の精神的・物質的基盤としての役割を果たしてきた家族制度の維持・存続であり、第二は、家事を処理する能力を与えることであった」と特徴づけ（外崎『家庭科教育の理論』一九六二年、高知市立市民図書館、三九頁）、「旧家庭科においては、人間関係の側面は、修身における封建的婦德論にまかせ、かつ、その上に立って、もっぱら家事・裁縫の技術の伝達に終始した」という桑原作次の見解（桑原『新しい家庭科教育』一九五七年、明治図書、一三四頁）を批判した。桑原の評価が一面的であることは明かであるが、教科・科目の性格に関する外崎の特徴づけのみでは、国民学校「裁縫」「家事」の歴史的な特徴を明らかにすることはできない。この点につき福原は、国民学校「裁縫」は「技能の習得を第一義とするが、『よい身なり』『せんたく』『私の着物』『衣類生活』などの、いわゆる国民学校以前の家事科の内容が裁縫科に編成された」、これら家事的内容をのぞき「製作する作品名が教材名として表現されている」、「製作品（題材）の配列順序は必ずしも児童の裁縫技能の難易度や被服構成原理のうえからは系統づけられていない」と指摘している（福原美江「家庭科の成立過程研究－一九四〇年代の家庭科」『宮崎大学教育学部紀要』第四二号、一九七七年一〇月、六二頁）。分析の観点が歴史的というよりもむしろ戦後におけるきらいがあり、また残念ながら分析が「家事」においてはいらないなどの弱点があるが、早い時期に、戦後家庭科の特徴を戦前・戦時の家庭科との関連においてとら

えようとした着眼点は敬服に値しよう。

*吉原は代表的な「家事」教科書にみられる住居概念の変遷を分析し、一九四四年の『高等科家事・上』のそれについては、「住戸の居間、台所、便所に限って衛生、便利安全の条件をとらえていた点は『高等小学校家事教科書第一学年児童用』（一九三三年）と同様であるが、「これらに『清掃』や『手入れ』を加えて、『住まい方』【部屋の使い方】といふまとめをしている点が従来にはみられなかつた特徴』だとしている（吉原崇恵「家庭科教育の内容研究－住居概念の変遷」『静岡大学教育学部研究報告「教科教育学編」』第一一号、一九七九年、九八頁）。

4 「裁縫」「家事」から「家政」へ——女子中等教育改革のなかで

一九三〇年代には、中等教育における男女差別を撤廃ないし縮少する趣旨のもとに高等女学校を女子中学校とする構想もみられたが、ついに日の目を見るに至らなかつた。

一九三〇年代後半になると、急速に重化学工業化する日本資本主義の発展に対応させるべく、教育制度全般に

わたらる教育改革論が盛行した（この時期に各方面から提起された教育改革構想は、石川準吉『総合国策と教育改革案——内閣審議会・内閣調査会記録』一九六二年、清水書院、『近代日本教育制度史料』第一六巻、などにくわしい）。結局は、学校教育制度全般にわたる改革は教育審議会の審議答申を経て逐次実施されていった。高等女学校改革をふくむ女子中等教育改革は一九四三（昭和一八）年一月二一日公布の中等学校令（一九四三年勅令第三六号）および同年三月二日に公布された高等女学校規程（文部省令第三号）により、また師範学校改革は同年三月八日の師範教育令中改正（勅令第一〇九号）により、それぞれ実現した。

この中等教育改革は、「明治初年以来中等教育制度の根幹をなしている中学校を始めとして、実業学校および高等女学校を一つの学校制度に統一しようとしたものであって、中等教育制度の改革方針としてはきわめて重要な意義をもつ」とされている（『学制八十年史』一九五四年、執筆は海後宗臣）。この中等学校令については、海後もそうであったように、中学校、高等女学校、実業学校を「一元化」したところに最も重要な特色があるとし、これを教育審議会の審議・答申と結びつけ、その帰結と理解する見解が有力であった（たとえば、谷口、前掲書、佐々木享『高校教育論』一九七六年、大月書店、佐々木輝雄「職業教育と普通教育との接近論——教育審議会の中等教育改革論の検討」「学校の職業教育——佐々木輝雄職業教育論集」第二巻、一九八七年、多摩出版、など）。これにたいして橋口菊は近年に至り、「一九四三年の教育改革・中等学校令の成立に直接的なインパクトを与えたのは一九四二年設置の大東亜建設審議会とその答申だったのであり、その史的地位は修業年限短縮による、「敗戦に至る教育の全面的崩壊」への一齣であったととらえるべきだという見解を述べている（橋口「一九四三年中等学校

令の成立過程と大東亜建設審議会」「教育学研究」第五六巻第二号、一九八九年六月）。

ところで、この教育審議会から一九四三年改革に至る過程についての研究は少なはないが、女子中等教育改革に焦点を合わせたものとしては、管見の限り、女子高等教育に関する研究（たとえば、高橋次義「教育審議会による女子高等教育構想に関する考察——高等学校・大学を中心として」「國立館大学教育学論叢」第六号、一九八八年一二月、など）をのぞくと、ひじょうに少ないようにおもわれるので、若干の論点を整理しておく。

*常見、前掲書には、後述の師範学校改革と合わせて若干の解説と教科書の紹介を行っている（二六〇—二七八頁）。

**海後宗臣は、非科学的議論が横行した第二次世界大戦末期に、戦時下に書かれたとは到底おもえないような緻密な論理で一九四三年の中等教育改革を論じている（海後「中等学校制度の伝統と問題」、教育思潮研究会編『国民教育の動向』目黒書店、一九四三年、所収。この論文は『海後宗臣著作集』第四巻、東京書籍、一九八〇年、に収録）。しかしここにも、とりたてて高等女学校改革に焦点を合わせた議論はみられなかった。

まず制度面に着目すると、高等女学校の修業年限は、中学校、実業学校と同様に四年を原則とし、ほかに国民学校高等科卒業程度を入学資格とする二年または三年（夜間）の課程を認めたこと、実科を廃止したことが注目される。

従来の高等女学校令は修業年限を五年または四年としていたのだから一律に四年としたことは年限短縮に違い

| | | 科 目 | 学 年 |
|----------------------------|----------------------------|-------------------------------------|--------|
| 增 課 家 政 被 服 | 家 政 教 科 保 健 | 基本教科 家政 家政 家政 家政 科被服 | 第一学年 |
| 一一三 | | (家事)二 | 四 |
| 一一三 | | (家事)二 | 四 |
| 一一四 | 一一二 | 第三学期 第一及第二学期 二 四 | 第三学年 |
| 一一四 | 一一二 | 第一及第二学期 二 四 | 第四学年 |

家庭科教育についてみると、従来の「裁縫」「家事」が解体再編されて、「家政」という教科のもとに「被服」「家政」「育児」「保健」の科目が設けられた。これは、伝統的な「裁縫」「家事」という科目名がなくなつたことに象徴されるように、家庭科教育史という点だけでなく、女子教育史という点でも画期的なことであった。教科及び修練中の「家政科」の週時間数は次の如くである。修業年限四年のもの、すなわち従来の全日制四年または五年

高等女学校も、このような学校の一つであった（『青森県浪岡高等学校四十年史』一九七〇年、を参照）。

*高等科修了を入学資格とする一・三年制の高等女学校は、新学制実施直前の一九四七年には、一五四校あり、これは高女全一四〇一校の一%であった。一九四三年四月に青森県浪岡女子青年学校浪岡実務学校から移行した青森県浪岡

高等女学校の実科の廃止は重要な改革の一つであった。「裁縫」「家事」の教育に重点を置き、またそれ故に高女本科と差別的に扱われることの多かった実科の廃止は、つぎにのべる職業学校制度の廃止とあいまって、中等程度の学校における「裁縫」「家事」教育の位置づけの変化を象徴するものであつた。なおこの改革を「実科高等女学校の名称を廃止したこと」ととらえる（『学制八十年史』三六〇頁）のは不正確であり、実科高女はその制度そのものが廃止されたと理解すべきだと筆者は考える。また、国民学校高等科卒を入学資格とする一年課程が認められているが——従来は実科にのみこのタイプが認められていた——、これは奨励する趣旨ではなく、「中等学校の施設無き農村漁村に限」って許可するものとされた（曾我部久、佐藤和韓鶴『新制中等学校の教育』宝文館、一九四三年、一四三頁）。

ない。しかし、高等女学校の実態は前述のように四年制の方がはるかに多かったのであるから、高等女学校の年限短縮がもつ意義は、中学校、実業学校のそれと同じではない。

*高等女学校の体験をもつてものを書く筆者に五年制高女にいた人が多いために、誤解を生じやすいことに留意したい。

の課程に相当するもののみを掲げる。

同時に制定された「高等女学校教授及修練指導要目」（一九四三年三月二十五日、文部省訓令第三号）は、一九一一年以来じつに三二年ぶりの全面改訂であった。

従来は「家事」にふくまれていた洗濯等の衣類の整理を合わせて「裁縫」を再編した「被服」の時間が最も多い。時間数のみをとると従来と変わらないように見えるが、たんなる裁ち縫いだけでなく、被服教材を総合的にとらえようとしたところに新しさがあった。従来の「家事」は「家政」「育児」「保健」と分割され、かつ第一学年から課されることになった。「家事」は高学年で課すのが通例であったから、これらはいずれも歴史的な重要な改革であった。科目を独立させたことをふくむ育児、保健の重視、調理教材への日常食の導入と栄養の重視など、国民生活の実際にそくすべきだとする多年の懸案に応えようとする内容をふくんでいることも興味深い。

「家政科」は基本教科だけでなく増課教科としても課すことができた。したがって、それぞれの高等女学校がどのような教育課程を構成していたかは、今後の研究課題である。

*常見が、明治以降は資料が蒐集しやすいとのべている（前掲書、四頁）のは誤解を招き易い。およそ一九四〇年以降の中等諸学校の教育課程調査にはひじょうに困難が多いからである。

ところで、この家庭科再編、あるいはそれをふくむ高等女学校改革についての研究者の評価は多様に分かれてい

いるようにおもわれる。常見はこの科目再編を「戦時体制向き」（前掲書、三二二頁）ととらえている。国定教科書『中等被服』を分析し、「被服全体を一つとして指導する」ものであり、「生徒の生活に即し」「新時代の要求に応えている」と評価している（前掲書、二七七頁）。他方外崎光広がこの新制高等女学校の家政科につき、「單なる技能教科ではなく、きわめて顯著なイデオロギー教科」であり、「家父長制家族制度思想を育成する教科として重視されていた」と強調したことはよく知られている（外崎光広『家庭科教育の自主編成』明治図書、一九六九年、五〇～五一頁）。

ところで、高女四年で敗戦を迎えたという浅沼アサ子は、一九三〇年代後半から四〇年代へかけての女子教育政策を分析し、一九四〇年頃までには女子教育の理念は「たくましく行動的な職業人としての女性」像に変容したとし（浅沼アサ子「戦時下の女子教育I—高等女学校家庭科と関連して」『東京家政学院大学紀要』第二一卷、一九八一年、二四頁）、一九四三年の高等女学校改革については、「女子の明治以来の教育理念であった『婦徳の涵養』より最優先の目的が男女共通の場で定められた」と見、その「家政科」については「栄養学その他の専門科学の急速な進歩等を背景とした国民の厚生保健の必要性、人口増加の奨励とその育成の急務等当時の国家や国民生活の動向を反映したもの」と評価している（浅沼「同上II」同上誌第二一卷、一九八一年、一四頁）。分析の筆運びはいささか粗いが同時代を生きた実感に支えられているだけに興味深い。

この高等女学校改革とともにその家政科教育の理念の受けとめ方や教育の実態については、同時代人による幾多の証言が『家事裁縫』『家政教育』に盛られている。一般には、中等学校は勤労動員を中心とした戦時非常措置の

体制に組み込まれてこの時期の教育の実質は崩壊してしまっていたとみると多い（たとえば常見、前掲書、二四一頁以下）。しかし新制高女は敗戦をはさんで一九四七年度まで継続し、中学校、実業学校とともに新制高校の物質的・人的土台となつたことを軽視することはできない。新制高女「家政科」は、もちろん女子用教科であるという枠を出ることはなかつたが、中流あるいは上流家庭を想定していた従来の高女の「裁縫」「家事」と広範な国民生活の実際に基礎をおく戦後の高校家庭科との間にあって両者の橋渡しをしたものと位置づけることができよう。

5 職業学校制度の廃止——実業学校改革と女子教育

一九三〇年代後半から四〇年代にかけて、実業教育の分野でもいくつかの顕著な変化がみられた。女子の学んでいる実業教育に限つていえば、女子部を設置する農業学校が増加したこと、一九四三年の中等学校令により裁縫教育という点で著名だった職業学校の制度が廃止されたこと、第二次大戦の最末期に女子商業学校が増加したこと、などが重要な変化であった。これらの学校の女子には必ず「裁縫」「家事」（一九四三年以降は「家政」）が課されたから、右の事実は家庭科教育史という点でも注目すべき変化であった。

職業学校は、学校数、生徒数ともに一九三五（昭和一〇）年頃から急速に伸び始めた。これは同年に実業補習学校の制度が廃止されて青年学校制度が発足した際、裁縫を重視していた従来の実業補習学校の中に、青年学校となることによってその特色が失われることを恐れて職業学校に転じた学校が少なくなかつたことにも一因があつたとされている（井上、前掲）。

ところが、順調に伸び続けていた職業学校は、一九四三年から突然に『文部省年報』等の統計から全く姿を消してしまう。一九四三年の中等教育改革の一環として、職業学校の制度がなくなつたからである。職業学校（制度）の終焉についてはこれまでほとんど知られていないので、ややたち入ってのべる。

一九四三年の中等学校令及びこれに基づく実業学校規程（一九四三年三月一日文部省令第四号）は、実業学校の種類を、「農業学校、工業学校、商業学校、水産学校、拓殖学校、其ノ他実業教育ヲ施ス学校」とした。拓殖学校は新設であるが、他方、従来の職業学校は消え去り、「其ノ他」の実業教育を施す学校とみなされることになった。これについては、「其の他実業教育を施す学校とは従来の職業学校を指すのであって、技芸・交通・通信等の学科を置き得るのであるが、実業学校の種類として職業学校なる名称は適当でなく、為めに誤解を生じ教育上遺憾の点も多かつたので今後は実業学校の種類として職業学校なる名称を用ひないこととした」と説明されている（岡田孝平「実業学校規程の解説」「新制実業学校実業科の指導精神」一九四四年、財團法人実業教育振興中央会、二二頁）。このため、『文部省年報』をはじめとする公式統計では、一九四三年以降「職業学校」の欄がなくなり、代わって「其の他」が現れる。ただし、従来の職業学校規程によって設立されていた学校の存在自体が否認され

家庭科教育の変容期

| 每週授業総時数 | 修業年限 | 科目 | 教科 | 修業年限四年ノモノ | | | | | | | | | | | | |
|---------|------|------|----|-----------|---|---|-----|-----|------|------|------|------|------|----|----|----|
| | | | | 修 | 増 | 合 | 家政科 | 実業科 | 被服概説 | 被服裁縫 | 被服整理 | 手芸 | 家政 | 保健 | 課時 | 練習 |
| 三六一三七 | 第一学年 | (家事) | 二 | 二 | 一 | 三 | 保育 | 家政 | 手芸 | 被服整理 | 被服裁縫 | 被服概説 | 第一学年 | 二 | 一 | 二 |
| 三六一三七 | 第二学年 | (家事) | 二 | 二 | 一 | 三 | 保育 | 家政 | 手芸 | 被服整理 | 被服裁縫 | 被服概説 | 第二学年 | 二 | 一 | 二 |
| 三六一三八 | 第三学年 | | 三 | 二 | 一 | 三 | 保育 | 家政 | 手芸 | 被服整理 | 被服裁縫 | 被服概説 | 第三学年 | 二 | 一 | 二 |
| 三六一三八 | 第四学年 | | 四 | 二 | 一 | 三 | 保育 | 家政 | 手芸 | 被服整理 | 被服裁縫 | 被服概説 | 第四学年 | 二 | 二 | 二 |
| 三八一四〇 | 第一学年 | | 三 | 一 | 一 | 三 | 三四 | 保育 | 家政 | 手芸 | 被服整理 | 被服裁縫 | 第一学年 | 二 | 一 | 一 |
| 三八一四〇 | 第二学年 | | 三 | 一 | 一 | 三 | 三四 | 保育 | 家政 | 手芸 | 被服整理 | 被服裁縫 | 第二学年 | 二 | 二 | 二 |
| 二四 | 第一学年 | 不定時 | | 二 | 四 | 二 | 四 | 保育 | 家政 | 手芸 | 被服整理 | 被服裁縫 | 第一学年 | 一 | 一 | 八 |
| 二四 | 第二学年 | 不定時 | | 二 | 四 | 二 | 四 | 保育 | 家政 | 手芸 | 被服整理 | 被服裁縫 | 第二学年 | 二 | 一 | 九 |
| 二四 | 第三学年 | 不定時 | | 二 | 四 | 二 | 四 | 保育 | 家政 | 手芸 | 被服整理 | 被服裁縫 | 第三学年 | 二 | 一 | 九 |

女子技芸学校の教科及修練課程（抄）

上はじめてのことであった。「実業科」はいわば専門教科の謂であり、「家政科」は女子用教科であった。

改組ハ実業学校ノ廃止、高等女学校設置申請の手続ヲ經ルヲ要スルコト
(ハ) 女子職業学校新設ノ場合ニ付テモ「口」ノ方針ニ依ルコト
この改革に伴う女子技芸学校の「教科及修練課程」中の実業科及び家政科の毎週授業時数配当は次頁の如くであつた。なお、中等学校令では、中学校、高等女学校、実業学校の学科課程は国民科、理数科、体鍊科、芸能科、実業科、家政科という共通の教科と修練とで構成することとされている。中学校、高等女学校、実業学校の学科課程に共通の構成原理を採用したこと、実業学校に関して法令に基づく標準課程をしめしたこと、はいすれも史

(イ) 其ノ他実業教育ヲ施ス学校トハ農業、工業、商業、商船、水産、拓殖学校以外ノ実業教育ヲ施ス学校即チ実業学校規程第二条ニ依リ技芸、交通、通信等ノ学科ヲ置ク学校ヲ意味スルモノニシテ之ハ從来ノ職業学校ヲ指スモノナルモ職業学校ナル名称ハ今後法令上実業学校ノ種類ヲ指ス用語トシテハ之ヲ用ヒザルコト(ロ) 従前ノ職業学校規程ニ依ル女子ノ職業学校中教科課程ガ高等女学校ニ極メテ類似セルモノニシテ高等女学校ノ教科課程ニ依ラントスルモノハ申請ニ依リ高等女学校ニ改組ヲ認メ技芸若ハ家政ニ重点ヲ置ク教育ヲ施スモノ若ハ施サントスルモノ又ハ現在ノ設備等ノ事情ニ依リ変更シ得ザルモノハ実業学校中其他実業教育ヲ施ス学校トシテ存置ヲ認ムルコト、此ノ場合ハ技芸学校、実業学校等実業教育ニ相応シキ名称ヲ用フルヲ適当トシ且実業学校ノ標準教科及修練課程ニ依ラシムルコト

(ハ) 女子職業学校新設ノ場合ニ付テモ「ロ」ノ方針ニ依ルコト
改組ハ実業学校ノ廃止、高等女学校設置申請の手続ヲ経ルヲ要スルコト

たわけではなかった。職業学校の存続に関する、「中等学校制度改正二伴フ実務処理並課程取扱方針」（一九四三）年五月三一日発国普第三三八号、曾我部・佐藤、前掲書所収）は次のように述べていた。

これによると、女子技芸学校の「家政科」は、高等女学校のそれから「被服」をのぞいたものであり、「家政科」はいわば女子のための教養教科として位置づけられていたことがわかる。専門科目としての「実業科」は、「被服概説」「被服裁縫」「被服整理」「手芸」の四科目で構成するとしている。従来の職業学校の学科課程に照らして、この改訂がどのような意味をもつか、現実に職業学校はどのような学科課程を編成したのか、などは、今後の研究課題である。

職業学校はどのような運命をたどったのだろうか。

『文部省年報』によると、一九四二年には職業学校は三六四校（うち乙種二六校）存在した。一九四三年には、「その他の実業学校」つまり職業学校は三四四校であった。この一九四三年以降の統計には、甲種・乙種の区分はない。^{*} この数は一九四四年には一九六校、一九四五五年には一六八校、一九四六年には一六二校、一九四七年には一二三校と減少していく。

*一九四三年の改革が実業学校の甲種・乙種の区分をなくしたとみるのは正しくない。この制度上の区分は一九二〇年に廃止されていた。その後は、実業学校のうちで專検指定を受けた学校を甲種、受けていない学校を乙種と称する慣行が残り、統計もこの慣行にしたがっていに過ぎない。一九四三年以降も專検の無試験検定の指定制度は残っていたが、統計上の区分は廃止されたのである。

ただし、「其の他の実業学校」のすべてが女子技芸学校だったわけではない。総務局調査課『全国中等学校生徒数調』（一九四四年三月、プリント）によると、一九四三年四月三〇日現在の「其ノ他ノ実業学校」の学校数は『文部省年報』と同じく三四四校で、その生徒総数一二〇、一九九名のうち技芸科は一一〇、一四一名（九一・六%、全員女子）、商業科一二〇七名（一・九%、全員女子）、業務科一二七〇名（一・一%、全員女子、その他六、四八一名（五・四%、全員男子））となっている。他方、一種併置の実業学校の生徒計三五、八三九名のなかには技芸科（女）四〇一三名（一一・一%）がふくまれている。このような内訳は他の年度については知られていないので、多少の違いがあることを承知の上で、以下では「其の他の実業学校」＝女子技芸として考察をすすめる。

職業学校の数は、一九四三年には前年とほとんど変化がなかった。さきの通牒の示唆にもかかわらず、高等女学校に転換した学校はなかつたのであろう。しかし、職業学校が一九四四（昭和一九）年から急減するのは、一九四三年一〇月一二日の閣議決定「教育ニ関スル戦時非常措置方策」とそれに基づく同月二三日の地方長官宛文部省次官通牒「教育ニ関スル戦時非常措置ニ関スル件」による行政指導の結果である。この方策と通牒は、「工業学校、農業学校、女子商業学校の拡張と男子商業学校、女子職業学校の縮小をめざしたもの」であった。その結果、「特に私立に多かつた女子職業学校（いわゆる家政女学校）の多くが廃止され、その一部が女子商業学校に転換」したとされている（米田俊彦「私立実業学校の沿革——その三」『日本私学教育研究所 調査資料』第一五四号、一九九〇年三月、四四頁）。しかし、この廃止・転換を迫る行政指導は、府県により差があった如く見られる。一九四四年七月以降は中等学校関係の認可事項は公示されなくなるなど探求するのに困難が多いが、詳細は今後

の研究に期待したい。

ただし、職業学校の学校数は敗戦後もついに回復しなかった（他方、高等女学校の数は、一九四五年の一、二七二校から四六年の一、四一三校へと急増している）。

*一九四六年六月現在、「職業学校は全国で二〇〇校が設置されており、うち一九五校が女子校である（「大田周夫文書」）」（朴木佳緒留「家庭科教育と職業的能力問題」、日本家政学会編『生活設計論』一九八八年、朝倉書店、一七六頁）。

戦後の学制改革期における職業学校＝女子技芸学校の帰趨を解明した研究は知られていない。しかし、この学校の存在は、新制高校初期の教育課程編成の基準に「家政技芸に関する教科」の設定というかたちで影響を与えた（朴木佳緒留「新制高等学校の家庭科の成立について」『神戸大学教育学部研究集録』第八一集、一九八八年）。つぎに農業学校女子部につきのべる。

前述のように農業学校に女子部を設けることは以前から公認されており、一九三九年には甲種農業学校五〇校、乙種農業学校三九校に設置されていた。この数は四〇年に甲種六一校、乙種三七校となつた（『全国実業学校二関スル諸調査』各年度による）。農業学校女子部に関する研究は少ないが、朴木と筆者がこの時期の京都府立の農学校につき調査した事例では、専門教科目の時間の約半分は「裁縫」「家事」にあてられていた。

中等学校令が制定された一九四三年には、農業学校に学ぶ女生徒は一三、〇八八名に達していた（男子は一六、

四五六名）。これは農業学校生徒の一割であった。この年になお農業学校女子部が一校もない県は、青森、秋田、東京、神奈川、石川、滋賀、大阪、奈良、島根、山口、福島、佐賀の一都一府一〇県に過ぎなくなつていた（前掲『全国中等学校生徒数調』）。前述の戦時方策は農業学校女子部を推奨していたので、女子部を置く農業学校はいっそう増加した。農業学校女子部は、新制高校では家庭課程あるいは農村家庭課程となり、さらにのちに家政科あるいは生活科となっていく。

中等学校令下の「女子農業学校教科及修練課程」を四年課程についてみると、「家政科」（内容は高女と同様に「家政」「育児」「保健」「被服」に分けられている）は「被服」が各学年五時間と多いために四年間の総計は三二時間に達していた。これは高等女学校の基本教科としての「家政科」の時数を上まわるものであった。他方女子部の「実業科」の総計は二二時と「家政」をはるかに下まわっていた。規程上はこのほかに総計一〇時間の「増課時間」が認められていたが、かりにこれを全部農業の専門科目にあてたとしても、「家政科」には及ばなかったわけである。

6 師範学校の昇格と「家政科」

師範学校の制度は、戦局も苛烈となり始めた一九四三（昭和一八）年三月八日の師範学校令中改正（勅令第一〇九号）により抜本的に改革された（横畠知己「一九四三年『師範学校令』に関する一考察——師範学校昇格運動とその思想」『教育学研究』第五四卷第三号、一九八七年九月）。事实上中等程度の学校に近く位置づけられた師範学校は、従来の二部を拡充してこれを本体とする専門学校程度の学校とされ、かつ、道府県立から官立へ移管されることとなつた。この新制度による官立の師範学校（以下、新制師範学校という）は同年四月から発足した。

新制師範学校女子部の学科課程には、高等女学校の場合と同じく、従来の「裁縫」「家事」に替わって「家政」が設けられ、「家政科ハ我ガ国ノ家ノ本義ヲ明ニシ女子ノ任務ヲ自覚セシムルト共ニ家庭ニ於ケル実務ヲ習得セシメ勤労ノ習慣ヲ養ヒ婦徳ヲ涵養シ教育者タルノ素質ヲ鍛成スルヲ以テ要旨トス。家政科ハ之ヲ分チテ家政、育児保健、被服及農芸ノ科目トス」とされた。家政科は、予科、本科ともに女子については基本教科の一つとされ、そのほかに選修教科としてくわえることができた（男子には課されない）。その週時間数は次頁の如くであった。

新制師範における家政科の設置は、基本教科中の「農芸」を別として、系譜的には従来の「裁縫」「家事」を再編継承したものといえるが、専門学校レベルの家庭科教育のあり方を初めて公式に規定したという点にとどまらず、従来の「家事」を「家政」と「育児保健」とに分離独立させ、かつ「裁縫」を「被服」として再編したという点で、そして六〇年余にわたつた「裁縫」優位の時間配分を「家政」「育児保健」優位に改めたという点で、家庭科教育史上希にみる重要な改革であった。

師範学校女子部の学科課程（抄）

| 選修教科 その他を含む計 | 家政科 | 教科科目 | | 予科 | 本科 |
|-----------------|-----|------|------|------|------|
| | | 第一学年 | 第二学年 | | |
| 四〇 | | 四 | 四 | 第一学年 | 第一学年 |
| 四〇 | | 四 | 四 | 第二学年 | 第二学年 |
| 四〇 | | 一 | 二 | 第三学年 | 第三学年 |
| 四〇 | 三一六 | 一 | 二 | | |
| 四〇 | 三一六 | 一 | 二 | | |

新制師範学校は、一九四八（昭和二三）年に入学者を迎えたのを最後に生徒募集を停止し、同年入学者を一九五一年三月に卒業させて、幕を閉じた。従つて新制師範における「家政」教育は、一九四三年から五一年三月までの八年間という短命に終わった。第二次大戦末期の困難な時期に始まり、敗戦後の日本経済が最も困窮した時期のこの「家政」教育にメスを入れた研究は知られていない。

*目配りの広い常見、前掲書は、新制師範学校の「家政科」関係の規程と「師範家政 本科用卷」の一部とを紹介し

ているが（二六四、二七〇頁）、これらをやや無造作に新制高等女学校「家政科」と並べて叙述し、師範学校改革の意義や教育実態には筆が及んでいないので、改革の意義がとらえにくくなっている。

近年少なからぬ国立大学で「大学史」や「教育学部史」の編纂がすすんでいるので、関係資料の発掘も期待できよう。

短命とはいえる一九四一年度に始まり四六年度まで続いた国民学校よりむしろ長い八年の間行われた新制師範「家政」教育の存在を軽視することはできない。

師範学校が専門学校と同格になったとはいえる、他の諸教科と違つて「家政」については専門学校教員を供給する高度の教育機関はなかつたから、「家政」の教員は基本的には従来の「裁縫」「家事」の担当者が充当された。ところが、周知のように、すべての師範学校は一九四四年に発足した青年師範学校とともに、一九四九年六月に発足した新制国立大学の学芸学部（のちに教育学部と改称）のなかに吸収された。この過程で、基本的には、新制師範「家政」担当のスタッフが、新制大学の「家庭」科教員養成課程のスタッフを構成することになった。

詳細は省略せざるを得ないが、「家庭」科教員養成コースの教官たちは、自らの教育研究組織を家政学教室と称するようになった。一九五一年四月に国立大学学芸学部教授として赴任した溝上泰子は、いみじくも、私の属した学芸学部は「昔の県師範学校の衣がえ、その中の『家政科』は『家事・裁縫』の変身である」（『人類生活者・溝上泰子著作集月報』5、一九八六年一二月、一〇頁）、「家政科の『科』の字を『学』に書きかえただけの『家政学原理』をいかに構築するか？ 外わくだけ堅固な研究室は名のみ、書棚はから、すべて空の空間の中からの出来

発だった」（同上『月報』4、一九八六年一〇月、一〇頁）と書いている。もちろんこれは、溝上ひとりの問題ではなかつた。換言すれば、新制師範「家政」がなければ、学芸学部「家政学」教室が成立し得たかどうかさえ問題になるところであった。

*ちなみにいえば、「家政学」が大学で研究教育する学問たり得るか否かが問われたのは、学芸学部ではなかつた。その最初の関門は、「大学設置基準」の制定過程であった。主要な論点は家政学部を独立の学部として認知するか否かにあつたが（詳細は、田中征男「大学基準協会の形成と『大学基準』の成立」『大学基準協会会報』第四四、四五号、参照）、そのほか当初の原案が、一般教養科目を列挙した最後に、「但し女子を主とする学部においては家政学を一般教養科目中に加えることができる」としていたことも問題となり、「但し必要的の場合には前掲以外の科目を一般教養科目中に加えることができる」とされるという経緯があった（田中、前掲誌、一八五頁）。

学芸学部における家庭科教師養成を、大学教育の一環として位置づけるについては、暫く生みの苦しみが続いた。たとえば、一九四八年から五二年にかけて開催された教育指導者講習会（I F E L）では、中・高のワークショップとは関連なしに、家庭科の教員養成大学の学部教官研究集会がもたれたりしている。I F E Lの全体をとおして家庭科教育をテーマとした講習会が農業、保健体育と同じく最も開催回数が多かつたことについては、「從来、これらの教科にかかる旧制の大学がなかつた、あるいは少なかつた等から、教師の資質、教育内容のレベ

ル等に問題があるとみられたのではなかろうか」といわれている（中屋紀子「対日占領初期の教育指導者講習会（I F E L）と家庭科教育〔第一報〕」『日本家庭科教育学会誌』第二五卷第二号、一九八二年一二月、七九頁。なお家庭科関係の I F E L の内容については、中屋「同上〔第二報〕」同上誌第三〇卷第二号、一九八七年九月、を参照）。

7 戦時教育改革と家庭科の変容

第二次大戦中に実施に移された教育改革に注目し、これが戦後教育の前提となつたとする見解は、実証的な研究が比較的すんている理科（板倉、前掲書）や技術教育、職業教育の分野ではすでに一九六〇年代から見られた（長谷川淳「教育内容研究は敗戦から何を学んだか—技術教育の場合〔その一〕」『教育』第二二五号、一九六八年八月、原正敏「同上〔その二〕」同上誌第二三六号、一九六八年九月。なお長谷川の論文の表題については、同上誌第二二六号の一二七頁に、「技術教育はアメリカ占領軍から何を学んだか」と訂正する旨の指示がある）。家庭科教育史研究の分野でも、七〇年代に入つて、戦時教育改革がつくり出した家庭科と戦後の新学制下の家庭科との「連続的、あるいは非連続的側面」を解明しようとした研究が現れている（福原美江「家庭科の成立過程研

究——一九四〇年代の家庭科」『宮崎大学教育学部紀要』第四二号、一九七七年一〇月）。ここで福原が視野に入れたのは、戦前については国民学校、高等女学校および青年学校の家庭科改革である。福原は、青年学校の「家庭科」については、「『家事及裁縫』に比較して、家庭生活の管理経営能力の養成が強化」されたと評価し、これが「戦後家庭科の成立過程における日本側家庭科関係者の家庭科擁護と存続の有力な根拠となつて表面化していく」としている（六一頁）。国民学校芸能科「裁縫」「家事」についての福原の評価については前述した。

*政策の企図がこの点にあったことに筆者は同意する。青年学校家庭科を紹介しながら「家庭科の名称が用いられたのはこの時がはじめてである」というほかに何らの注釈もしない見解（武井洋子、「教育学講座15 家庭生活と技術の教育」一九七九年、学習研究社、一七三頁）にくらべて卓見である。しかし、山本キクの青年学校用教科書「改訂・家庭科教科書」全三巻（一九四三年版）をとりあげて、あたかもその全体に「犠牲的献身的な精神こそが国防国家体制を支えるという精神主義が貫かれている」（六四頁）ごとに評価することには同意できない。筆者が手にしているのは山本キク「女子青年・家事裁縫教科書」（一九三六年）であり、福原の検討した改訂版とは違うという点は留保するが、この全三冊を詳細に調べてみると、むしろ、当時の女性が主婦として生涯のうちに経験するであろう諸事項について、授業時間数のことなど事実上無視して、いわば百科全書的に解説している点にこそ主要な特徴があるということができる。つまりここにも家庭生活の経営管理の強化が貫かれているわけである。

新制高等女学校家政科についての福原の評価は、「家事手伝者および主婦養成教育が国家的要請として配慮されている」というものである。特徴づけが明確でないのは、それ以前の「裁縫」「家事」との違いの重要性がとらえられていないからであろう。この点では、別個に発達してきた「裁縫」「家事」がこの四三年の改革で「ようやく両教科の関連性が理解され、総合的な立場で家庭経営のための知識、技術を習得する教科であること」を明確にしたという特徴づけ（武井洋子、前掲書、二七二頁）がむしろ重要である。この評価の方が、福原の後述の見解とともに整合的である。

福原はさらに戦時改革がつくり出した家庭科と戦後の高校家庭科の科目編成を分析したうえで、両者の「内容編成・枠組みの観点からは連続性をしめしている」とし（六五頁）、その内実が「女子特有の教科として、また家事処理および裁縫技能習得の教科として性格づけられ、このような観点からもまた連続性を呈している」という重要な指摘をしている（六六頁）。

分析が必ずしも充分でなく、筆の運びにもやや無理がみられるが、何よりも、その前半には戦時改革期が、後半には戦後改革期がふくまれる一九四〇年代の家庭科を、連続・不連続の観点からとらえようとした着眼点を評価したい。分析の不じゅうぶんさは、一つには、福原の執筆時点における家庭科教育史研究のおくれに由来している。とくに福原の分析に欠けていた点は、戦時改革がつくり出した家庭科を、それ以前との関連でどう評価するかという点である。三〇年代末から変容が始まったからこそ、それは戦後に連続する側面をもつと筆者はみている。しかし今後の研究にまつべき点が多いから、ここで結論を急ぐ必要はないであろう。

*この点で、戦後改革期の家庭科を指導した重松伊八郎が、芸能科裁縫、家事から「家庭生活指導の家庭科」を構想することは、機縁純熟、ただ障子を一つ取り外せば足りるところまで來ていた」とのべていることは興味深い（重松「国民学校から六三制へ」『家庭科教育』第三〇巻第四号、二二頁）。

さらには、家庭科の内実の変容を正確に読みとるだけでなく、その変容をより広い視野からとらえることも必要である。大戦末期の非常事態のために延期されたとはいっても、義務教育年限の延長が企図されたこと、男子のみだったといえ青年学校への就学が義務化されたこと、こうした国民教育制度の強化に対応して師範学校の昇格が実現したことなどは、戦時という特別な事情のもとであつたとはいえ社会の広範な分野で起こった変化に即応した措置であった。それらは同時に、まぎれもなく、僅か数年後に始まる戦後教育の物質的的前提を形成するものであつた。実科高女の廃止、職業学校制度の廃止も、中等教育制度の統一という改革のなかに位置づけられる。中等学校令が創出した統一の中等教育制度が新制高等学校の物質的前提となつたことは、よく知られている（佐々木『高校教育論』一九七六年、大月書店）。

*大量の労働力を資本主義的生産関係のなかに投入することが不可欠となっていた一九三〇年代には、有力な民法学者のあいだでは家族制度は資本主義発展の桎梏となっていることが自覚されていた（我妻栄「資本主義社会における家族

制度の運命』・『社会政策時報』第一四三号、一九三三年。このため、戦後の家族制の廃止・民法改正については、「占領軍当局の指令あるいは示唆によって影響されたところが、もともと少なかった」といわれた程であった（我妻栄他「戦後における民法改正の経過」一九五六年、一九八八年に再刊、一〇二頁、日本評論社）。こうした経過については鍛冶千鶴子「民法改正」、朝日ジャーナル編「女の戦後史I」、一九八四年、川島武宜「家族制度廃止への道」、西清子「占領下の日本婦人政策—その歴史と証言」一九八五年、ドメス出版など参照。「家事」の調理教材の背景となる食生活の変化についても、第二次大戦下の変化がようやく注目され始めている（石川寛子、石川尚子、中込みよ子、植松美莉子「第二次大戦下における食生活実態に関する資料調査研究——ベターホーム協会研究助成報告」一九八九年）。

家庭科教育を女子用教科とみる点での連続性に福原が注目していることは重要である。この点は、戦後教育において改めて問われることとなる。

四 『家庭科教育』誌の創刊者宮原小治郎略伝

1 宮原小治郎の略歴

『家事及裁縫』を創刊した宮原小治郎の経歴については、残念ながら、不明な点が甚だ多い。死去の後に『家庭科教育』第二四巻第一〇号（一九五〇年一〇月号）に掲載された「網村宮原小治郎翁略歴」には、「明治二年一月二十五日長野県更級郡村上村宮原治作の長男として生まれる。農家に育ちしも幼児より独学教育を志し、明治廿五年長野県坂城尋常高等小学校」に勤め始めたとあるのみで、一二歳までの勉学の時代については、全く記述を欠いている。

戸籍によると、小治郎は、父・宮原治作（嘉永元年二月一五日生まれ）と母・きち（嘉永二年正月一八日生まれ）の長男として、明治二年正月二六日に生まれたとある。前掲「略歴」に「一月二十五日」とあるのは、多分、誤記であろう。

ところが一九八九年秋、長野県の実家で発見された大正末年に書かれたとおもわれる宮原小治郎自筆の履歴書下書きによって小治郎の略歴を整理すると、以下の如くである（明治二五年以前についての記述はない）。

| | | |
|--------|-------|--------------------------------|
| 明治二五年 | 五月一四日 | 小学校教員免許状授与ス（長野県） |
| 明治二五年 | 七月一日 | 任長野県植科郡坂城尋常小学校訓導 |
| 明治三一年 | 二月五日 | 小学校教員免許状（体操専科正教員）授与ス（長野県） |
| 明治三二年 | 四月一六日 | 任長野県小縣郡上田男子小学校尋常科訓導（長野県） |
| 明治三四年 | 二月一八日 | 中学校師範学校教員免許状（兵式体操科）授与ス（文部省） |
| 明治三四四年 | 四月一日 | 任長野県小縣郡立上田高等女学校助教諭心得兼書記（長野県） |
| 明治三五年 | 二月九日 | 師範学校女子部高等女学校教員免許状（体操科）授与ス（文部省） |
| 明治三六年 | 一月一九日 | 任長野県小縣郡立上田高等女学校助教諭（長野県） |
| 明治三六年 | 九月二一日 | 任長野県小縣郡立上田高等女学校教諭（長野県） |
| 明治四一年 | 四月一〇日 | 自己便宜のため退職 |
| 明治四一年 | 四月一五日 | 任京城居留民團立高等女学校教諭（京城居留民團長） |
| 明治四五年 | 四月一日 | 任京城公立高等女学校教諭（朝鮮總督府） |
| 大正八年 | 五月一三日 | 任朝鮮公立普通學校訓導（朝鮮總督府） |

| | | |
|-------|-------|---------------------|
| 大正八年 | 五月一三日 | 利川公立普通學校長ヲ命ス（朝鮮總督府） |
| 大正九年 | 四月二日 | 依願免本官（朝鮮總督府） |
| 大正九年 | 九月七日 | 任長野県小諸商業學校教諭（長野県） |
| 大正一三年 | 三月二一日 | 退職 |

右の記述は、たとえば上田高女の在職期間が長野県上田染谷丘高等学校同窓会「同窓会会員名簿（昭和56年）」の記述と一致していることなどからみて、おおむね信じるに足るものとおもわれる。ただし、小諸商業學校退職の年月については、後述のように若干の疑惑がある。大正一三年以後については後にのべる。

2 小学校教員時代——独学体験

宮原は、一言にしていえば独学で小学校教員となり、同じく独学で高等女学校の教員となったのである。

宮原の略歴をみると恐らくは小学校的授業生（いわゆる代用教員）をしながら、こつこつと独学で小学校教員の免許を取得し、小学校の正訓導になってからもさらに独学で勉強を続け、検定で中等教員の免許をとって高等

女学校の教員になるという明治期によく見られた篤学の青年像が浮かびあがつてくる。

しかし、一八九二（明治二五）年（二三歳）から一九〇一年までの九年間にわたる宮原の小学校教員時代のことは、残念ながら皆目わかつていらない。

ただし、宮原が一八九九（明治三一）年から上田男子小学校——これは後述のように正式名称ではなかった——に勤務したことは、のちに同じ町に創立された上田高女に勤務するようになる縁でもあつたようにおもわれるので、若干のことを記しておく。

上田町では、かなり早くから小学校を男子部・女子部に分けていたらしいが、いつからか、はつきりしない。いずれにせよ、宮原の勤務する直前の一八九九年三月末までは、上田尋常高等小学校男子部、同女子部とは校舎が別になっていた。宮原が勤めたのは、この男子部が衣替えした上田尋常高等小学校であった（他方を、上田女子尋常高等学校と称したので、これとの関係で、上田男子尋常高等小学校などと通称していたらしい）。

宮原の勤務校ではなかつたが、この上田女子尋常高等小学校については、近代日本教育史あるいは近代日本文学史に遺る挿話があるので一言しておきたい。

上田尋常高等小学校女子部——当時の『信濃毎日新聞』には「上田学校女子部」とか「上田女学校」あるいは「上田町の女学校」などとある——の校舎は、一八七八（明治一）年に落成した西洋造三階の地方には希にみる立派な校舎だったといわれる。それは、一八七八年に明治天皇が北陸東海を巡幸する際の行在所（アブザイシヨン）にあつることを兼ねて新築されたものだつたからであつた。この校舎が、一八九八（明治三一）年三月二七日夜、失火・焼失し

たのである。それだけのことなら歴史に遺る事件とは記憶されなかつたに違ひないが、三月三〇日になつて、責任を感じた同校の久米由太郎校長が短刀で自殺したこと、同校長の息子（二男？）の久米正雄（一八九一—一九五二）が後年、第四次『新思潮』の創刊号に、「父の死」と題してこの自殺のいきさつを書いたことが、歴史上の事件として諸書に記録されるきっかけとなつた。

久米正雄はこの小説のなかで、御真影（天皇の写真）の焼失に責任を感じて父が自殺したと描き出した。これ以来つい最近まで、ひじょうに多くの教育史書や文学史関係の書物は、久米由太郎の死を御真影焼失にかかる殉職事件として記録してきた。ごく最近の例では、多木浩一『天皇の肖像』（岩波新書、一九八八年、一二二五頁）にも「火事で『御真影』を消失し、校長としてその責任を感じて自殺した」と記されている。

あまりに多くの書物にそう書かれているので、実をいうと筆者もそう信じ込んでいた。ところが、この事件を改めて調べたいとおもつて当時の『信濃毎日新聞』の記事を『長野県教育史』第十一巻（五七五—五七六頁）で見たところ、御真影云々のことには全く触れていない。妙なことだと気にかかるて、この種の事件を詳細に追及している岩本努『「御真影」に殉じた教師たち』（一九八九年、大月書店）をみたところ、疑惑は以前からあつたらしく、校舎焼失に責任を感じて自殺したことは事実だが、「御真影」は当時は本校にあたる男子部にのみあつた女子部にはなかつた筈であり、久米校長は責任追求の声が強まるなかで死を選んだと解される、とのことであつた（岩本、同書、五四—八八頁）。それではなぜ、多くの書物が「御真影」にかかる殉死と描いてきたかが問題となるが、この点については岩本氏の眞実探求の驚くべき努力のあとをみていただくほかない。ここでは、筆者が、

歴史的真実を知ることのむつかしさを改めて感じたこと、通説（？）にこだわらずに史料のみを掲げて筆者に疑念を湧かせるきっかけを提供してくれた『長野県教育史』の史書編纂の姿勢に感じ入ったことだけを記しておく。

火災のあった翌九九（明治三二）年四月、上田尋常高等小学校女子部は、独立して上田女子尋常高等小学校となつた。同年、同校には修業年限二か年の補習科も設けられた。また同校には、九七（明治三〇）年より裁縫専修科が設けられていた。一九〇一年に上田高女が設立されると、上田女子尋常高等小学校の高等科三・四年生——当時は、尋常科四年・高等科四年であった——と補習科の児童は上田高女の本科生に編入され、また裁縫専修科の児童は上田高女の技芸専修科に編入された。

宮原が赴任したのは、ちょうど、上田尋常高等小学校男子部が上田（男子）尋常高等小学校として独立した年であつた。

宮原がどのように勉強したのか、知り得る材料は遺されていない。いずれにせよ彼は、小学校教員免許状を取得した後、小学校教師として働きながら、小学校の「体操科正教員」の免許状を取得、さらに中学校師範学校の「兵式体操科」の免許状を試験検定で取得した。この資格をもつていたことにより、彼は新設早々の上田高等女学校の教師となる幸運に恵まれた。この幸運に安住することなく、上田高女に着任後、さらに勉強を続けて師範学校女子部高等女学校の「体操科」の免許状を取得し、これによつて資格ある教諭となつた。

3 上田高女時代——「裁縫」「家事」への関心の背景

一九〇一（明治三四）年四月、宮原は新設早々の長野県小縣郡立上田高等女学校に助教諭心得兼書記として赴任した。三二歳の青年教師であった。翌年一月には正規の教諭に昇任している。免許状を取得したからであろう。

長野県小縣郡立上田高等女学校は、一九〇〇（明治三三）年一〇月一五日に設置認可され、翌一九〇一年四月に開校したばかりであった。宮原は、同校の開校と同時に着任したわけである。

同一九〇一年七月には、上田高女は県立高女代用に指定された。一八九九（明治三一）年に公布・施行された高等女学校令（勅令第三一号）は、「北海道及府県ニ於テハ高等女学校ヲ設置スヘシ」（第二条）と定め、道府県の高女必置を定めていた。実際には一八九八（明治三一）年には高女は全国にまだ三四校しかなく、全道府県が一挙に高女を設立することはできなかつたから、同令第五条は、府県費の補助を与えて郡市町村立の高女を以て道府県立高女に代用させることができるとしてゐた。当時の長野県には県立高女がなく、一八八七（明治二九）年設立の長野市立高等女学校、一九〇一（明治三四）年開校の松本町立高女、小縣郡立上田高女、下伊那郡立下伊那高女があるのみだったので、長野県は、これらの四校を県立代用校に指定したのである。

一九〇一年には、高等女学校は全国にまだ七〇校しかなく、その生徒総数は一七、五四〇名で、一校平均の生徒数は二五一名であった。

ところで、上田高等女学校とはいかなる学校だったのか。

文部省の『高等女学校 実科高等女学校ニ関スル諸調査』（全冊が、近年、大空社から複刻されている）のうち最も古い統計によると、一九〇一（明治三五）年四月現在の上田高女に在籍した生徒数は、一三三九名であった。

| 生 徒 数 | 学 級 数 | 本 科 | | | | 補 修 科 | 技 芸 科 | 計 | |
|-------------|-------------|--------|---|----|---|-------------|-------------|---|--|
| | | 学 年 | 一 | 二 | 三 | 四 | | | |
| 六七 | 二 | 二 | | | | | | | |
| 七六 | 五〇 | 一 | | | | | | | |
| | 四六 | 一 | | | | | | | |
| | 六一 | | | 二 | | | | | |
| | 七〇 | | | 四 | | | | | |
| | 三七〇 | | | 一一 | | | | | |

ほかに、「裁縫」を重点的に教育する技芸専修科に七〇名（四学級）、補習科に六一名（一学級）在籍しており、生徒総数は三七〇名にのぼっていた。

創立二年目にして全学年の生徒が揃っていた（それだけでなく創立の翌年には早くも第一回の卒業生を送り出した）のは、さきに述べた特別な事情があったからである。

ところで宮原は、平凡な高等女学校教師ではなかつたようである。この時代の宮原についての理解を深めるた

めに筆者が利用し得る材料は極めて僅かなものに過ぎない。それにもかかわらず、筆者らは、宮原が凡庸でない体操教師であったこと、当代の名だたる美文家であった大和田建樹に師事する機会をとらえて文章家となる緒口をしつかりとつかんだこと、自ら専門でもない裁縫教育についてこの時期にすでに一家言をもつに至つたこと、などを知ることができる。とりわけ、雑誌『家事及裁縫』の創刊（一九一七年）以前における彼と裁縫教育、家事教育とのかかわりは、一九〇一（明治三四）年から一九一九（大正八）年まで、つまり三三歳の時から五〇歳の時までの八年間にわたって、上田高女と京城高女という二つの高等女学校に勤務したことだけである。この壮年期にかいまみた、自分の担当ではなかつた教科についての知見を後年になつて十二分に活用したところに、彼の非凡さがあつたといえよう。とりわけ彼にとって初めての高女であつた上田高女での経験は強烈だったようにもわかる。また、独学で中等学校教員免許状の取得をめざす道のあること、この道を歩む青年男女の少なくないことを自らの体験を通して知つたことは、後年の彼の東京家事講習所、さらには『家事及裁縫』誌の創刊に生かされることになる。

* 「家事及裁縫」の創刊にあたつて、宮原は、この二つの高女の三千二百名にのばる卒業生に雑誌創刊の案内と申込書を送つたと記している（宮原小治郎「回顧十五年」一九四三年、東洋図書、非売品、二六一頁）。

これらのこと念頭におきながら、上田高女時代の宮原の跡をいくつかの側面から追つてみよう。

4 体操の教師・宮原小治郎

略歴にみたように、宮原が取得した中等教員免許状の教科は、中学校師範学校の「兵式体操科」と、師範学校女子部高等女学校の「体操科」であった。彼が体操の教師をめざした理由をさぐる材料は発見されていない。それはとにかくとして、宮原は、けつして平凡な体操教師ではなかつたようである。

宮原の取得した免許状は、「兵式体操」と「体操」の二つであった。明治中期には、体操と兵式体操とが併存していたからである。

もともと、わが国の近代学校が発足する過程で導入された体操は、唱歌などとともにわが国にはなかつた新しい教科であったが、文部省の懸命の努力で小学校をはじめ各学校に急速に普及した。ところが近代的軍隊制度が一段と整備された明治二〇年前後になると、将兵の教育訓練の一環として実施されていた歩兵操練を、学校教育の中に位置づけようとする動きが強まつた。一八八五（明治一八）年には中学校・師範学校に体操とは別に「歩兵操練」が導入され、八七年にはこれが「兵式体操」と改称された。兵式体操の内容は、名称は変わつても、歩兵操練の場合と同様に、軍隊教育の教程である「歩兵操典」を中心であつた。

一八八六（明治一九）年に小学校令、中学校令、師範学校令、帝国大学令を制定するなど学校体系を整備した森有礼文相は、兵式体操をことのほか重視した。兵式体操は兵士の養成を目的とするのではないが、命令で行動し隊伍を組んで行動する軍隊の習慣、また団体行動にあっては指揮・統督することが必要であることを教えるべきだというのであつた。この時期から、普通体操と兵式体操の併存、というよりとくに男子についてはむしろ兵式体操優位の時代が始まつた。宮原がまず「兵式体操」の免許を取得したのも、時代の趨勢の反映であつた。

ところが一九〇〇年前後になると、形式に流れ易い兵式体操の難点が指摘され、また遊戯が注目されるよくなつた。こうしたなかで、科学的基礎と体系制をもつといわれるスウェーデン体操が川瀬元九郎や一八九九年から一九〇三年まで欧米に留学した井口あぐりによつてわが国に紹介され、急速に普及し始めた。^{*}この趨勢を見た文部省は体操遊戯調査委員会を発足させ、一九〇五（明治三八）年一月にその報告書を公表した。

* 宮原は、一九〇七年夏、講演のために長野市を訪れた井口あぐりに会つて話を聴いたことが知られる（『婦女新聞』第三八五号、一九〇七年九月二三日）。上田高女に勤めていた宮原は一九〇五（明治三八）年一一月から翌年五月にかけて六号にわたつて「信濃教育会雑誌」に「教育的体操とは何ぞ」という論説を掲げ、普通体操、兵式体操の功罪を論じ、教育的体操を根幹とし、それに運動競技を適宜くわえるのが学校体操の眼目であるとし、スウェーデン体操の考え方を積極的に評価した（『長野県教育史』第五卷、一九七四年、六七九頁）。時代の動きを敏感に読みとつていたこの論文は、勉強家であったことをうかがわせるものであつた。

文部省は前掲の報告書を公表した後、全国の教員五〇余名を集めて講習会を開いた。長野県からは宮原が選ばれてこれに参加した。宮原はこの講習会の感想を「我期待と我予想」と題して『信濃教育会雑誌』第二四一号（一九〇六年一〇月）に発表しているが、各講師間の主張に連絡がなくむしろ矛盾するものと指摘するなど筆鋒は鋭く、学校体操界のあり方をなげいている。勉強家にして書き得た文章であった。

なお宮原には、「廿九年に於ける信州の体操界」（『信濃教育会雑誌』第一四四号、一九〇七年一月）という論文もある（同論文は、『長野県教育史』第五卷、七八三～七八五頁に紹介されている）。

しかしながら、右に略述した以外には、体操教育に関する宮原の事跡は多くはない。すなわち、一九〇七年（明治四〇）年の「学校遊戯としての舞踏」（『婦女新聞』第三六二号、一九〇七年四月一五日）なる短文が知られるくらいのものである。

宮原は、大和田建樹との交流を機に、文章家となることへの関心を深めたようにおもわれる。

5 大和田建樹のこと

後年の宮原は、すぐれたジャーナリストであつただけでなく、自らも短歌や文をよくものしている。がんらい体操教師であった宮原が詩文をよくしたのは、大和田建樹（一八五七～一九一〇）に師事したことによるところが大きかったらしい。上田高女時代に宮原が大和田に和歌を学んでいたことについては、宮原の次男・健雄が語つており、また、同時代人・吉田頼吉の証言がある（『家庭科教育』第二四卷第一二号、七九頁）。その交際は深いものだったらしく、後の一九〇八年、宮原が京城居留民団立高等女学校に赴任する際には、大和田は宮原を見送り（みやこ「韓山漢江〔一〕」『婦女新聞』第四二二号、一九〇八年六月一日、五頁）、また、歌を贈っている（同上紙、第四二三号、一九〇八年六月一五日、四頁）。

*上田高女卒業生の一人は、後年、宮原は同高女で「短歌と体操の授業を担当せられておりました」といっている（『家庭科教育』第二四卷第一二号、七四頁）。短歌は課外だったのではなかろうか。

大和田建樹は生涯旅行を好み、後述の年譜によると、一八九四（明治二七）年から一九〇五（明治三八）年まではほとんど毎年のように信州を訪れている。多くは、教育会主催の講演会、講習会に招かれてのことであったが、漫遊旅行もあったようである。宮原が上田高女に勤めていた一九〇一（明治三五）年には、上田教育会で講演している。

宮原小治郎がいつ頃から大和田に師事するようになったかは不明である。

また大和田は、宮原が上田高女に勤務していた時代に同校の校歌を作詞している。典型的な明治の美文調の歌詩である。この校歌作詩が、大和田と宮原とを結んだ縁だったのかも知れない。

大和田は、「故郷の空」（夕空はれて あきかぜふき……）や「鉄道唱歌」（汽笛一声新橋を……）などの作詩者としてその名が今に知られている詩人・歌人・国文学学者である。

実際、一八八一（明治十四）年から一九四五（昭和二十）年の敗戦に至る「六十五年間に、官・民諸方面から発表された数多くの唱歌の中から、注目すべき作品」一五一編を選抄して収録した『日本唱歌集』（堀内敬三・井上武士編、岩波文庫、一九五八年）には、大和田の作詩したもののが一〇編収められている。この数は、「キンタロウ」「モモタロウ」「大こくさま」等の名作唱歌が収録された石原和三郎の作品数と並んで、同一のものとしては同書中の最多である。

大和田は、安政四（一八五七）年に伊予（いまの愛媛県）の宇和島に生まれた。藩校等で和漢学を学び、二〇歳となった一八七六（明治九）年より三年弱、広島の外国语学校で英語を学んだ。二二歳となった一八七九（明治一二）年に上京、独学で和漢文や外国語を学び、一八八一年に東京大学書記となり、翌年に東京大学編輯所勤務、翌八三年には東京大学古典講習科の書記となつた。

*大和田の生涯に関する記述は、諸書まちまちで、たとえば、三省堂『コンサイス人名辞典・日本編』（一九七六年）は上京年を一八七九（明治一二）年としているが、今日最も人口に膾炙している前掲の岩波文庫『日本唱歌集』の「解

説」は「明治二年一二歳で上京」としている。本稿の大和田に関する記述は、とくにことわらない限り、宇和島市立図書館『大和田建樹先生の足跡——年表とその著書』（一九五五年、プリント）による。

一八八六（明治十九）年三月に東京大学を辞し、同年四月より高等師範学校に勤務し始めた。
『東京高等師範学校一覧』によると、同校における大和田の職歴は一八八六年から九一年までの五年間であった。

同じ時期に女子高等師範にも勤めたらしいが詳細は不明である。高等師範学校退職後は、明治女学校（一八九二～九七）、立教女学校（一八九三～一九〇〇）、静修女学校（一八九五～九七）、早稲田中学校（一八九七～？）、青山女学院（一八九七～一九〇一）、跡見女学校（一八九九～？、一九〇六～一九一〇）などに出講し、また一八九四年一月から九九年四月まで嘱託として高師に出講している。しかし、高師退職後の大和田の活動は、旺盛な著作活動にあつた。

大和田はたんなる唱歌作詞者だったわけではない。各作家の代表的作品を収録しているとおもわれる吉田精一編『現代日本文学年表』（一九五八年、筑摩書房）には、大和田の多数の作品が記載されている。
前掲『大和田建樹先生の足跡』の中の著作目録には、「合計九十七種 百五十一冊 三三、五四五頁、外に唱歌書 数十種」とあり、このほかに未刊の遺稿として日記四四冊、旅日記一五四冊、短歌詠草一〇冊、長歌詠草三冊があるという。

前記の『足跡』、大植四郎編『明治過去帳（物故人名辞典）』（一九七一年）は、大和田は一九一〇（明治四三）年一〇月一日に歿したとある。『平凡社 世界大百科事典』や前掲の『現代日本文学年表』が一九一一年歿としているのは誤りであろう。

上田高女の校歌を作詩したことは、女子教育における裁縫・家事教育の重みを知る機会となっただけでなく、「鉄道唱歌」によつてあまねく知られる存在であつたといえよう。

宮原が上田高女に勤務したことは、女子教育における裁縫・家事教育の重みを知る機会となっただけでなく、文章修業の出発点となつたという点でも重要な意味をもつたわけである。

なお、『家事及裁縫』創刊号より二号まで「羽衣（誌上演能）」を連載した大和田五月は、建樹の長男（一八九五年生まれ）である。

6 『婦女新聞』への寄稿家となる

一九〇〇（明治三三）年五月一〇日、福島四郎によつて週刊新聞『婦女新聞』が刊行され始めた。この新聞は、二一七五号（一九四二年三月二二日）まで四二年間続いた。

大和田建樹は、この『婦女新聞』に創刊号からほとんど毎号のように詩文を寄稿したほか、投稿の文章の選者をつとめていた。彼の寄稿は、亡くなる少し前の第五四〇号（一九一〇年九月二三日）まで続けられた。

『婦女新聞』第一二四号（一九〇二年九月二二日）に、「寄宿舎の夕」と題した短文がのつた。筆者は「信濃上田みやこ女史」である。大和田の短文「まにまに草（一）」と同頁にのつているが、投稿（八〇字以内と制限されている）の扱いではない。「みやこ」というのは宮原のペンネームで、宮原の「みや」と小治郎の「こ」をとつたものといわれる。女性読者対象の『婦女新聞』故に女性の如きペンネームとしたのであろう。

この「寄宿舎の夕」は、「浴室の煙突、煙りは既にうすらぎて、炊婦ならでは食堂に残るものも無し、桐の葉がくれには日ぐらしの声高くのこりて、落ち行く日かけを惜しまんともせず」という美文調の文章である。この調子の文章が第一二六号（同年一〇月六日）にものつてている。

こうして『婦女新聞』への宮原の短文寄稿が始まつた。一九〇二年には一回に過ぎなかつたが、〇三年に六回、〇四年にも八回と続いていく。非凡とはいえ一介の田舎の高等女学校の教師に過ぎなかつた宮原が『婦女新聞』の常連ともいふべき寄稿者になつたのは、大和田の推奨があつたからではなかろうか。いずれにせよ宮原と『婦女新聞』とのつながりは、後年の『家事及裁縫』誌創刊への長い導火線となつた。

『婦女新聞』への寄稿は、判明した限りでは、一九〇二年から一七年までの一二六年間に一四六編である（続きものもそれぞれを一編と数えている。また一編も名前の出ない年も一か年あつた）。その大部分は、ちょっとした旅行の際の叙情的紀行文で、いずれもいわゆる美文調で綴られており、希には和歌が添えられている。紀行文が

多いのも大和田の影響だったのでではなかろうか。

『婦女新聞』第三七九号（一九〇七年八月二二日）には、春浦（社長・福島四郎の号）に一席招待されたことへの礼状が珍しく本名の宮原小治郎の署名で掲載されている。この時期には福島とは既にかなり親しくなっている。

ところで彼のペンネームについて調べると、一九〇三年には一二回ほど「みやこ女史」と署名していたが、あとはさいごまで殆どすべてを「みやこ」で通している。『婦女新聞』紙上で「宮原小治郎」、「宮原生」としたのは合わせて数回しかなかった。この「みやこ」の名は、後年、自身の雑誌である『家事及裁縫』でも多用される。

7 若き日の裁縫教育論

『婦女新聞』への宮原の寄稿の大部分は紀行文であるが、一九〇七（明治四〇）年秋から翌年一月にかけての同紙上に、珍しく宮原の裁縫教育論（裁縫教師論）を吐露した小編がのっている。

ところで筆者は、一九〇七年八月に長野県の東筑摩教育会が女高師の谷田部順子を講師として松本高女において

て裁縫教授の講習会を開催した際、宮原がその講義を熱心に聴いており、かつ講習後谷田部に面談して語り合っていたことに注目したい（みやこ「長野より松本」『婦女新聞』第三八四、三八五号、一九〇七年九月一六日、同二三日）。宮原は高等女学校の体操の教師として勉強家であつただけでなく、この頃から既に、女子教育とりわけその裁縫教育にも深い関心を寄せていたのである。

宮原の裁縫教育（教師）論は、『婦女新聞』第三八八号（一九〇七年一〇月一四日）の「裁縫教師への要求」、第三九四号（同年一月二十五日）とその続編、第四〇〇号（一九〇八年一月三日）の「裁縫教育発展の好機」に見得ることができる。

宮原は右の文章の最初に、自分は「年来裁縫科の教育の価値を認むる事に於いては敢えて人後に落ちない積もり」であり、感ずる所あって『裁縫教師』と題する一冊子を起草中でこれを江湖に問うつもりだと述べている。この冊子は発見されていないが、「要は裁縫教師の味方となりて、該科の活動を希ぶの婆心に外ならぬ」という彼の観点をのべている。

彼は折りからの小学校令中改正が尋常小学校を六年制、高等小学校を「あるいは三年制とし、「裁縫」を尋常科第三学年から女子必修としたことを重視する。改正小学校令は「裁縫科を國民教科の必須科」としたのだから、「今後の裁縫界は大勢力を以て大活躍を為さねばならぬ。女子訓練の基本とならねばならぬ。女子教育の中心とならねばならぬ」という。そして裁縫教師はその「将来の為」に大いに「勉むべき」だというのが彼の主張の骨子である。

学識豊富、「技芸が巧妙」であるとしても、裁縫教師は「教育的の人物」であらねばならぬ。「従来の裁縫教師は第一此要求を充すに足らなかつたと言ふを憚らない」と宮原のことばは厳しい。しかし「教育的の人物必しも教授法に熟練なりとは言へない、教授は或る意味で一種の技術であるから、これには亦特別の技能を要する。」「殊に技芸の教師は他の学科の教師よりは格段の教授力を持たねばならぬ、わけても裁縫科の教授は」そうである。文部省が示した教授要目実施上の注意に教授は常に訓練と相まって教育の目的を達せよとあるごとく、「裁縫教師たるもの、研鑽修養奮つて一つ此要求を充たさねばならぬ」とことはもちろんである。

宮原はさらに、「教育者は能く世の先覚者となつて、寧ろ進歩の魁を為して欲しい」「強いて反抗を求むるには及ばない」が、「此時此際社会より批判の声があらうが、更に恐れない大なる勇気が望ましい」ともいう。

これに続けて、裁縫教師への社会の要求として「社会的活動」、「専門家としての裁縫」を論ずることが予告されたが、ついにこれは同紙上には現れなかった。

宮原の裁縫教育への関心が、一九二〇年代後半になってにわかに湧きでたものではなかつたことに、ここでは注目しておきたい。

8 朝鮮在住時代（一九〇八～一九一〇）——『婦女新聞』客員となる

一九〇八（明治四一）年の正月には、公私多忙で「俗事紛々として我を襲ひ」、「正月の楽しみも我のみ独り其恩澤に浴さ」ない、と宮原は書いている（「信州上山田温泉より」『婦女新聞』第四〇六号、一九〇八年一月一七日）。この正月には、渡朝のことが運んでいたのであろう。同年四月に宮原は上田高女を退職し、同月、京城居留民団立高等女学校に赴任した。宮原が遠く朝鮮に転じた契機等は不明である。前述の履歴書下書きによると、宮原の月給は、上田高女では一九〇七年三月に昇給して三三三円、他方京城でのそれは初めから五五円であった。

朝鮮（当時は韓国）では、一九〇四（明治三七）年八月の日韓協約締結によって日本人によるいわゆる顧問政治が始まられ、日露戦争を経て、一九〇六年には總督府が置かれ、韓国の植民地化が着々とすすめられた。一九一〇（明治四三）年八月には日韓併合条約が締結され、これによって韓国は完全にわが国の植民地とされた。

朝鮮における学校体系は、一九一〇年前後を通じて、法令上の位置に変化はあったものの、実体としてはつねに日本人向けのものと朝鮮人向けのものとの二本建てとされていた。そして、日本人向けの学校については僅かな事項をのぞき、おおむね内地の教育関係法令が準用されていた。

朝鮮における日本人向けの高等女学校としては一九〇六（明治三九）年に設立された釜山高等女学校が最も古く、ついで一九〇八（明治四一）年に京城高等女学校と仁川高等女学校が設置された。その設置主体はいずれも、在留邦人による法令上の自治団体である居留民団であり、この種の、内地に準拠した学校は「在外指定学校」とよばれていた。^{*}

*在外指定学校とは、「在外國邦人ノ為ニ設置シタル学校ニシテ……政府ノ指定シタルモノ」で、一九〇五（明治三八）年の「在外指定学校職員退隸料及遣族扶助料法（法律第六四号）」によって法的根拠を与えられ、戦後の一九四六（昭和二一）年の恩給法の改正（法律第三一号）によって法的根拠を失った学校制度である。これは政府の指定を受けるとその学校の職員は国内の公立学校職員と同様に「退隸料及遣族扶助料」——一九二三年以降は「恩給」——を受けられる、という制度であった。くわしくは渡部宗助編『在外指定学校一覧（一九〇六—一九四五）』（一九八二年）、同『在外指定学校に関する法制度と諸調査』（一九八三年）、同「在外指定学校40年の歴史について』『国立教育研究所研究集録』第四号（一九八二年三月）を参照。

京城第一高女の「沿革大要」によると、同高女では一九〇八年四月二十五日に入学試験を実施して合格者八四名に入学を許可し、一年より四年までを四学級に編成、翌二六日始業、五月二三日に開校式を挙行したとある（『京城第一公立高等女学校一覧 大正一三年度』（愛知教育大学所蔵）による）。宮原は、居留民団が京城に最初に設立した高等女学校に、その発足と同時に着任したのだった。

同校は四年制で、一年一学級の四学級、専任教諭は校長をふくめて六名、嘱託教員・講師五名、書記一名、計一二名という小規模の学校として出発し、後次第に大きくなり、宮原が退職した一九一九（大正八）年には一五学級となっていた。同校が五年制となるのは、宮原退職後の一九二四年度からであった。

日韓併合後の一九一二（明治四五）年に「朝鮮公立高等女学校官制」（勅令第四〇号）及び「朝鮮公立高等女学校規則」（朝鮮総督府令第四五号）が制定・施行された。これによって朝鮮における居留民団立の高等女学校は、在外指定学校ではなく、公立の高等女学校となった。前掲の宮原の略歴で勤務先名称が変わったのは、このためであり、転勤したわけではない。

同規則第二条は、「高等女学校ノ修業年限、学科及其ノ程度、教科書、学年、教授日数、式日、編成、設備、入學、在学、退学及懲戒ニ関シテハ特ニ規定スルモノヲ除外高女学校令及高等女学校令施行規則ヲ準用ス」と規定していた。教育の実際も内地の高等女学校と変わらなかつたとおもわれるが、この時期の京城高女のカリキュラム等の資料は知られていない。

宮原の渡韓に際して大和田建樹は、

君の歌の袋やいかに富ますらん

猛虎一声韓山の月

という歌を贈っている。渡韓一ヶ月後、早くも宮原は、「歌袋いまだ富まずといへども、目に映じ、耳に響きつる

趣味多き歌材』は豊富だと書き送っている（「韓山漢江〔一〕」「婦女新聞」第四二二号、一九〇八年六月一日）。この後在鮮中の宮原の紀行文は、一編ものらなかつた一九一〇（明治四三）年をのぞき、毎年少なくとも数編を『婦女新聞』に寄せている。同紙第六〇〇号（一九一一年一月一七日）には、前年死去した大和田建樹の追弔会への懐旧談を寄せている（「去年の約束」）。

ところで『婦女新聞』一九一〇年一月三日号の新年の挨拶には、社員名に並べて「京城支局一同」の文字が見える。前年より京城支局を設けたものと見える。宮原がこれにどのように関与していたかは不明である。

同紙第六〇七号（一九一二年一月三日）の新年の挨拶中には、社員名に並べて「客員宮原小治郎」の名が見える。他に「京城支局員一同」とあるので、支局員とは別個の扱いである。毎年正月初頭の同紙の新年挨拶をみてみると、その後一三年、一四年には宮原の名は見えないが、一九一五年からは毎年、「社友」の一人として宮原の名があげられている（一九一九年正月に宮原の名が見えないのは、同号には社友の欄がないからであろう）。こうして宮原と『婦女新聞』との関係は深まって行く。

一九一五（大正四）年一〇月、宮原網村著・丸野竹南画『朝鮮より』が刊行された。発行所は京城の斯道館。横一〇センチ、縦一九センチの変形、一二三頁の冊子である。巻頭に大和田建樹から贈られた和歌を掲げている。一だけ信州に帰省した折りの道中記があるが、他の内容の大半は、朝鮮各地の旅行記であり、教育にふれたものはない。内容の一部は『婦女新聞』に寄稿したものと重なっている。今日知られる限り、宮原の最初の著書である。定価五五銭となっているが、実質的には友人に贈るための私家版だったのではないだろうか。宮原がいつ

から網村と号したかは審らかでない。

宮原は、一九一九（大正八）年五月に、利川公立普通学校長に転じた。宮原五〇歳の年である。公立普通学校とは、朝鮮語を母語とする子どもたちのための初等教育機関で、当時は修業年限四年であった（「但シ土地ノ状況ニ依リ一年ヲ短縮スルコトヲ得」とされていた——朝鮮教育令第九条）。なお、朝鮮内の、日本人子弟のための公立小学校は当初から修業年限六年であった。

宮原はしかし、公立普通学校長には一年しか在職せずに帰国した。

9 小諸商業学校時代——婦女新聞社の社員となる

『婦女新聞』第一〇七四号（一九二〇年一二月一九日）へ寄せた「雪の信州」なる短文に「この春来この麓に仮寓し……」とあるので、宮原は朝鮮からすぐに、長野県へ引きあげたものとみえる。その後、一九二〇（大正九）年九月から一四（大正一三）年三月までの三年半、長野県小諸商業学校に勤務した。履歴書にみる限り、朝鮮での普通学校長を退職してから小諸商業学校赴任までの間に、八か月のブランクがある。次の就職先を決めないままに退職・帰国したということであろうか。

長野県小諸商業学校は、現在の長野県小諸商業高等学校の前身校である。長野県小諸商業学校の歴史は、一九〇六（明治三九）年四月に開校した長野県小諸町立小諸商工学校までさかのぼる。この小諸町立小諸商工学校は、商業部と女子技芸部とからなる乙種の実業学校であった。

これより前、小諸町には、若き日の島崎春樹（藤村）も教師をしていたことで知られる小諸義塾があった。小諸義塾は、一八九三（明治二六）年に木村熊二らの手で設立された地域の青年対象の中等程度の各種学校であった。同校は設立者、教職員の熱意と小諸町の多額の補助金で支えられていた。しかし小諸町は、一九〇六年に至り、この補助金を打切るとともに、自ら商工学校を設置することとしたわけである。

右の経過よりみれば、小諸商工学校は小諸義塾の系譜を継いでいることになる。実際、当初の商業部の授業は、旧小諸義塾の校舎で行われた。

町立小諸商工学校は、一九一一（明治四四）年四月には、設置者が北佐久郡となつたため、北佐久郡立小諸商工学校と改称した。

一九一五（大正四）年には女子技芸部に補習科を設置したが、その卒業生には小学校裁縫専科正教員の免許が与えられたといわれるから、裁縫教育には力を入れていたものと見える。この女子技芸部は一九一九（大正八）年四月に廃止され、その生徒はそつくり町立小諸実科高等女学校へ転学した。

女子技芸部の廃止とともに、小諸商工学校は同一九年一二月に長野県北佐久郡立小諸商業学校と改称、さらには翌二〇（大正九）年三月には甲種商業学校に昇格し、長野県小諸商業学校と改称した。宮原は、小諸商業学校

が甲種に昇格した年の九月に赴任したわけである。

長野県小諸商業学校の修業年限は、当初、予科二年、本科三年の五年制であったが、一九二二年四月に県立へ移管されると同時に予科を廃止して本科五年制となつた。

小諸商業時代の宮原の動静には不明な点が多い。残された彼の略歴に大正一三年三月同校退職とあることについてもやや疑念がある。以下にのべるように、それ以前から東京に転居したとおもわれるふしがあるからである。まず『婦女新聞』の毎年正月の社員等の新年挨拶の欄をみると、宮原の名は、一九二一、二二年には社員の中にみえる。二三年には再び客員となつてゐるが、二四、二五年には再度社員の中に並んでゐる。

公立学校の教員の兼職は現今のようにやかましく問題とならなかつたであろうから、小諸商業在職のままに婦女新聞社の社員に名を連ねることはできたかも知れない。ところが宮原は、一九二二（大正一一）年七月二十五日から三一日まで開かれた婦女新聞社主催の婦人文化講習会・子供洋服手芸講習会についての感想を『婦女新聞』に寄せ、また講習会の終了後に参加者を引率して富士登山を実施している（『婦女新聞』第一一六〇、六一、六二、六五号、一九二一年八月一三、二〇、二七、九月二七日）。

一九二三（大正一二）年の『婦女新聞』正月号には「故郷の新年」と題して歌五首を寄せており（第一一八〇号）、またこの号では前述の如く宮原の名は社員ではなく客員として掲げられている。ところがこの年八月には、婦女新聞観光団を引率して日光に行つたことも知られている（同紙第一二一四号、二三年八月二六日）。

右に掲げた婦女新聞社の行事はいずれも七、八月に実施されたものであつたから、宮原は暑中休暇を利用して

上京したのだと考えることも不可能ではない。

ところが一九二三（大正一二）年九月一日の関東大震災に関しては、この時に宮原自身が東京にいたとしかおもえない記事を『婦女新聞』に寄せている（同紙第一二一八、二〇、二一、二二号、一九二三年一〇月一四、二八、一一月四、一一日）。また次男の健雄も、震災当時は東京に在住していたと語っている。

このようにみると、宮原が小諸商業学校を退職したのは一九二四年三月より前なのかも知れない。いまは判断材料がないので、この点の解明は後日の課題とするほかない。

10 婦女新聞社の家事裁縫講習会

婦女新聞社は、一九二四（大正一二）年七月二九日から八月五日まで、家事裁縫講習会を開催した。この家事裁縫講習会の趣旨は、「義務教育の年限延長も近き将来には実現する体勢で、小学校教員に家事教授の知識が益々必要になって参り、一方生活改善の普及から、子供の服装が変はつてきました。此の際、それ等の人の実力補足と、文検家事裁縫受験者の勉学に資するため」と説明されている。会場は東京家政女学校。講習会終了後、前年同様に二日の日程による日光見学もあった。

この講習会は、「主催者・財団法人東京家政女学校」、「責任後援・婦女新聞社」となっていたが、申込先が婦女新聞社内、家事講習会事務所となっていたところからみて、企画運営の実質を担当したのは婦女新聞社だったようにおもわれる。この委員長が宮原であった（「大盛況の家事裁縫講習会」『婦女新聞』第一二六〇号、一九二四年八月三日、一〇頁）。講習会は六四〇名を集める盛況で、終了後は有志による日光観光も行われた（みやこ「日光ゆき〔一〕〔二〕〔三〕——家事裁縫講習員一行」『婦女新聞』第一二六五、六六、六七号、一九二四年、九月七、一四、二二日）。講習会に小旅行の付録（？）をつけるあたりに、いかにも旅行好きの宮原の企画らしさがうかがわれる。

この成功に気をよくなしたのか、この年末には、婦女新聞社主催の東京見学会も企画された。

11 東京家事講習所の創立

『婦女新聞』第一二八八号（一九二五年二月一五日）に、「東京家事講習所」と題した次のような記事が見える。
……速成的に家事実験の実力を得させる目的で此の四月から開校せんとする東京家事講習所が目下計画せら

れている。経営者は小石川高等女学校学監にして且本社に縁故浅からぬ宮原小治郎氏で前女高師教授甫守ふみ氏が特に力を添へられる。

宮原の東京家事講習所が呱呱の声をあげたのである。前年の講習会の経験を生かし、さらに発展させようとしたのである。『婦女新聞』の広告によると、「現代文化の発達に鑑み家庭生活の改善を研究すると同時に極めて進歩せる家事科教員を養成し兼て文部省及道府県検定の受験準備を為す」ことを目的とし、学科は「家事科」と「教育大意及国民道德の要領」に分かれ、前者については甫守ふみ（東京女高師講師）、河口愛子（日本女子実務学校長）、竹内茂代（婦人科小児科医師）、倉林源四郎（東京高師教授）、黒岩短子（東京女高師助教論）が、後者については甫守謹吾（東京女子商業學校長）、古川竹一（東京女高師教授）が講義をする。他に井上秀子（日本女子大学校教授）、西沢勇志智（東京帝大助教授）、大江スミ子（東京女高師教授）による科外講義があるとされている。期間は四月一〇日から七月下旬までの四カ月で、毎日午後二時より三時間ないし四時間である。授業料は一カ月七円であった。男子三名の申し込みもあったといわれる（『婦女新聞』第一二九四号、一九二五年三月一九日）。講義場所は明示されていないが、広告主が「東京家事講習所（小石川高等女学校構内）」とあるので、小石川区小日向台町の同高女校舎を活用したのである。

さきの記事は宮原の肩書きを小石川高女監としていたが、宮原と同高女との関係は審らかでない。小石川高女は一九二三（大正一二）年四月開校の四年制高女で、二五年現在では生徒定員三〇〇名に対し在籍者は一六五名であり（東京家事講習所開所を決めた当時は九一名）、（各年の『全国高等女学校 実科高等女学校ニ関スル諸

調査』による）、学校側としても場所を提供する余地があつたのであろう。

この第一期講習の実績については、『婦女新聞』（第一三一四号、一九二五年八月一六日）に「七月一九日第一期卒業生三八名を出し」と報ぜられている。これを成功とみることができるのであるが、筆者には判断材料がない。

ところで『婦女新聞』第一三〇六号（一九二五年六月二一日）は、「本社責任後援の二大講習会」と題して教育文化講習会と現代家事講習会の広告を掲載した。ほどなく、六月二八日の同紙には、この「現代家事夏季講習会」が東京家事講習所主催である旨の広告が出た。申込先は婦女新聞ではなく、東京家事講習所なのである。七月二九日から八月五日まで実施されたこの講習会は盛況だったらしく、三八七名の修了者を出したと伝えられている（『婦女新聞』第一三一五号、一九二五年八月二三日）。婦女新聞社後援であったことと講習が短期であったことが成功の要因だったのであろう。

東京家事講習所は、つづいて同年九月五日開講の講習会の広告を『婦女新聞』に掲載する。九月から一〇月にかけて毎号のように広告が出ているが、講習の実績に関する記事は見えない。

同年一〇月一八日の『婦女新聞』（第一三三三号）に、東京家事講習所編纂『現代家事』の出版広告が見える。筆者未見だが、広告によると「家事」「裁縫」の教授要目や家事研究についての参考書などをまとめたものらしい。

『婦女新聞』新年号（第一三三四号、一九二六年一月三日）は、社友のなかに宮原の名をあげている。

ところで一九二六（大正十五）年夏には、七月三一日から八月六日までの日程で婦女新聞社主催の家事裁縫講習会が開かれた。内容は午前家事科、午後裁縫科で、会場は跡見女学校であった。これも筆者の推測であるが、宮

原は前々年と同様にこの婦女新聞社主催の講習会の運営にあたったのではなかろうか。みやこの名による紀行文「日光ゆき」(『婦女新聞』第一三六七、六八、六九号、一九二六年八月二三、二九、九月三日)は、この講習会後的小旅行の産物のようにおもわれる。

この一九二六(大正一五)年秋には、東京家事講習所の講習会の広告も見えない。宮原は、鳴りを鎮めてしまつたかに見えるこの時期に、ひたすら『家事及裁縫』誌発刊の準備にとりかかっていたと見るべきであろう。

『家庭科教育』の前身誌『家事及裁縫』は、翌二七年、この東京家事講習所から発行され始めた。

12 激動の時代を生き抜く

『家事及裁縫』が創刊された時、東京は金融恐慌に荒れ狂っていた。『家事及裁縫』誌は、平穏な時代ではなく、激動のただ中に生まれたのである。しかしこの雑誌は、宮原の懸命な努力と非凡な才覚に依拠して順調に成長した。

一九二七年以降の宮原小治郎については、書き記すべきことはあまりない。雑誌の発行され続けたことが、彼の後半生のすべてを語っているからである。彼は、雑誌を編集、発行し続けた。機を見て、相変わらず好きな旅

行もし、そして書いた。彼の発表の場はもはや『婦女新聞』ではなく、彼自身の雑誌であった。

*なお、「創刊以来二〇年雑誌一すじを通した本社も（戦後には——引用者）単行本の出版に踏み出さざるを得なかつた」(宮原佑弘「月刊『家庭科教育』の歩み」「家庭科学」第五三卷第一号、一九八六年一〇月、七七頁)とあり、戦前には単行本の出版活動をほとんどしなかつたようである。しかし筆者は『国民学校初等科 芸能科裁縫指導細案』(一九四〇年初版、一九四一年四月一五版発行、家事及裁縫社)の現物を確認している。同社の出版物調査は他日を期したい。

雑誌の継続的刊行だけでも大きな仕事だったとおもわれるのに、婦女新聞社時代に手がけ、東京家事講習所の事業として始めた毎年夏の家事裁縫講習会も欠かさず継続した。本稿の主たる課題ではないので多くはふれないが、家事及裁縫社主催の行事は、さらに栄養料理講習会、作法講習会と幅が拡げられ、このほかに、裁縫教育研究発表会、家事教育研究発表会も回を重ねた。宮原の活動は、倦むことを知らぬかに見えた。

創刊の翌一九二八年には社名を家事及裁縫社と変更し、一九三二年には創刊五周年を、三七年には一〇周年を祝う集いを盛大に開いている。この一〇周年の席上、「旅行の好きなことも手伝つて君は私設督学官と言われる程全国の教育を视察し、家事裁縫の教育に就いては殆ど辞典的な詳細な知識と見識を有して居る」と評されたと伝えられている(『教育週報』第一六二二号、一九三七年四月一七日)。このような宮原の足跡は、一五周年記念に閲

係者に配布した『回顧十五年』（一九四三年）の大冊から読みとることができる。

ところで筆者は、宮原小治郎の人となりについて殆ど知るところがない。僅かに、「喧嘩口調の信州弁で喋り捲くるところは、初対面の者には一寸当たりが強いかも知れぬが、寸時にしてその中に言い知れぬ味はいを感じるであらう」「君の趣味とするところは、旅行、謡曲、和歌などで、特に宝生流の謡曲では鼓をよくするそうである」「酒もまた君の好むところで、折々に郷県出身の人々を集めて痛飲し、談論風発を楽しむと言った豪快なところを有って居る」という評言を知るのみである（『教育週報』前掲）。

戦時体制下、用紙統制、言論統制の嵐の中でも、雑誌は、「家事裁縫」、「家政教育」と改称しながら生き続けた。しかし宮原も雑誌も、大戦末期の空襲と戦災には克てなかつた。雑誌を『家政教育』に、発行所を家政教育社と改称したが、一九四五年五月の東京大空襲で本社は全焼して雑誌も休刊を余儀なくされ（休刊前後の事情については後述）、宮原一家は郷里の長野県へ引きあげた。

敗戦の翌年四月、『家政教育』誌は不死鳥のようによみがえつた。東京に出て再刊すべきことを強く懇意したのは山本キクだった。諸種の事情は本社の東京移転を許さなかつたが、復刊については山本の厚意にこたえることができた。宮原は七八歳であった。

東京の本社は名目上のもので、長野市に出版部を置き、編集、印刷、発送の実務などを行なつた。本社を実質的に東京に移したのは一九五〇（昭和二五）年三月であった。

八〇に近い年になつてなお懸命の努力でこの雑誌を再興せしめる情熱を枯らせなかつたのは何だつたのか、こ

のなぞを解きあかすための材料は、いまの筆者には残念ながらあまりに乏しい。

宮原小治郎は、東京移転五か月後の一九五〇年八月、郷里の長野県村上村に帰省中、八二歳の天寿を全うした。

五 雑誌『家庭科教育』の歴史とその周辺

1 「家事及裁縫」の創刊

一九二七（昭和二）年三月二〇日付の『婦女新聞』（第一三九七号）に、「宮原小治郎氏が前年經營してゐた東京家事講習所は本年再開の予定であったが準備が整はないので中止し其代り月刊雑誌『家事及裁縫』を四月より創刊し主として小学校家事裁縫科担任教員及文検家事裁縫受験者に必要な記事を掲載すると」という記事が載った。宮原は雑誌創刊に関して多くを語っていないので、むしろ右の記事が創刊のねらいを端的にしめしている。

『家事及裁縫』誌は、かくて、一九二七年四月に東京家事講習所から発行された。宮原は、創刊号の「巻頭數語」の中で、「我が『家事及裁縫』は、醇美なる家庭生活の建設、撥刺たる学校教育の完成を期するために、極めて適切有益なる理論と実際とを紹介し、昭和の新時代における女子教育に向かっていっそうの努力を捧げんとして奮起した」と創刊の趣旨をのべた。實際、その後の『家事及裁縫』は、激動する

昭和の女子教育とともに歩んだ。

創刊号は、巻頭に岡田良平文相の「家事及裁縫の発刊を祝す」を配し、ついで甫守ふみ（東京女高師講師）、木下竹次（奈良女高師教授）、石沢吉磨（同）、倉林源四郎（東京女高師教授）の「裁縫」「家事」に関する論説を掲げた。いずれも、夏期講習会等で面識のあつたメンバ一であり、「裁縫」「家事」教育の最高位の位置にあつた両女高師から一人ずつ並べたのは当然の如くあつたが、じつはそうではない。當時奈良女高師の教官たちは月刊雑誌の『家事研究』を目黒書店から出していたのだから、奈良女高師から執筆を得ることは容易でなかつた筈なのである。実際に、後年になって宮原は、石沢吉磨の原稿を得られた喜びを語っている。

「講座」の欄は、「裁縫教授法」を山本きくが、家事教授法を東京女高師の西野みよしが執筆している。第二次大戦後まで長く続く山本と宮原のつき合いは、こうして創刊号から始まった。

「誌上指導」には六本の原稿を並べた。この欄は、同種の雑誌『家事研究』にはみられないものである。創刊当時のねらいは必ずしもはつきりしたものではなかつたが、やがて、小学校教師のための教材解説という性格をはつきりさせていく。

もちろん、文検と略称された中等学校教員検定試験に関する情報も欠かさず提供されている。この欄は一巻三号から「文検欄」として独立する。

このほか、大小の解説、女子教育界の情報が提供され、宮原の師ゆかりの大和田五月の試上演能まで載っている。

こうして『家事及裁縫』誌は順調に出発した。雑誌を創刊した時の宮原が五八歳だったことをおもうとき、この壯舉にいまさらながらに驚かされる。宮原は後年になつて、「創刊の當時イの一番に鞭達の書を送られたのは常見育男氏」で早速に尋ねたと書いている（『家庭科教育』一二一卷二号）。常見の名は一卷四号に初登場するが、以来彼は、戦後に至るまで常連の執筆者となつた。書き手を发掘するに敏な宮原の才覚をしめすエピソードの一つである（このエピソードについては、第五五卷第一二号に常見自身も書いている）。

なお、さきにみたように東京家事講習所本来の仕事だった長期講習は中止されたらしいが、二七年八月初旬には、同所主催の現代家事及裁縫夏季講習会を開催している。これ以後、東京家事講習所は、一方で雑誌を発行しながら、他方で毎年、「裁縫」「家事」関係の講習会、研究発表会を開くという方式をとつていく。

『家事及裁縫』誌の法律上の位置に関してつけくわえておく。

敗戦前の日本には、出版物の統制・検閲に関しては、出版法（一八九三年、法律第一四号）と新聞紙法（一九〇九年、法律第四一号）という二つの法律があった。出版法は、各種の文書出版を律することを目的とした法律であるが、当初の『家事及裁縫』誌は、同法に「専ラ学術、技芸、統計、廣告ノ類ヲ記載スル雜誌ハ此ノ法律ニ依リ出版スルコトヲ得」（第二条但書）という規定があるのを活用して、出版法に基づいて刊行された。この法律による場合は、学術雑誌に徹しなければならないという編集上の制約を受けるが、新聞紙法とは違つて多額の保証金を積む必要はなかつた。

一方、「時事ニ関スル事項」を扱う雑誌は、新聞と同じく新聞紙法によらねばならなかつた。新聞紙法は東京、

大阪で発行する場合には二千円、人口七万以上の都市では千円、その他の地域では五〇〇円の保証金を提出することを要求していた。発行回数月三回以下の雑誌は半額でよいとされていたが、いずれにせよ、過大な負担を要求されていたことに変わりはない（創刊当時の『家事及裁縫』の定価は五〇銭だった）。

宮原にとっては時事的要項を論じ得ないという出版法による編集上の制約は耐えがたいものだった如くで、結局、第七卷から、『家事及裁縫』は新聞紙法による雑誌となつた（『回顧十五年』一五八頁参照、変更の年月日は未確認）。

出版法、新聞紙法は、占領軍によって戦後いち早くその効力を停止させられ、ともに一九四九年五月には正式に廃止された。日本国憲法は出版の自由を認めて検閲を禁止しており、今日ではこの種の統制法規が存在しないことはいうまでもない。

なお、戦後の占領期、占領軍は新聞・雑誌の事前検閲をしていた。ただし、検閲していることを公表することは許されなかつた（戦後の占領軍による検閲の態様については、福島鑑郎『戦後雑誌の周辺』一九八七年、筑摩書房、などを参照）。『家政教育』『家庭科教育』は東京で検閲を受けたが、訂正・削除等の指示を受けたことはなかったらしい、と宮原健雄は語っている。

2 類似の先行誌

ここでは、『家事及裁縫』の創刊当時、すでに刊行されていた類似の雑誌についてのべる。

戦前に創刊されて第二次大戦後も引き継いで発行された婦人雑誌には、『婦人画報』（一九〇四年創刊）、『婦人之友』（一九〇六年に『家庭女学講義』として創刊、一九〇八年より『婦人之友』と改題）、『婦人公論』（一九一六年創刊）、『主婦之友』（一九一七年創刊）、『婦人くらぶ』（一九二〇年創刊、のち『婦人俱楽部』と改題、一九二八年四月号で休刊）などがある。こうした著名な婦人雑誌のほかに、『家事と衛生』（一九二五年～一九四四年）のような専門誌もあった。これらの雑誌はいずれも婦人を対象としていたから、誌面のかなりの部分を家事や裁縫に費やしていたことはいうまでもない。しかしこれらは、教師を対象としたいわゆる教育雑誌ではなく、したがって『家事及裁縫』と競合する雑誌ではなかった。

『家事及裁縫』が創刊された一九二七年当時、裁縫科や家事科担当の教師を対象として刊行されていた雑誌としては、『裁縫と家事』および『家事研究』の二誌が注目される。

『裁縫と家事』は、裁縫教育で名の知られた渡辺学園の同窓会誌という性格をもっていた。渡辺辰五郎の創設

した渡辺学園の同窓会は、一九〇三（明治三六年）一月から『同窓会誌』を毎月発行していたという。同誌は、一九〇六年一月（第四巻第一号）から『裁縫雑誌』と改題し、一九二三（大正一二）年九月号まで継続した。刊行が中断したのは、同年九月の関東大震災のためであろう。一九二五（大正一五）年には『裁縫と家事』と改題して復刊され、これは、一九三四（昭和九）年に『渡辺学園雑誌』と改題され、一九三九年に廃刊となるまで続いた（『渡辺学園百年史』一九八一年、一二四頁による）。

この雑誌は、宮原が『家事及裁縫』という雑誌名を選ぶについて一定の影響を与えたようにおもわれる。

宮原は、『裁縫と家事』誌については何も書きのこしていないが、『家事研究』誌については、これが自分の雑誌の有力な競争相手であることを自覚していたと語っている。

『家事研究』については、先頃刊行された『教育関係雑誌目次集成』にも収録されていないので、ややたちいつてのべる。

『家事研究』は、奈良女子高等師範学校の教官で組織する家事研究会が編集し、数多くの教育書を発行していた日黒書店から刊行されていた教育雑誌で、一九二〇（大正九）年四月に創刊された。創刊号には、中橋徳五郎文相、南弘文部次官が祝辞を寄せている。

創刊号の誌面の主要な部分は、一三本の論説からなる「論纂」、六本の教材研究からなる「研究」、隨筆風の軽い読物を並べた「雑纂」で構成され、巻末に「抄録及紹介」「時事」の欄が設けられている。

「論纂」の巻頭には赤司鷹一郎文部省普通学務局長が「家庭生活改善問題」と題する論文を書いている。その

次に奈良女高師校長楳山栄次が「國家問題としての家事研究」を書いている。これがいわば実質的な巻頭論文であろう。

楳山はこの論文の中で、「広き意味に於ける家事を研究して時勢に適応したる堅実なる家庭を造ることは実に重要な国家問題」であり、これが「我々同人が研究の目的とする所である」と述べている。いいかえれば、学科目としての「家事」にこだわるだけではなく、これを念頭におくにせよ、家事に関する諸問題を広い視野からとらえようとしているのである。

「論纂」「研究」「雑纂」の諸論稿を通覧すると、論者の念頭にあったのは楳山がいう広い意味での家事あるいは高等女学校の「家事」であったようにおもわれる。換言すれば、前年の小学校令施行規則中改正で高等小学校に「家事」が独立した時期であつたにもかかわらず、小学校の「家事」に言及したものがないことに気づく。

*強いていえば、直接の言及はないもののこの変化を意識していたのは棚橋源太郎「家事教授の振作」だったようにおもわれる。前述の野田は、この論文に注目している（野田満智子「小学校『理科家事』の成立をめぐる欧米家事教育情報」、前掲）。

家事を広い意味でとらえるとすれば裁縫もふくまれるとおもわれるが、創刊号における裁縫関係の論稿は、木下竹次「此の如くして裁縫教授の革新は出来る」、長尾糸「婦人改良常用服」など僅かしかない。誌面構成における

裁縫のこのようないわば軽い位置づけは、ずっと後まで一貫している。

また創刊号には東京女高師の二階堂トヨが寄稿しているが、これはむしろ例外的であつた。大部分を奈良女高師の教官が執筆するのが常で、その後、東京女高師の教官が登場することは極めて希であつた。

紙面を「論纂」「研究」「雑纂」その他をもって構成する方式は第四卷第七号（一九二三年七月）まで続いた。そ

の次の号からは、大小の論稿を小テーマごとにまとめる方式をとっている。

なお一九二二（大正一一）年四月から、木下竹次を指導者とする奈良女高師附属小の教官の手で月刊雑誌『學習研究』が刊行され始めている。奈良女高師の教官らが意欲的だったことは理解できるし、「家事研究」は読者も執筆陣も「學習研究」のそれとは重ならないとはい、教材研究などの面で『家事研究』の方がやや生彩を欠く印象があるのは否めないように筆者にはおもわれる。

こうして刊行され始めた『家事研究』は、一九二三年秋に関東大震災のために一号休刊したのみで、一九三〇（昭和五）年一二月号（第一一卷第一二号）まで月刊で継続した。つまり、宮原が『家事及裁縫』を創刊した一九二七年四月には、『家事研究』は第八卷第四号に達していた。

奈良女高師は東京女高師と並んで事实上当時の女子教員養成の最高の教育機関であり、その家事科（一九一七年までは博物家事部）の卒業生も、東京女高師の家事科（一九一七年までは技芸科）卒業生と同じく、全国の師範学校や高等女学校に幅広く分散して、「裁縫」「家事」の教育界に大きな影響力をもっていた。宮原のつくろうとする雑誌は小学校の裁縫、家の教師たちをも視野に入れていたし、「裁縫」を重視しようとしていたなどの点

で『家事研究』とのねらいの違いはあったにせよ、奈良女高師の教官たちとどうつき合つか、彼らを執筆陣に組み込むことができるかどうかは、宮原にとって最も大きな課題の一つだったに違いない。

宮原は、はじめから、臆することなく正面からぶつかっていく道を選んだ。その結果、『家事及裁縫』創刊号には、東京女高師の教官四名の名前とともに、木下竹次、石沢吉磨の二名の奈良女高師教授の名を並べることに成功した。とくに、その後も『家事及裁縫』誌にしばしば登場した石沢吉磨が奈良女高師の理科、家事の教授であったことは注目に値する。しかし、『家事研究』が月刊だった一九三〇年一二月までの間に『家事及裁縫』に登場した奈良女高師の教官は、結局、木下、石沢の二名のみであった。奈良女高師側の反応の複雑さがいまみられるようにおもわれる。

『家事及裁縫』が発刊されて以後も、広い意味での家事に関連した大小の論説を並べるという『家事研究』の誌面構成には変化が見られなかつた。したがつて、教科目としての『裁縫』「家事」に焦点を合わせ、毎月の教材研究、教師の技量向上のための講座、文検関係の情報、随想欄など多彩な誌面構成をとつた『家事及裁縫』が提供する情報量は、『家事研究』のそれをはるかにしのいでいたといわなくてはならない。

『家事研究』誌は、一九三一年（第一二巻）からは月刊方式をやめて一年一冊となつた。年一冊だから、この時点では雑誌ではなくなつたといえよう。楳山榮次は第一二巻の冒頭の「本誌の刷新に就きて」の中で、これまでは「時代に適合することが急務」だったので月刊でやつてきたが、今後は「纏つた知識を有たしめるため」「科学的の攻究を為さしめるため」に年一、二回の刊行とするとのべている。月刊から年刊へと変化した事情は審らか

ではないが、他方で、創刊四年目を迎える『家事及裁縫』が隆昌しつつあつたことを考へると、客観的には、『家事研究』が競争から脱落していったとみることができよう。

『家事研究』は第一二巻（一九三一年）から第一九巻（一九三八年）まで毎年一冊刊行された。この第一九巻に終刊を告げることばは見当たらないが、以後の号は発見されていない。

3 共存誌『家庭科学』のことなど

『家事研究』が一九三一年から年刊化すると、宮原の『家事及裁縫』誌と競合ないし競争関係にある雑誌は、事実上なくなつたかの如くである。^{*}

* 常見育男の蔵書目録（常見編『女子教育・家政教育・家政研究に関する文献その他の資料目録（一）』一九八四年、一三四頁）によると、一九三一年から三三年にかけて刊行された月刊誌『家事技芸教育』があったとされているが、未調査である。『学術雑誌総合目録 和文編 一九八五年版』（一九八六年）には記載されていない。

他方、一九三四年（昭和九）年一〇月には、家庭科学研究所が現在も続いている雑誌『家庭科学』第一輯を刊行した。家庭科学研究所は、財團法人大日本聯合女子青年団および大日本聯合婦人会の合同施設として一九三四年五月に創立され、「旧態依然たる家庭生活を対象としてこれを科学的に研究し、かつその研究を普遍化して各家庭をして科学せしめるまで指導」し、「家庭生活の充実、家庭教育の振興」をめざした。初代所長は井上秀（日本女子大学校長）、主事は片岡重助（正和女子商業学校長）、清水福市（東京府立高等家政女学校長）、野田松平（大日本聯合女子青年団参事）であった。

家庭科学研究所が営んだ各種の事業のうち、間接的にせよ宮原のしごとに関連していたのは、雑誌の刊行と夏期講習会であった。まず夏期講習会についてみると、一九三五年（昭和一〇）年八月に第一回を開催、戦前は一九四一年、一九四五年の両年をのぞいて毎年開催された。戦後、同研究所の夏期講座は早くも一九四六年（昭和二二）年に再開した。戦後の夏期講座は、家政教育社のそれに先んじたわけであり、以後今日まで続く同研究所の重要な事業のひとつとなっている。同研究所の講座のテーマや講師は、教科としての「裁縫」「家事」にこだわらないから幅広いものであったが、当然に重なり合う部分もあった。「戦前から〔高等女子学校の――引用者〕家庭科教員をしていた私も毎年出席して立派な講演を聞いて勉強しました」と家庭科担当の教科調査官となつた仙波千代も書いており（「日本女子会館における家庭科学夏期講習会の思い出」『家庭科学』第五三巻第一号、五一頁）、家庭科教育の発展にも一定の貢献をしてきたのである。

『家庭科学』誌は当初季刊を原則としたが、一九三七年、三八年の両年には二冊しか刊行されなかつた。「第〇輯」

という表示方式は第一輯（一九三四年一〇月）から第一九輯（一九四〇年一二月）までであった。誌面は、数本の「研究・論説」を中心として、これに「会員研究・意見発表」、「紹介と検討」、「雑報」などが添えられて構成されている。青木誠四郎「叱責の態様とその反応との関係（子女教養の一資料として）」（第一輯、全三二頁）、友安亮一「家計調査とその結果について」（第三輯、全五八頁）のような長大な論文もあるなど、総じて、時宜に応じたテーマを学術的に論じたものが多かった。成田順「和服裁縫に対する一考察」（第五輯）、山本キク「和服裁縫の新傾向」（第六輯）、牛込ちゑ「これから裁縫学習法」（第八輯）など直接に「裁縫」「家事」に関連した論稿もあつたが、多くは、むしろ「裁縫」「家事」教育の背景となる家庭生活そのものについての研究的論稿であった。それは研究所の研究活動の趣旨でもあったが、初代の編集発行人であった主事・片岡重助の役割も大きかつたのではないか。^{*}

*片岡は、女子青年団の前身である処女会の活動に対する有能な指導者として知られた。彼は、「女子の教育の方針が良妻賢母主義であると言ふことは……寛に物足らぬこと此上もない」と女子の教育のすべてを良妻賢母に結びつける教育観を批判し、「处女の時代の生活は……処女期としての価値を見出すこと」であり、そのためには「処女をして自治民施設経営」（一九二三年、興文社、六、七、一七、一七八頁、傍点は原文）理性の持主であった。筆者はこれを千野陽一「近代日本婦人教育史」（一九七九年、ドメス出版、二一四頁）に学んだ。なお片岡の生涯については、野田満智子「片岡重助

の生涯と思想』社会教育研究年報 第二号、一九八〇年三月、名古屋大学教育学部社会教育研究室刊、を参照。

誌面をジャンル別に区分する方式は第一輯（一九三八年三月刊）から廃止された。しかし誌面の基調が変化したわけではない。

*家庭科学研究所は、一九三六（昭和一一）年四月から小冊子のかたちの『家庭科学時報』を月刊で発行し始めた。研究誌の性格が強かった『家庭科学』誌とは別に、普及に重点をおいた雑誌をつくったわけである。同誌は一九四〇年一月号（第四六号）から『家庭科学月報』と改題し、一九四一年七月号（第六四号）まで続いた（森本文恵『家庭科学研究所五六年史【I】—成立期の変遷』『家庭科学』第五七巻第一号、一九九〇年六月、参照）。

『家庭科学』誌は、一九四一（昭和一六）年一〇月号から月刊雑誌となつた。『家庭科学月報』を吸収したわけである。第一九輯との間にやや間隙がある。この月刊の『家庭科学』は、第二次大戦末期、戦後初期のような困難な時期を問にはさんで一九五一（昭和二七）年一〇月号まで続いた。しかし月刊化した後も、敗戦までの号は、家庭科に直接に関連した論稿は中田俊造「家事科の再認識」（四二年一月号）、倉沢剛「家事の修練」（四年九月号）くらいのもので、ひじょうに少ない。

*筆者の調査では、一九四三年一月号、同四月号、同一〇月号、一九四四年一ないし六月号が同研究所所蔵本には欠けている。しかし、一九四五一年八月号を一冊にまとめて四六年一月に、同年九月一二月号を一冊にまとめて四六年四月に、四六年一、二、三月号を一冊にまとめて同年五月に発行するなど、数字の上での欠号が生じないよう懸命の努力がはらわれているところからみても、形式的な面での欠号はなかつたのかも知れない。他日を期したい。

戦後、とくに一九四七（昭和二二）年以降になると、けつして多くはないにせよ、男女共学、新しい家庭科に関する論説などが誌面に現れてくる。そこには海後宗臣「社会学習と家庭科のあり方」（一九四八年五月号）のような『海後宗臣著作集』第一〇巻に付された「著作目録」に未収録のもの、山本キクのいくつかの解説的論稿などもふくまれている。これは、例年の夏期講習会で家庭科もテーマの一つになることが多かったことと関係しているのであろう。のちに、所長の山崎進が『家庭科教育』誌との関係を「対抗誌というか、僚友誌というか」とのべたときには（第五三巻第一号、六九頁）、この辺の事情が念頭にあったのかも知れない（なお家庭科学研究所の設置主体には若干の変遷があり、現在の財團法人日本女子社会教育会となつたのは一九七一年三月である）。

月刊の『家庭科学』誌は一九五二年一〇月までで、同誌は一九五三年の第一号（五三年二月発行）から再び季刊誌となつた。この号には「第一集」という番号がつけられたが、この番号は九二集（一九八三年三月）まで続けられ、その次の号は第五〇巻第一号（一九八三年六月）とされた。第一輯の発行された一九三四年を第一巻とみなした由であり、今まで続いている新しい表示方式は、この雑誌が『家庭科教育』におくれること僅か七年

という長い歴史をもつてることを改めて教えてくれる。

4 志願者の多かった文検「裁縫」「家事」科

『家事及裁縫』の編集には、前述のように、文検の「裁縫」「家事」志願者が念頭におかれていた。文検とは、中等学校教員免許状授与のために文部省が実施する検定試験をさしている。

中等諸学校の教員については早くから、資格制度が整備され、森有礼文相により尋常中学校、尋常師範学校が制度化された一八八六（明治一九）年には、その免許状授与（取得）方式も確立した（中等学校教員の資格制度の歴史については、牧昌見『日本教員資格制度史研究』一九七一年、風間書房、の第五章を参照）。

免許状の種類は、時代により多少の変遷を見るが、おおむね師範学校中学校用と、師範学校女子部高等女学校用に分かれ、前者の免許状をもつ者は後者の学校についても有資格とみなされたが、女子の取得する免許状は後者に限定されていた。等しく中等程度の学校の教員免許状とみなされていたのに免許状の種類に男女差別があったことは、全国中等学校女教員大会などでもしばしば問題とされた（『全国中等学校女教員大会記録』、前掲、一

七三、四頁）が、旧学制下には解決をみなかつた。このため、師範学校女子部や高等女学校に男子教員は珍しくはなかつたが、中学校に勤務する女教員は極めて希でほとんどがゼロに等しかつた。なお、師範学校が専門学校程度の学校に昇格した後には、免許状の種類から師範学校がはずされたことはいうまでもない。

中等教員の養成＝免許状の授与の方式については、戦前の全期間をとおして、①直接養成方式、②直接検定方式、③間接検定方式の三方式が併用された。直接養成方式とは、高等師範学校及び女子高等師範学校という直轄学校により、師範学校、中学校、高等女学校の教員を養成する方式である。これらの学校の卒業生は、よく知られているように、師範学校、中等学校の校長、教員の中核を占めていた。

しかし、中学校、高等女学校は増大し続けたにもかかわらず、高等師範学校は明治末年に男女各二校となつたのみで以後長い間増設されなかつた。そこで、直接養成方式を補うために臨時教員養成所が設置されたが、これを合わせても中等教員の需要をまかなうことはできなかつた。この不足を補つたのが、直接検定方式と間接検定方式であった。

直接検定方式と概括されるのが、試験検定によって学力を検定し、その合格者に免許状を授与する方式で、文部省が実施したところから文検と略称されたことは前述した。

試験検定については、中卒、高女卒のほか、専門学校入学に関し中学校、高等女学校と同等以上と認定された各種学校等の卒業者、小学校教員免許状所有者のほか、いわゆる専修の試験の試験検定合格者には、どの科目についても受験資格が与えられた（明治四一年文部省令第三二号「教員検定二関スル規程」第五条）。このほか、従来の高

等女学校芸術専修科卒業者、のちの高等女学校実科卒業者は、家事、裁縫、手芸についてのみ受験資格が与えられた。実科高女は、学課課程の違いから、一般の高等女学校と同等に扱われてはいなかったのである。

またのちには、東京裁縫女学校、共立女子職業学校など少なからぬ裁縫女学校の卒業生にも、裁縫、手芸に関して試験検定の受験資格が与えられた。

間接検定方式と概括されるのは、無試験検定とよばれる。修業年限、学科課程、教員構成、生徒の卒業後の情況等につき文部省の検査を受けて、許可あるいは指定を受けた学校が、その卒業生に無試験検定により免許状を授与する方式である。官立学校の場合は許可学校、公私立学校の場合は指定学校とよばれた。無試験検定といつ

| 学 校 名 | 学 部 | 学 科 目 | 無 試 験 検 定 | 許 可 年 月 日 | 備 | 考 |
|-------------|---------------|--------------------------|------------------------|------------------------|---|---|
| 京都府立第一高等女学校 | 専 攻 科 | 国 語 漢 文 科 家 事 及 裁 縫 科 | 国 語 及 漢 文 家 事 、 裁 縫 | 明 治 三 四 年 三 月 一 三 日 | 明 治 三 七 年 一 月 五 日 「 京 都 府 高 等 女 学 校 」 ヲ 改 称 認 可 | |
| 私立日本女子大学校 | 教 育 学 部 家 政 科 | 第 一 部 | 家 事 | 明 治 四 四 年 二 月 二 四 日 | 明 治 四 六 年 三 月 以 後 の 卒 業 者 ヨ リ 取 扱 ヲ 为 ス | |
| 私立東京裁縫女学校 | 高 等 师 範 科 | 裁 縫 | 裁 縫 | 明 治 四 四 年 四 月 二 七 日 | 明 治 四 四 年 四 月 以 後 の 卒 業 者 ヨ リ 取 扱 ヲ 为 ス | |
| 私立共立女子职业学校 | 甲 種 高 等 师 範 科 | 裁 縫 、 手 芸 | 裁 縫 、 手 芸 | 明 治 四 四 年 四 月 二 七 日 | 明 治 四 七 年 三 月 以 後 の 卒 業 者 ヨ リ 取 扱 ヲ 为 ス | |

ても、生徒の学業成績、出席日数等は個別に審査された。また、哲学館事件に象徴されるように、学校に対する文部省の監督は厳しかった。

明治末年までに、「家事」、「裁縫」に関して無試験検定の指定を与えられた学校は、前頁の四校であった（牧、前掲書、三九七、九九頁による）。

無試験検定指定学校における裁縫科教員養成の実績は、近年少しづつ解明されている（山本禮子・高野俊・松戸弘子「和洋裁縫女学校における裁縫科教員養成について」『和洋女子大学学部創設三十五周年記念論文集』一九八五年三月）。次頁の表は、山本らが整理したものである。

ところで、文検つまり師範学校中学校高等女学校教員検定の試験検定については、例年、出願者が「家事」「裁縫」に限って異常に多く、一九二〇（大正九）年についてみると、試験検定を出願した女子の総計六七〇名のうち、五七八名（八六%）は「裁縫」「家事」の出願者で、とくに「裁縫」は多く、この科目のみで四二五名（六三%）を占めていた。この傾向は例年ほとんど変わらず、一九三〇年代後半になってようやく、出願者中の「裁縫」「家事」の比率が五〇%台になる（各年の『文部省年報』による）。

この試験検定は競争試験ではなく、実力が問われるいわば典型的な資格試験で、合格者は例年一割前後に過ぎなかつた。

志願者の動向をみると一九二〇年代後半、つまり婦女新聞や宮原の東京家事講習所が夏季講座を始めた頃から急増し、『家事及裁縫』創刊の翌一九二八年には「裁縫科」出願者六六一名、「家事」科出願者五四五名計一、一〇

現在も家政教育社から発行されている月刊雑誌『家庭科教育』は、一九二七（昭和二）年四月に創刊された『家事及裁縫』誌をその前身としている。この雑誌は、それ以来、幾多の困難をくぐり抜け、第二次世界大戦を間にはさんで六〇余年にわたって刊行され続け、教育雑誌としては異例に長い歴史をもつに至っている。

5 『家庭科教育』誌の系譜—誌名の変遷など

七名に達し、この年がピークになっている。宮原はこれらの志願者たちやその背後にいる志願者予備軍を、有力な読者の一部として念頭においていたわけである。

「裁縫」「家事」の試験検定合格者の就業動向に関する調査研究が管見の限りでは見当たらないので、一〇年代後半に志願者が急増した背景は不明である。三〇年代に急減していくのは、無試験検定の指定校が増加したからであろう。

なおこの文検については、毎年の出題内容を並べて検討していくと、それぞれの時代の関心事を浮きぼりにし得る可能性がある、という研究課題を指摘しておこう。高等女学校の「裁縫」「家事」については教授要旨の改訂が行われなかつたので、この研究は重要であるようにおもわれる。

裁縫科中等教員免許取得法別統計

| 年 | 高等師範等の卒業者 | 無試験検定者 | 試験検定者 | 合計 |
|----|-----------|---------|-------|---------|
| 明治 | 22 | 14 | 21 | 57 |
| | 50 | 15 | 38 | 103 |
| | 21 | 13 | 28 | 62 |
| | 22 | 9 | 29 | 60 |
| | 78 | — | 32 | 110 |
| | 39 | 11 | 52 | 102 |
| 大正 | 41 | 14 | 37 | 92 |
| | 126 | 56 | 44 | 226 |
| | 82 | 70 | 49 | 201 |
| | 89 | 79 | 42 | 210 |
| | 129 | 96 | 37 | 262 |
| | 95 | 128 | 39 | 262 |
| | 92 | 153 | 39 | 284 |
| | 119 | 222 | 62 | 403 |
| | 91 | 244 | 58 | 393 |
| | 109 | 332 | 120 | 561 |
| 昭和 | 131 | 295 | 50 | 476 |
| | 117 | 396 (1) | 59 | 572 (1) |
| | 124 | 515 | 62 | 701 |
| | 122 | 811 | 67 | 1,000 |
| | 89 | 960 | 58 | 1,107 |
| | 72 | 907 | 53 | 1,032 |
| | 73 | 1,112 | 34 | 1,219 |
| | 74 | 1,207 | 31 | 1,312 |

注（）内男子の数

（『文部省年報』より作成）

『家事及裁縫』誌は、第一五卷第一号（一九四一年一月号）から「及」をとつて『家事裁縫』と改題し、さらに第一九卷第一号（一九四五一年一月号）から『家政教育』と改題した。

残念なことに筆者はこの第一九卷については、いまのところ第二号までしかその存在を確認し得ていない。第一八卷第八号（一九四四年八月）に始まつた高橋寛の連載「家政科育児講話」は、第一九卷第二号で（七）となつてゐる。他方、戦後の復刊第一号＝第一〇卷第一号では、この連載は（十三）となつてゐる。これから推定すると、（八）から（十二）までの五冊が未発見ということになる。しかし竹田菊は、「用紙飢餓は、この『家政教育の指導者』——『家庭教育』誌をさす、引用者——をも栄養失調に陥れ昨年四月以来休養中であったが……」と書いてゐる（竹田「これからの家政教育のあり方」『家政教育』第二〇卷第一号、一九四六年四月、七頁）。また、前記高橋の連載は第一〇卷第三号では（一〇）となつてゐる（第二〇卷第二号は休載）。さきの（十二）が（十）のミスプリだとすると、竹田のことばとほぼ符合し、第一九卷は三号（＝三月号）、四号（四月号）の一冊が未発見ということになる。いずれにせよ、今後の調査にまつほかない。

*ちなみに一九八九年に刊行された『教育関係雑誌目次集成 第II期・学校教育編』第一六巻（日本図書センター刊）には、『家事及裁縫』誌の第一卷第一号から第一七卷第一〇号（一九四三年一〇月号）までの各号の目次が収録されている。しかしこの『家事及裁縫』誌の「目次集成」には欠けているものが多く、筆者らの調査では第一七卷第一〇号までとっても四九冊分が欠けている。この種の調査に困難が多いことは知られていることであり、その労を多とするもの

であるが、右の「目次集成」では第一五卷第一号を欠いていたために『家事及裁縫』から『家事裁縫』への改題時を曖昧にせざるを得なくなつてゐること、第一七卷第一号以下を欠いていたために、「一七八年十月号を最後に休刊となつたと思われる」という誤った解説になつてゐること、には注意しておきたい。なお筆者は、家政教育社所蔵本に欠けている第一四卷第五号、第一九卷第二号については、某氏のご好意でその所蔵本を借覧する機会を得たことをつけくわえておく。

『家政教育』誌は、一九四六（昭和二一）年四月に、第一〇卷第一号として復刊された。そして第二二卷第二号（一九四八年二月号）より『家庭科教育』と改題して今日に及んでいる。

右にのべた雑誌名の変遷の背景をかんたんに整理しておく。

『家事及裁縫』という誌名を選んだ理由を、宮原は説明していない。前述のような類似の先行誌との関係を考慮したであろうことは容易に推察できるが、より積極的には、当時すでに人々に膾炙していた「家事」「裁縫」という教科目の名称に着目し、ずばりと教科目名を並べたところに、宮原の非凡さがあつたといえよう。

「裁縫」、「家事」はともに以前から高等女学校、女子師範学校の重要な教科であったうえ、一九二六（大正一五）年からは高等小学校でも「裁縫」のほかに「家事」が独立の女子必修の教科となつた。しかし『家事及裁縫』創刊当時には、ごく特別な場合をのぞいて、二つを結んだ「家事及裁縫」あるいは「家事・裁縫」という公式な呼称は存在しなかつた。

*一九二一（大正一〇）年一月一二日に改正された工業学校規程（文部省令第一号）の第一〇条は、「女子ニ付テハ修身、国語、数学、理科、図画、家事及裁縫、体操並工業ニ関スル学科目及実習トス但シ地理歴史、音楽其ノ他ノ学科ヲ加設スルコトヲ得」とした。公式文書中の「家事及裁縫」という用例は、これが最初かも知れない。つづいて同年三月一八日に改正された商業学校規程（文部省令第一七号）においても、女子用の学科目に「家事及裁縫」を設けるべきことを規定した。しかし、一九二七年現在、工業学校には甲種・乙種ともに女子を受け入れていた学校はなかった。また同年に商業学校は甲種二二三校、乙種三一校があったが、このうち女子を入学させていたのは甲種九校、乙種一〇校に過ぎなかつた（『全国実業学校ニ関スル諸調査 昭和二年十月現在』による）。

また一九二五（大正一四）年四月一日の師範学校規程中改正（文部省令第八号）により、師範学校専攻科に「家事及裁縫」という学科目が設けられた。

一九三〇（昭和五）年四月八日の農業学校規程中改正（文部省第六号）、水産学校規程中改正（同上第九号）は、いざれも、さきの工業学校規程中改正にならつて女子用の学科目として「家事及裁縫」を設けるべきことを規定した。

こうして「家事及裁縫」は工業・商業・農業・水産の各実業学校女子部の学科目として登場したが、これが積極的に合科科目たらしめることを企図したものであったのかどうかは定かでない。

前述のように一九三五（昭和一〇）年の青年学校令には「家事及裁縫」という科目が登場したが、これは意識的に合科とされたものであった。

第一五卷第一号（一九四一年一月号）から、「及」をのぞいて『家事裁縫』と改題したことについては、いぶかる向きがあるのも当然で、宮原の側に積極的な理由があつたのではないらしい。すなわち、用紙統制、雑誌統制の一環として多くの雑誌が廃刊や他誌への統合を余儀なくされるなかで宮原の雑誌は生き残ることになったので、それを機に改めたのだとされている。

しかし、第一九卷第一号（一九四五年一月号）から『家政教育』と改題したのは、より積極的な意味があると次のように説明されている（宮原小治郎「家事裁縫改題・家政教育を語る」『家政教育』同上号、二頁）。

回顧すれば、明治時代より大正・昭和にわたれる家事裁縫は経験的であった。それが漸次科学的に、教育的に、家庭的へと変遷発展して來たけれども、謂ふところの物心一如の家庭生活の運営としては、その力が大いに微弱であった。

しかるに今や国民学校にては芸能科と呼び、青年学校にては家庭科、女学校、師範学校にては家政科と称して、内容が一大発展をした。而してこれら学校の種類、目的に於いては多少の差こそあれ家庭生活の運営に就いて求める所は同一である。而も家庭科教科書（青年家庭）要目によれば、何れも総力戦に向かつて編纂の意図が明示されている等、どこまでも在來の技術中心より発展して、刻下の要請に応へる所より考へ來たり彼の挨拶と合せて以てここに「家政教育」と改題し、名実相伴ふ誌名とせし所以である。

雑誌の誌面が扱う主たる対象たる教科目の名称変更は、宮原自身があげている青年学校では一九三九年、国民学校では一九四一年、高等女学校、師範学校では一九四三年からであった。「裁縫」「家事」の変化は早くから始まっていたのである。それを象徴する教科目名称の変更が雑誌改称の理由だとすると、その時期を選ぶのが難しかったとはいえ、一九四五というのは遅きに失したようにおもわれる。宮原のジャーナリストとしての感覚もにぶりはじめていたのだろうか。時に宮原は七六歳であった。なお右の文中「彼の挨拶」とは創刊号の「巻頭数語」をさしているらしい。

敗戦後、不死鳥のようによみがえった宮原の雑誌は、なお暫く『家政教育』と称えていた。表紙に「家事裁縫改題」あるいは「家事及裁縫改題」としていたのは、旧来の読者に雑誌の継続性を鮮明に伝えるためだったのであろう。

『家庭科教育』と改題したのは一二二巻第二号（一九四八年二月号）からである。同号巻頭言は「新学制は家庭科となつたから、ここに家庭科教育と改題し、内容と題名を共にした」とのべている。小学校、新制中学校に家庭科が置かれたのは一九四七年四月だからやや中途半端な感もあるが、四八年四月から新制高校が発足するのをにらんでのことだったのかも知れない。

こうして『家庭科教育』誌の新しい歴史が始まった。

六 第二次世界大戦後の家庭科

第二次世界大戦の敗戦を契機として、わが国の教育制度は急速に大きく変った。それは、ひとくちにいえば、天皇制教学体制から教育基本法制への転換であった（大田堯編著『戦後日本教育史』一九七八年、岩波書店、一〇八〇—一三五頁）。この転換は、しかし一夜にして実現したわけではなく、敗戦後なお存続していた旧学制下の諸学校——家庭科との関連でみれば国民学校、青年学校、高等女学校、師範学校等におけるいわゆる「墨ぬり」に代表される戦後処理、暫定教科書による応急の経過措置を経て、新学制の発足へと接続していく。

この転換の過程で各教科の教育は大きく変ったが、前章までにみたように貫して女子教育の教科とされてきた家庭科教育の転換と再生は難渋した。新憲法は両性の平等を規定し、改正民法は法制度の面で女性を「家」制度から解放した。その意味では、女性に忍従することを教える女子教育の土台はその根本から掘りくずされたといえる。しかし、裁縫をふくむ家事労働を女性のしごとみなす性別役割分業觀はなお抜き難く広範に存在したから、家庭科教育に女子教育の性格をもたせ、女子教育として存続せしめようとする要求は、次項以下にのべるよう、政策主体の側にあつたのみならず、研究者や当の教師のなかにもこれを不思議とせずむしろ支持する傾

向さえ少なからず見られた。新学制発足当初から共学を前提として出発した小学校の家庭科は別として、中学校、高等学校の家庭科が最終的に女子用教科としての性格を制度的に脱却するのは、一九八九（平成元）年の学習指導要領改訂をまたなければならなかった。他方家庭科教育は、諸教科のなかでは実生活上の諸課題につねに最も強く結びつけられて発展してきたこともまた事実であった。こうしてみると、戦後の家庭科教育史の意義は、今日改めて問い合わせているといわなくてはならない。

一九四六（昭和二一）年四月に『家政教育』の名で復刊された今日の雑誌『家庭科教育』は、以上にのべたさまざまな課題を背負った家庭科教育にぴたり寄りそつて苦楽をともにして歩んできた。その意味で雑誌『家庭科教育』は、家庭科教育の歴史を探求し、今日の課題を解明するうえで最良の材料を提供しているといえる。

以下においては、雑誌『家庭科教育』が今回複刻される一九六〇（昭和三五）年頃までに限って、家庭科教育史理解のための筆者らの枠組みを素描することとする。

1 「女子教育刷新要綱」と教育基本法第五条の解釈 ——難波した家庭科教育観の転換

敗戦直後には政府はなお「国体ノ護持」に固執していたが、軍国主義・国家主義除去に関する占領軍の一連の指令や国内与論に押されて、次第に政策を転換していく。一九四五年一二月四日の閣議諒解「女子教育刷新要綱」は、早い時期の政策転換をしめすものとして、また「戦後の女子教育改革の出発点」（朴木佳緒留・鈴木敏子共編『資料からみる戦後家庭科のあゆみ』一九九〇年、四頁）となつた歴史的文書であった（「要綱」の全文は同上書、所収）。

「女子教育刷新要綱」は、「男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化」を方針とし、「女子ニ対スル高等教育機関ノ開放並ニ女子中等学校教科ノ男子中等学校ニ対スル平準化」を図るとした。翌四六年には、早くもこの「要綱」が謳いあげた如く、帝國大学をふくむ大学の門戸を女子に開放し、「男子ニ須要ナ」という規定でかたくなに女子の入学を拒んでいた高等学校令を改正して高等学校にも女子を受け入れた。「要綱」は、こうした

経過からみても、教育史上に巨大な足跡を遺したと評価されている（たとえば、堀尾輝久・山住正己『教育理念——戦後日本の教育改革・2』一九七六年、東京大学出版会、八四〇八五頁）。

しかし、同じく要綱が謳いあげた「女子中等学校教科ノ男子中等学校ニ対スル平準化」の実現は容易ではなかった。中等学校以上の諸学校の教科を男女に「平準化」するためには、前章までにくわしくのべたように女子教育に固有の教科とされてきた家庭科の位置づけ・性格を抜本的に変える必要があった。家庭科教育の抜本的改革は、皮肉なことに、「要綱」が言及しなかった初等教育については一九四七年度から実現した。しかし、中学校高等学校における家庭科の位置づけの改革は、なお多くの年月と種々な議論を経なければならなかつた。教育課程構成上の家庭科教育の位置づけをめぐる変遷についてはのちにややくわしくふるので、ここでは、家庭科教育の位置に関連した教育基本法第五条の解釈の変遷についてのみのべる。

教育基本法（一九四七年、法律第二五号）は、戦前日本の教育にたいする厳しい反省の上にたって第二次大戦後の日本の教育の根幹を定めたものとされ、その性格や成立過程は比較的くわしく研究されており（鈴木英一『教育行政——戦後日本の教育改革・3』一九七〇年、東京大学出版会、堀尾・山住、前掲書、など）、「教育上男女の共学は認められなければならない」と謳った第五条の成立過程については橋本紀子の研究が知られている（橋本「高校における男女共学問題——教育基本法第五条男女共学の成立過程を中心に」『教育』一九七五年六月号、のち平原春好編『義務教育・男女共学——教育基本法文献選集4』一九七八年、学陽書房、に収録）。この「共学」とは、「原則として、（一）同一の教室において、（二）同一の教科または学科に関して、（三）同一の教員により、

（四）同一の方法・教材をもって、学校教育が実現せられることをいう」とされている（有倉遼吉・天城勲『教育関係法〔II〕』一九五八年、日本評論新社、八三〇八四頁）。ところが、文部省の役人は教育基本法の成立直後に、「しかしながら、この共学の理念は、女子にのみ料理、裁縫等の科目を課することを排斥する程、男女の本然的な違いを無視するものではない」（内藤誉三郎『学校教育法解説』一九四七年、ひかり出版社、一二〇頁）と、家庭科に関する例外的な位置を与える解説をくわえていた。この解説は、中学校高等学校において家庭科を女子用教科と位置づける教育政策に影響を与えたとおもわれるが、実態としては当時の多くの教師たちの「常識」に合致していたものとおもわれる。このような解釈は文部省の役人だけのものでなかつた。たとえば兼子仁は、上記の内藤説と全く同じではないにせよ、一九六三年に「『両性の本質的平等』の見地からみて合理的であるような男子または女子のみの教科を共通の一般教科に加えて教授することは、男女共学制と矛盾しない」と書いていた（兼子『教育法』一九六三年、有斐閣、七四頁）。しかしこの兼子説にたいしては、「『両性の本質的平等』の見地からするならば、男子のみ、女子のみに適した『教科』は実際問題として存在しない」という有力な批判があつた（城丸章夫「男女共学」、宗像誠也編『教育基本法』一九六八年、新評論、一八三頁）。

一九七〇年の高等学校学習指導要領改訂によって高校の「家庭一般」女子必修方式が強化された頃から、これにたいする強い批判が生まれたことはよく知られている（たとえば、家庭科の男女共修をすすめる会編『家庭科、なぜ女だけ!』一九七七年、ドメス出版、など）。こうしたなかで兼子は上記の城丸批判を受け容れて改説を表明し、「家庭科女子必修のしくみは、『両性の本質的平等』の精神に照らして憲法一四条一項の『法の下の平等』（平

等権）に反するとともに、男女共学の原理に照らして『教育基本法』三条一項の禁ずる「性別による教育上の差別」に該当して違法である、と言うほかはない」と論じた（堀尾輝久・兼子仁『教育と人権』一九七七年、岩波書店、二九八頁）。改説後の兼子説は、兼子仁『教育法〔新版〕』一九七八年、有斐閣、二六四～二六五頁に継承されている。

『女子教育刷新要綱』は「戦後の女子教育改革の出発点」であったが、教育課程構成の面で女子教育の要に位置する家庭科の位置の改革までにはなお四〇余年の歳月を要した。

2 新学制発足まで

(一) 暫定教科書の発行以前の状況

この教科にかかる戦後処理は、文部省による不適切教材の削除についての通牒に始まった。文部省は「終戦二伴フ教科用図書取扱方ニ関スル件」（一九四五年九月二〇日）において「適切ナラザル教材」の削除、すなわちいわゆる「墨ぬり」を通牒した。この段階では文部省が国体護持の姿勢を貫くという態度をとっていたこともあ

り、GHQは一九四五（昭和二〇）年一〇月二三日に最初のいわゆる教育指令（「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」）を発し、教科書については「軍国主義的、超国家主義的イデオロギーを助長する目的をもつて作成された箇所はこれを削除すること」を指令した。また同年一二月一五日には「國家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止」が指令された。文部省はこれらを受けて一九四六年一月二十五日に再び「国民学校後期使用図書中ノ削除修正箇所」を通牒した。これらの指令や通牒は、「裁縫」や「家事」の教科書には言及していなかった。「墨ぬり」の実態は各府県で異なっている。その実態が明らかになっている五都県のうち四都県が出した削除指示では、「裁縫」「家事」の教科書も対象とされていた（中村紀久二『墨ぬり教科書 解題・削除指示資料』一九八五年、芳文閣）。

(二) 暫定教科書の発行

一九四五年一一月から、文部省は一九四六年度に使用すべきいわゆる暫定教科書の準備をすすめていた。暫定教科書は先の指令や通牒を参考にして、戦時下に発行された初等、中等教育の教科書の不適切教材を削除して作成されたとされている。当時の印刷事情、用紙の不足により、写真などはほとんど省略されている。過渡的な意味をもつてこの教科書の分析は今後の研究にまたなければならない。占領下に発行されたすべての教科書はCIE教育課による検閲を受けているので、その検閲との関係も問題になるであろう。以下に発行されたものを

列挙しておく。

一九四七年三月まで存続した国民学校の教科書として、『初等科裁縫』第四学年用（一九四六年二月一日発行）、『初等科裁縫』第五学年用（第一分冊「一九四六年三月一日」、第二分冊「一九四六年六月十五日」発行）、『初等科裁縫』第六学年用（第一分冊「一九四六年三月一〇日」、第二分冊「一九四六年六月一五日」発行）、『高等科裁縫』第一学年用（第一分冊「一九四六年三月三〇日」、第二分冊「一九四六年七月一〇日」発行）、『高等科裁縫』第二学年用（第一分冊「一九四六年三月三〇日」、第二分冊「一九四六年八月五日」発行）、『高等科裁縫』第三学年用（第一分冊「一九四六年八月三〇日」、第二分冊「一九四六年八月三〇日」、第三分冊「一九四六年一〇月一〇日」、第四分冊「一九四六年九月一〇日」発行）、『高等科家事』第二学年用（第一分冊「一九四六年四月一八日」、第二分冊「一九四六年五月一〇日」、第三分冊「一九四六年五月一〇日」、第四分冊「一九四六年六月三〇日」発行）を文部省は発行した（暫定教科書の中でこれら国民学校用の教科書は大空社から複刻されている）。

高等女学校は一九四八年三月まで存続するが、文部省は国定教科書として、『中等育児・保健』（一九四六年三月一七日発行）『中等家事一』（前：一九四六年三月一七日、後：同年五月二一日発行）『中等家事二』（前：一九四六年三月一七日、中・後：同年五月二一日発行）『中等被服一』（前：一九四六年三月一七日、中・後：同年四月五日発行）『中等被服二』（前：一九四六年三月五日、中・後：同年四月五日発行）『中等被服三』（前：一九四六年三月一七日、中・後：同年四月五日発行）を発行した。さらに検定教科書として、中等学校教科書株式会社から『家政全』（一九四六年三月三一日発行）『中等育児・保健二』（一九四六年三月一日発行）『被服四』（一九

四六年三月一一日発行）が発行された。

青年学校の家庭科の教科書としては、検定教科書として『青年家庭一』『青年家庭二』『青年家庭三』が発行される予定であったとされているが、筆者は現物をまだ確認できていない。

*一九四六年四月六日に文部省より新聞発表された「昭和二十一年使用教科書供給計画要領ニ付テ」では「発行供給予定教科書（凡ソ五月乃至六月供給ノ見込）」とされている。

国立新制大学は一九四九年六月から発足したが、師範学校の最後の卒業生は制度上一九五一年三月まで在籍していた。この師範学校用の暫定教科書として、『師範家政一』『師範育児保健一』『師範育児保健二』『師範被服一』『師範被服二』が検定教科書として師範学校教科書株式会社から発行された（これらは一九四六年四月から五月にかけて分冊の形で発行されている）。ただし、『師範育児保健三』『師範被服三』は「現下ノ用紙事情等ニ依リ発行困難又ハ削除訂正個所大部ニ及ビ寧ロ新編纂ニ譲ルヲ適當ト認メ」（新学期授業実施ニ関スル件）られ、発行が中止された。

新学制発足までの高等女学校や師範学校における家庭科の実態は、まだほとんど明らかにされていない。また、青年学校における家庭科の実態についても不明な点が多いが、たとえば大分県の小富士村青年学校では充実した家庭科の実践が取り組まれていた（小林平造ら「義務制下青年学校の実証的研究——大分県の地域事例と青年学

校教育研究の分析から——」日本社会教育学会第三五回研究大会発表資料、一九八八年一〇月、なお小林平造「ドキュメント社会教育実践史〔一〇〕青年学校教育の実践と青年」『月刊社会教育』第三四卷第四号、一九九〇年四月参照)。

(二) 新学制の発足と一九四七年版学習指導要領家庭科編の成立

米国教育使節団の報告書(一九四六年三月)を受けて、文部省は一九四六年六月頃から新学制に向けて教科課程改正委員会を設置し、CIEと協議しながら教科課程の基準の改正準備を始めた。一九四六年一〇月まで、日本側の学習指導要領を作成する委員会は、裁縫科教科課程改正委員会と家事科教科課程改正委員会とが別々に設置され、それぞれ準備を進めていた。日本側の委員会のメンバー達は旧来の「裁縫」「家事」の維持を考えていたが、CIE教育課の指導によって二つの教科は一教科に統合され、一九四七年三月には原案が完成した(朴木佳緒留「アメリカ側より見た家庭科の成立過程〔一〕」『日本家庭科教育学会誌』第三〇卷第三号「一九八七」、同「アメリカ側より見た家庭科の成立過程〔二〕——家政教科課程改正委員会の成立——」同上誌同号「一九八七」、同「戦後初期家庭科における男女の教育の機会均等——CIE文書による家庭科成立過程研究を通して——」『年報・家庭科教育研究』第一五集「一九八八」)。

『学習指導要領家庭科編(試案)昭和二十二年度』は、一九四七年五月一五日に発行された。当時の学習指導

要領には「教師自身が自分で研究していく手びき」(『学習指導要領 一般編(試案)』二頁)としての性格が与えられていたために、文部省著作の刊行物の形態で発行されている。

*現在では入手しにくいものが多いため、日本図書センターより『文部省学習指導要領 全二十一巻』として復刻されている。

この一九四七年版学習指導要領家庭科編の冒頭が、「家庭科すなわち家庭建設の教育は、……家庭内の仕事や、家族関係を中心を置き、各人が家庭建設に責任をとることができるようにする」(「はじめのことば」)とのべ、また、「家族関係の研究は(家庭科の——引用者)必要欠くべからざる課程」とのべたことは、戦前の裁縫・家事教育からの大きな転換であった。家庭科全体の指導目標としては、(一)家庭において(家族関係によって)自己を生長させ、また家庭及び社会の活動に対し自分の受け持つ責任のあることを理解すること(二)家庭生活を幸福にし、その充実向上を図って行く常識と技能を身につけること(三)家庭人としての生活上の能率と教養をたかめて、いつそう広い活動や奉仕の機会を得るようにすることの三つがしめされた。この学習指導要領がしめした「家庭科」の内容は、国民学校時代の「裁縫科」と「家事科」とを統合し、よりよい家庭生活をつくる経験を与えることを中心にすえたことで大きく転換した。中学校段階の内容は、「家庭生活」「食物と栄養」「病気の予防と衛生」「幼い家族の世話」「住居」「被服」などで構成された。これらの内容と、高等女学校の「家政科」と

いう教科のもとにある「被服」「家政」「育児」「保健」という科目の内容と比べると、「被服」にあてられた割合が大幅に減少したことが指摘できる。しかも、長年にわたって家事が「女子の任務」とされてきたことを想起すると、この学習指導要領が「女子の任務」なる事項を認めなかつたことは注目すべきことであった。

高校（「第十ないし第十二学年」）段階の内容は、「家事経理」「家庭看護」「食物」「被服」「育児」の五部門に分けてしまっている。目標において強調された「家族関係」は、「家事経理」の目標の中の一つとして「五、家人及び他人との正しい間柄の実現と調整の能力」がしめされているのみであり、内容になると弱くなっているといえる。なお、この学習指導要領は、小学校と中学校について適用されるものとされ、高等学校については高等女学校がなお存置していた関係もあり、「学習指導要領の編集もあとまわしとなり」（文部省『産業教育九十年史』四九二頁）、一九四七年七月一六日に別にしめされた（後述）。

一方、戦後の家庭科の出発は男女共修の家庭科であったといわれることがあるが（井田恵子「男女差別と教育」「法律時報」一九八一年七月号）、これは厳密には正確ではない。小学校家庭科は男女共学になつたが、後述するように、一部の教材は男女別になつていて、中学校の家庭科は「職業科の一つとして選択科目の一つになる。大部分の女生徒はこの科を選ぶものと思われるが、中には男生徒もこれを選ぶかもしれない」（「はじめのことば」）とされているように女子用教科の性格を強くもたさせていた。

*中学校家庭科が職業科の一つの選択科目になった経過及び小学校家庭科の成立過程については、朴木佳緒留「アメリカ側より見た家庭科の成立過程（三）——中学校家庭科の職業科への組み込み——」「日本家庭科教育学会誌」第三

一卷第一号（一九八八）「アメリカ側より見た家庭科の成立過程（四）——小学校家庭科と图画工作科の統合問題——」「日本家庭科教育学会誌」第三一卷第二号（一九八八）を参照。

また、この戦後初期の家庭科についてはいわゆる「三否定の原則」が重視されたといわれているが、これについては次項で述べる。

3 初期家庭科教育におけるいわゆる三否定の原則をめぐつて

近年、家庭科教育研究者や現場家庭科教師の一部に、新学制の発足時の家庭科教育のあり方に關していわゆる「三否定」という原則が掲げられた如くに語る人がいる。そこには家庭科教育史研究の存在価値が問われる問題がふくまれるので、ややたち入ってのべておく。なお「三否定の原則」の表現は、ほとんど文献ごとに異なつており、確定的なものを見出すことが困難である。その詳細については以下の各文献参照。

などを調べて書誌をつくってみることは家庭科教育研究の重要な、興味あるテーマであるが、ここではさしあたり、研究の現状の一端にふれるにとどめる（以下の番号は、年代順をしめす）。

いわゆる三否定の原則の典拠は、これに関する詳細な研究によると、①一九四七年三月に開かれた新教育協議会における家庭科担当の文部事務官重松伊八郎の発言の記録、②一九五六六年一月に刊行された文部省『産業教育七十年史』（四九二頁）の記述、③『家庭科教育』第三〇巻第四号（一九五六年）に掲載された座談会における「ドノヴァン女史もそれでいいと承認されたということです」という伝聞証言、の三つであり、これまでのところこれ以外には知られていない（朴木佳緒留「戦後初期家庭科における男女の教育の機会均等—CIE文書による家庭科成立過程研究を通して」、前掲、一九八八年一月、これを⑪としよう）。換言すれば、これまでの研究では、ドノヴァンの発言としての記録は知られていない。

④山口寛子は一九七二年に、③のみを典拠にあげてこれをドノヴァンのことばとして紹介したうえ、「三原則の線でようやくその新設を認めた」という拡大解釈をくわえている（大学家庭科研究会編『現代家庭科研究序説』一九七二年、明治図書、二九頁）。⑤福原美江は、一九七四年に、①によって三否定を紹介している（福原美江「家庭科の成立過程研究」「年報家庭科教育研究」第二集、一九七四年）。①の発見は若き福原においているのかも知れない。⑥一九七七年には佐藤慶子が、典拠をあげずに三否定を紹介している（家庭科の男女共修をする会編『家庭科、なぜ女だけ！』前掲、一六頁）。⑦藤枝恵子も一九七九年に三否定を紹介しているが、典拠としては「CIE担当官のドノヴァン女史のことば」としているのみであった（『家庭生活と技術の教育』一九七九年、学

習研究社、三九頁）。⑧三井須美子は、①によつていわゆる三否定を紹介しながら、学習指導要領等の著作と合わせて、戦後初期の文部省の方針を論じている（大学家庭科研究会編『解説・現代家庭科研究』一九八〇年、青木書店、二三四頁）。⑨福田・山田も前掲論文（一九八四年）で典拠をあげずに「いわゆる三否定」に言及し、その主旨は小学校の男女必修の家庭科として実現したとのべた。⑩村田泰彦は、出典を明示せずに三否定の原則を書いている（村田泰彦・一番ヶ瀬康子・田結庄順子・福原美江『共学家庭科の理論』一九八六年、光生館、四頁）。
ごく最近では甲斐純子が、柳昌子・野村泰代編著『家庭科の授業と家政学』（一九八九年、北大路書房）の中で、「三否定に始まった新しい家庭科」といつており（一一頁）、これを、「ドノヴァン女史の表現をかりていえば、家庭科は、（一）女子のみの教科ではない、（二）従来の家事科と裁縫科を合わせたものではない、（三）技能教科ではない」という、いわゆる三否定の立場に立った新しい教科として誕生したのである」と説明している（同上）。本書はこのことばの出典として、一〇年も前に出版された⑦を指示している。しかも、この「」の中の文章は⑦のそれと同じではない。

歴史上の事実に関する不正確な引用、不用意な拡大解釈は、場合によっては少なからぬ影響を与える。可能な限り事実を正確にとらえることの大切さが、いわゆる三否定の扱われ方において改めて問われているといえよう。占領軍文書や①を精査した結果、「三否定の原則」のひとつとしていわれてきた『女子教育ではない』という意味は『女子に履修を強制しない』ということであり、教育内容の問題を含めて『女子用』ないし『女子向き』教育を否定したわけではなかつた」という指摘（朴木、⑨の一頁）は重要である。同じく戦後に誕生した社会科

については「復権」（田中武雄『戦後社会科の復権』一九八一年、岩崎書店）をもとめる立場もあるが、家庭科教育初期の構想については、現実を直視する厳密な分析と批判的反省とが必要であるといわなくてはならない。一九四八年の重松伊八郎の著書『新しい導き方・家庭科』一九四八年、三省堂）や初期の『家庭科教育』誌に描かれたような、あるいはまた家庭科教師たちがそつて直接描き出した家庭科教育の事実（たとえば家庭科教育研究者連盟編『家教連二〇年のあゆみ—家庭科の男女共学ひとすじ』一九八八年、ドメス出版、三三〇四六頁）などは、家庭科教育が女子教育から脱却する道がいかに困難であったかをおしえている。

4 新学制下の家庭科教育

新学制は小・中学校については一九四七年四月から、高等学校については一九四八年四月から始まった。以下においては、一九六〇年頃までの小学校・中学校・高等学校の家庭科についてのべる。なお、高等学校の農業科の一学科として存在する生活科については触れない。また、各種学校の中の家事・裁縫教育に類することについても触れない。

(一) 小学校の家庭科

小学校の家庭科は一九四七年四月からの新学制のもとで、男女の必修の教科となつた。男子も女子も必修であるという点では、女子用教科ではなく、歴史上はじめて普通教育の教科となつたとみなすことができる。しかし、一方で一九四七年版の家庭科の学習指導要領では教材の大部分は男女共通であったが、一部は男子用と女子用に分けてしめされていた。また、女子用教材にはかなり高度な裁縫技能を必要とする教材も含まれていた。この背景には父母の女子に対する被服製作指導への要望が農村部を中心に存在していた事実があった。飼田崎子は、戦後初期には被服実習教材に対する父母の要望としては洋服に対する要望が強く、そのなかでも下着類に対する要望が強かったこと、きものについては衣生活の洋風化傾向がすすみ、要望度は低いが、内容は女物衿長着、女物単衣長着、じゅばん等高度な技術を要するものを期待していたことを明らかにしている（飼田崎子「愛媛県における戦後の家庭科教育について——小学校における家庭科実施の経過と状況——」『愛媛大学教育学部紀要 第I部 教育科学』第二五巻、一九七九年二月）。

* 一九四六年一〇月九日に国民学校令施行規則の一部改正によって初等科全学年の男女共学が実施されることになった
(橋本紀子「高校における男女共学問題——教育基本法第五条男女共学の成立過程を中心に——」「教育」前掲)。

実態はどうであったのか。雑誌『家庭科教育』（一九五一年二月～一九五二年三月）のアンケート調査（「小学校家庭科の現状」）は、（一）同一時間に同教材で指導する学校 三九・六% （二）同一時間に異教材で指導する学校 一六・七% （三）時間を別にしている学校 四・二% （四）裁縫教材のみ男女別に指導している学校 三七・五%という情況を報じている（高木葉子「小学校家庭科の廃止論をめぐって」『年報・家庭科教育研究』第五集、一九七七年五月）。なお、この調査には小学校の家庭科の担当方式に関する項目も含まれており、筆者の集計では専科教員がおかれている学校は四五・八%、女子教員が担当している学校は三九・六%であった。この当時は家庭科はほとんど女子教員が担当していたのである*。

*家庭科の担当方式に関する科学的研究が始まられるのは、一九七〇年代に入ってからのことであった（内藤道子「小学校の教科担当方式に関する調査研究〔その一〕——家庭科を中心にして——」『日本家庭科教育学会誌』第一五号、一九七四年、松本侃^{タケシ}「小学校家庭科教育における男子教員の諸問題について」『日本家庭科教育学会誌』第一五号、一九七四年など）。

小学生にとって高度な内容の裁縫教材を教えていた実態が、普通教育としてふさわしいものかどうかが問題となっていく。一九四九年頃から小学校家庭科の廃止問題が議論され始めた。この小学校廃止論の震源地はCIE教育課であるとされている（「アメリカさんがどの学校の授業をみても、裁縫ばかりしているから家庭科はいらぬ

いということになったのです」「座談会 家庭科のあゆみを語る」「家庭科教育」第三〇巻第四号、一九五六四年四月、三三頁、また村田泰彦「家庭科教育の理論」一四四頁）が、問題の本質は、家庭科関係者とその他の人々との問題認識の違いから生まれていたことが指摘されている（『資料からみる戦後家庭科のあゆみ』四一頁～四二二頁）。他方、当時は「どの教科も日常最も親近な家庭生活に問題を求めるため、指導目標や内容のいたるところで家庭科と重複」する状況があつたことも存廃論議の背景となっていた（『産業教育七十年史』四九四頁）。この当時の小学校の教育課程の実態との関連で家庭科の実態を検討することは研究課題として残されている。

一九四九年に教育課程審議会が設置され、そこでも小学校家庭科の存否が議論された。

*この小学校家庭科の存廃問題を契機に全国家庭科教育協会（ZKK）が一九五〇年三月に結成された。発足当初のZKKについての情報は雑誌『家庭科教育』に掲載されたが、一九五一年からは、このZKKの会誌『家庭科』が発行された。

教育課程審議会の「小学校の教育課程をどのように改善すべきか」に対する答申は、一九五〇年六月に出された。家庭科は「存置することにされたい」とされたが、教科として特設してもしなくともよいともされた。それを受け一九五一年七月に発行された『学習指導要領一般編（試案）昭和二十六年（一九五一）改訂版』では、家庭科は「主として創造的表現活動をさせる教科（音楽・図画工作・家庭）」の一つとして第五、六学年に位置づけられた。これらの教科は第五、六学年では、年間学習時間一、〇五〇時間のうちの一〇～一五%を配当すべきもの

とされた。小・中学校については、他の教科の学習指導要領の改訂版が出されたにもかかわらず、家庭科の学習指導要領は出されなかつた。そのかわりに、一九五一年一月に『小学校における家庭生活指導の手びき』（以下「手びき」と省略）が刊行された。ここには、幼稚園の五歳児から第六学年までの家庭生活についての指導事項がしめされ、子どもの家庭生活にかかる指導は特定の教科で教えるのではなく、すべての小学校教育活動を通じて行うとされた。また、「手びき」は家庭科の取扱いについて、時間を特設してもしなくてよいとした。

*雑誌『家庭科教育』（第二五卷第五号）には、一九五一年三月二七日に開催された全国都道府県の指導主事の家庭生活指導要領研究協議会において、当時文部事務官であった武田一郎から発表された原案が掲載されている（「小学校に於ける児童の家庭生活の指導について」）。

「手びき」が出されて以降、小学校における家庭科の位置をめぐる議論が続いたので（常見、前掲書、三四六頁）、文部省は一九五四年に小学校家庭科の学習指導要領の改訂作業に着手し、一九五六六年二月に『小学校学習指導要領家庭科編』を発行した。ここでは、「小学校の家庭科は、小学校の教育における諸目標（学校教育法第一八条をさす——引用者）を達成するために、きわめて重要な役割を果たすものである。それゆえ小学校の家庭科においては、女児だけに、単に裁縫や調理の技能を機械的に授けようとするものではなく、男女の児童が、ともに家庭生活の重要な意味を理解し、家族の一員としてどのように行動したらよいかについて指導を行うことがたい

せつである。」とされている。この文章から、小学校家庭科を「女児だけに、単に裁縫や調理の技能を機械的に授けようとする」考え方がまだ小学校の教師の意識に残っていたと推測される。さらに、家庭生活や家族関係に関する認識を深め、家族の一員としての自覚にたって、衣食住をはじめ家庭生活の改善向上に役立つ実践力をつけることがこの教科の目標とされた。内容は「家族関係」、「生活管理」、「被服」、「食物」、「住居」の五分野に整理され、その指導にあたっては「（五分野を）おのの独立して指導する」のではなく、「（被服・食物・住居は）家庭生活の全般にわたる家族関係や生活管理の指導と関連づけて指導することがたいせつである」とされている。しかし、このように家族関係の学習を重視するならば、「社会科や道徳のねらいと重複する」のではないか（木宮乾峰編『小学校学習指導要領の展開 家庭科編』明治図書、一九五九年、一三頁）という批判があつた。

一九五八年に告示された『小学校学習指導要領』では、家庭科は、日常生活に必要な衣食住などに関する生活技能を重視する実践的な学習を中心とする教科に変化した。その内容は、一九五六年の学習指導要領にあつた「家族関係」と「生活管理」とを統合した「家庭」領域と、「被服」「食物」「すまい」を合わせた四領域とされた。この改訂については、「技能中心主義的考え方が誤りのもと」であるという批判があつたが（日本教職員組合編『新教育課程の批判』一九五九年八月、一六〇頁）、この内容構成はその後定着していく。

(二) 中学校家庭科

新制中学校が発足した一九四七年には、職業科が必修科目となり、家庭科は職業科の中の一つの選択科目として出発した。つまり、生徒は農業、工業、商業、水産、家庭の五科目から一科または数科を自由に選択必修することになっていた。「家庭科」を「職業科」に入れたのは、男女の教育機会均等を保障するためであり、「家庭科」の教育内容を男女とも学ぶに価するものとらえた上でとった措置ではなかつた（朴木「戦後初期家庭科における男女の教育の機会均等——CIE文書による家庭科成立過程研究を通して——」）。

学習指導要領の刊行直後の一九四七年五月三〇日には、最初の中学校家庭科の教科書として文部省著作の『家庭 中学校第一学年用』が発行された。ついで同年七月二〇日に第二学年用が、同年七月二十五日に第三学年用が発行された。

この教科書の内容には各学年に「家庭生活」に関する教材が入っている。第一学年の第一単元「家庭生活の明暗」では、家族で家事を分担、協力し、団らんをする家庭像が描かれている。ここでの「たのしい家庭」づくりは心がけの問題に收れんされているという指摘もある（福原美江「家庭科の成立過程研究」「年報・家庭科教育研究」第二集、一九七四年一月、一三九頁、「資料からみる戦後家庭科のあゆみ」二七頁）。家族関係や家庭生活の内容は戦後に初めて登場したと考えられる傾向がみられるが（『資料からみる戦後家庭科のあゆみ』二三頁、藤原純子「戦後家庭科の教科理念に関する研究〔一〕——「家族関係」の変遷について——」『佐賀大学教育学部研究論文集』第三二集第一号〔II〕一九八四年七月）、一九四三年の中学校令による高等女学校の「家事」「裁縫」から「家政科」への転換によって先の内容が導入されたことを考えると、必ずしもそうはいえない。そのことは、

「座談会『家庭科のあゆみを語る』」（『家庭科教育』第三〇巻第四号、一九五六四年四月）における大山サカエの次の発言にも示唆されている。

「『家事』『裁縫』から『家政科』になつたというのは、本当に大きな発展だったのです。家事や裁縫といふことでなしに、一家の政治をつかさどるような、本当に大きな発展をしたと思うのです。そのために、やつぱり家族関係、家庭生活というようなものが入つたと思います。」

この教科書は重松伊八郎が編集したもので（重松「教科書のおもいで」『家庭科教育』第三〇巻第四号、一九五六年四月、一二二頁）、「教科書の解説暗記を中心とする旧態を脱却」するために「素材的そう話的な記事を盛つて自発学習を刺激し促進する方法」をとつたことは「指導法の革命的な進歩をもたらした」（『産業教育七十年史』四九三頁）とされる。しかし、そもそも新憲法（一九四六年一一月三日公布、翌四七年五月三日施行）と民法改正（一九四七年一二月二二日公布）による「家」制度の廃止によって、家庭生活を規制する社会制度は根本的な変化をうけた（利谷信義「戦後の家族政策と家族法——形成過程と特質」福島正夫編『家族 政策と法 I 総論』東京大学出版会、一九七五年を参照）のであり、このことこそが「革命的な進歩」であった。しかし、この変化は最初の中学校の教科書の内容にはほとんど現れていない。

*この教科書が作成された時期が民法改正以前であったことにもよるが、中学校の教科書では、生徒の発達段階も考慮されてか、この問題は深くは取り上げられていない。一九四九年四月に発行された北信教科用図書研究協会編『中学

家庭 第三学年」には「家族の間がらについては憲法が変ったからわたくしたちは新しい責任や家族の間がらについて研究したいと思う。」という表現で、一つの研究課題としてしめされている。改正民法の内容が詳しく展開されるのは、一九四九年以後に発行された高等学校の「家族」の教科書である（後述）。

なお、実際にこの教科書が教育現場でどのように使われたのかは不明な点が多い。ここにも、家庭科教育（実践）史の事実を究明していく課題がある。

当時の中学校家庭科をどのくらいの生徒が履修したのかなどの実態は必ずしも定かではない。文部省の家庭科担当官であった重松伊八郎は、次のように述べていた。

「中学校では農業、工業、商業、水産、家庭の五科目を職業科とし、生徒はその中から自由にある科目を選択必修することになっている。家庭科を選ぶのはだいたい女子のみであろうと思われるが、男子がこれを選ぶことも自由である（実際にはほとんどあるまいと思うが）。一人の生徒の選択しうる科目的数は規則の上では限定していないが、文部当局としては一人一科ということを望んでいる。」（『家政教育』第二一巻六月号、一九四七年六月、六頁）

*重松は、新設された家庭科に関する解説書として、「新らしい導き方 家庭科概説」を著したが（一九四八年九月）、この書物はわずか半年後に再版が出版されている。どのくらいの発行部数であったのか不明であるが、初期家庭科に一

定の影響を与えたことは事実であろう。

一九四九年度の教科書の需要冊数から推計した各科目の履修者数を表一にしめす*。

*日本教育学会教育制度研究委員会報告第五集『現代社会における子どもの発達と教育制度改革原理の研究』（一九四八年三月）「第三部中学校の制度問題」の隈部智雄論文（「戦後中学校の選択教科をめぐる制度の歴史の概要」）における表には誤りが含まれているので、筆者が修正した。

表一 職業科の履修状況（一九四九年度）

| 科 目 | 農 業 | 工 業 | 商 業 | 水 産 | 家 庭 |
|-------------|---------------------|-------------------|----------------------|------------------|---------------------|
| 履修者数 (%) | 三、八三四、一六〇 (七三・九) | 六六二、四四九 (二二・八) | 三、一二五五、五七六 (六一・八) | 一九四、五八三 (三・八) | 三、七三五、六四〇 (七一・〇) |

（注）（ ）の数字は、全中学生数五、一八六、一八八人に対する割合。

一九四九年度の教科書の需給数（文部省第七七年報による）をもとに推計。

この数字は、必修教科としての職業科と選択教科としての職業科を合計したものと考えられる。農業履修者は七〇%を越えているので、女子もかなり履修しており、また、家庭履修者七一・〇%という数値は、女子が全員家庭を履修したうえ、男子生徒も約四〇%が家庭を履修していたことを示唆している。しかし、このような実態は、当初文部省が想定していた事態とは食い違っていたことになろう。

先の教科書の需要冊数から推計した各科目の履修者数や当時の記録から判断すると、必修教科としての職業科は、農業と家庭を週二時間ずつ実施していた学校が多くたようである。

一方、家庭科を職業科から独立させようという声は家庭科関係者から強く出されていた（「座談会 新制中学校における家庭科教育の諸問題〔下〕」「家庭科教育」第二二巻第一号、「五頁など」）。この主張は、一九四九年五月二八日の文部省通達「新制中学校の教科と時間数の改正について」において、一度は実現された。すなわち、この通達は職業科を「職業科および家庭科」と表現して二つの教科に分離させた。さらに、この通達は職業科と家庭科の両方の教科の内容を男子も女子も学習することを求め、「必修教科としての家庭科」は、「家庭生活のあり方の理解と理想追求への望ましい態度」「家庭生活における実技」及び「近代的民主的社會における家庭の位置の理解」等を目標とするとした。

*この通達はなぜか実施されなかつた。この通達の後に、家庭科を中学校の教科として独立させるための学校教育法施行規則の改正は行われなかつた。

この通達が出された半年後に、職業・家庭科という一つの教科に統合する通達が出された（一九四九年一二月九日付文初職第二四二号通達「中学校における職業・家庭科について」）。これは『中学校学習指導要領 職業・家庭科編（試案）昭和二十六年（一九五一）改訂版』（以下、一九五一年版学習指導要領と略す）の骨子をなす大綱の中間発表的性格をもつものであつた。この一二月の通達にもとづいて、作成された職業・家庭科の教科書は一九五二年度から使用された（横山悦生「職業・家庭科の教科書に関する研究〔第一報〕——男子用教科書における『家庭科的内容』の検討——」『岐阜大学教育学部研究報告〔人文科学〕』第三八巻、一九九〇年三月）。

一九五一年版学習指導要領は一九五一（昭和二六）年一二月二十五日に発行された。この学習指導要領の最大の特徴は、職業科も家庭科とともに「実生活に役立つ仕事を中心に学習する」という原理をもとに、職業・家庭科という单一教科とした点にある。单一教科としての職業・家庭科の性格づけや目標は先の通達の内容と全く同じであり、その教育内容は「仕事」、「技能」、「技術に関する知識・理解」、「家庭生活・職業生活についての社会的・経済的な知識・理解」の四項目から構成されている。「仕事」についてはそれぞれの技能の違いにもとづいて一二項目に分け、それを第一類（栽培、飼育、漁、食品加工）第二類（手技工作、機械操作、製図）第三類（文書事務、経営記帳、計算）第四類（調理、衛生保育）の四つの類に分類している。この学習指導要領は、男女別の教育課程の例をあげつつも、第一学年では男女共通内容を、第二、三学年では学校による自由選択制とすることをその構造の基本としていた。部分的ではあるが、男子も「家庭科的内容」を履修し、女子も「職業科的内容」を

履修するという実態（国立教育研究所『所報』第四号「全国小中学校教育課程調査I」）は、このような構造によつてもたらされたといえよう。この学習指導要領は実質的に「女子専用教科」としてあつた中学校家庭科を男女に開かれた教科に変えようとしたのであつた（横山悦生「女子専用教科から男女に開かれた教科へ——中学校の教育課程における家庭科の位置をめぐる研究ノート」『岐阜大学教育学部研究報告「人文科学」第三七卷』一九八九年三月）。

ところが、一九五一年版学習指導要領のこのような積極的側面は、これまで評価されることが少なかつた（佐々木享「職業科と家庭科の『統一』——職業・家庭科の成立をめぐる評価について——」『技術教育学研究』第六号、一九九〇年三月）。他方この職業・家庭科の成立過程において戦後の女子「特性」論が登場したとする指摘もある（三井須美子「職業・家庭科の成立過程と女子「特性」論」『都留文化大学紀要』第一五号、一九七九年）。この一九五一年版学習指導要領の積極的側面は教科書の内容に影響したことが指摘されている（中屋紀子「五一年文部省学習指導要領における『職業・家庭科』の男女共通の教育内容についての検討」『北海道教育大学紀要（第一部C）』第三〇巻第一号、一九八〇年三月、横山悦生「職業・家庭科の教科書に関する研究（第一報）——男子用教科書における『家庭科的内容』の検討——」前掲）。

この職業・家庭科の一九五一年版学習指導要領の編集委員長は海後宗臣であつた（朴木佳緒留「戦後初期家庭科論の問題構造——職業科から職業・家庭科までを対象として——」『神戸大学教育学部研究集録 第七四集』一九八五年三月）。彼は、独自の新制中学校論のもとに、職業・家庭科を位置づけていた。海後が監修した解説書で

は、職業・家庭科の基本的性格は「実生活に役立つ仕事を中心とする生活技術科」というべきものであり、これによって「中学校を大衆学校としての位置にすえさせるという使命をになつてゐる」とされている（海後宗臣監修『昭和二六年度改訂版学習指導要領による中学校職業・家庭科の解説』二一〇頁～一二二頁、中央産業教育協会刊、一九五二年）。

この一九五一年版学習指導要領については、刊行直後から、職業科関係者からも家庭科関係者から多くの批判が出され、一九五二年四月には、この批判を受けて中央産業教育審議会での「第一次建議」へつながる議論が開始された。

産業教育振興法により、一九五一年に発足した中央産業教育審議会の最初の審議事項は中学校職業・家庭科についてであり、一九五三年三月に建議「中学校職業・家庭科教育の改善について」が出された（依田有弘「生産主義教育論と中学校職業科」『日本産業技術教育学会誌』第二八卷第三号）。「第一次建議」と通称されるこの建議は、職業・家庭科の性格について「職業生活および家庭生活における基礎的な技術の習得、基本的な活動の経験とともに、それを通じて、国民経済および国民生活にたいする一般的な理解を養う」「普通教育の教科である」としていた。この第一次建議によって「義務教育としての普通教育の教科」として職業・家庭科の内容を再編成していく方向がうちだされたことと、男女共通に学習すべき「職業」と「家庭」の学習領域をまず設定し、その基礎の上に男子、女子それに比重を重くした内容を設定する方向がうちだされたことは、画期的なことであつた。

*産業教育振興法が中・高の家庭科教育にどのような影響を与えたのかに関する実証的な研究は知られていない。施設・設備などの教育条件にかかわって家庭科教育のありようを研究することは未開の領域となっている。なお、産業教育振興法の対象に家庭科教育が挿入される過程の分析については、三井須美子「戦後における女子『特性』論の定着過程研究——産業教育振興法の成立と家庭科——」『教育学研究』第四七巻第一号、一九八〇年三月を参照。

「第一次建議」をさらに具体化するために、中央産業教育審議会は一九五三（昭和二八）年七月に専門委員会を設けて審議し、その結果、一九五四年一〇月一九日に「中学校職業・家庭科の教育内容について」（第一次建議）を出した。この「第二次建議」は「第一次建議」に比して従来あまり評価されてこなかった（原正敏・内田糸編『技術教育の歴史と展望』開隆堂、一九七五年、一八九頁）。しかし、この「第二次建議」が「この教科の全學習時間の二分の一は、性別や環境を問わず共通必修」としたことや「共通必修の内容は、第一群から第四群のすべてにわたるとともに、国民経済および国民生活に関する知識・理解もあわせて学習させる」と明記したことは、一九五七年度版學習指導要領に大きな影響を与えた。また、これらをふまえて作成された職業・家庭科の教科書は男子にも「家庭科的内容」を學習させるよう構成されていた。

一九五六年五月二八日に『昭和三十二年度版中学校職業・家庭科学習指導要領』が発行された。「第二次建議」が第一群としてまとめていた農林・水産は、この學習指導要領では、第一群と第四群にわけられ、さらに職業指導の職業情報が第六群として加えられている（「家庭科的内容」は第五群という形で一括してまとめられた）。ま

た、地域・性別のいかんをとわず、すべての生徒に共通に學習する項目（農耕園芸・機械製図・機械の整備修理・電気の保守修理・売買・金融・記帳・食生活・調理・衣生活・産業とその特色・職業とその特色・学校と職業・個性と職業・能率と安全・職業生活と適応の一六項目）とその時間数を明確にした点に特徴が見いだせる。なお、この學習指導要領は一九五七年度の第一学年から学年を追って実施されたが、一九六一年度までの短期間しか実施されなかつた。

一九五六年三月に文部省は独立後の教育体制の整備と義務教育水準の向上を図る目的で、教育課程審議会（以下「教課審」と略す）に対して「小学校・中学校教育課程の改善」について諮詢した。その審議には中央教育審議会「科学技術教育の振興方策について」（一九五七年一月一日）の答申も影響を与えた。一九五八年三月に出された答申は、科学技術教育の向上を図るという基本方針に基づいて中学校の教育課程に必修教科としての「技術科」を、進路・特性に応する教育を強化するという基本方針に基づいて選択教科としての「農業」・「工業」・「商業」・「水産」・「家庭」を新設することを提倡した。この答申を受けて進められた學習指導要領の作成過程では、教科名は教課審の答申どうり技術科であったが、學習指導要領改訂案では技術・家庭科になつた。その発表直前に家庭科教育関係者からの圧力があつたからだとされている（植村千枝「——細谷俊夫先生に聞く——技術・家庭科の成立期を回顧し今後の『技術教育』を考える」産業教育研究連盟『技術教育』第二六四号、一九七四年七月、五〇頁）。当時、この技術・家庭科学習指導要領の作成委員長であった細谷俊夫は「家庭科は、文部省ではやめたいという意向が強く、審議会の最初に課長は声明していたのです。それで『技術科』という教科名を全員で採択

し、男は生産技術、女は生活技術というたてまえをとつて、一応指導要領ができるまでは「技術科」でごおつてきたのです。ところが、最後の段階で、当時の職業（教育）課長から電話がありまして、「あいうようにきめてもらいましたが、最後の印刷の段階で『技術・家庭科』になりましたので、事後承諾して下さい」ということだった」とのべている。

このような経過で、一九五八年一〇月にはじめて告示という形態で『中学校学習指導要領』が発表され、「技術・家庭科」が誕生した。この「技術・家庭科」は、三か年を通して総授業時間数三一五時間のうち、男子向きでは工的内容に一九五時間、栽培に二〇時間、女子向きでは家庭科的内容に二三〇時間、工的内容に九五時間を当てるなどを標準とした。また、女子向きには「家庭工作」や「家庭機械」や「設計・製図」という工的内容が約三分の一の割合で入れられており、「家族」や「家庭経営」に関する領域が全面的に削除された。この女子向きにおける工的内容はこの後学習指導要領の改訂のたびごとに削減されていくことになる。この一九五八年版学習指導要領によって家庭科が女子のみを対象とする教科に変質させられた。これをうけて作成された検定教科書は、男子用教科書（＝技術科）と女子用教科書（＝家庭科）とに分けて発行された。

この一九五八年版学習指導要領の評価をめぐって、論争が存在した。梅根悟はこの改訂小・中学校学習指導要領の社会科・家庭科・道徳は、家族制度イデオロギーの復活を狙ったものだと主張したのに対し、外崎光広は一九五五年から翌年にかけての憲法改正の失敗を契機に、支配階級は家族制度イデオロギー復活を放棄し、その政策を転換したのであり、したがって改訂学習指導要領は家族制度イデオロギーの復活を狙ったものではないと主張した。

張した。また、外崎は、先の梅根の主張の裏返しである城丸章夫の「こんどの指導要領は、家族主義イデオロギーを決定的に棄て去ったのである。いや、家族というものに一顧の価値さえも置いていない」という主張をも批判した（「家族制度イデオロギーと家庭科の自主的編成」「るねさんす」第一四八号、一九六〇年七月*）。

*外崎光広の家庭科に関する主要著作としては、「家庭科教育の理論」（高知市立市民図書館、一九六二年）、「家庭科教育の自主編成」（明治図書、一九六八年）、「教育政策と家族制度」（高知市立市民図書館、一九六一年）、「近代日本の家庭」（高知市立市民図書館、一九六六年）がある。

九八〇年、朴木佳緒留「家庭科の認識研究の課題」『家庭科教育』第五六巻第一五号、一九八一年一二月)。しかし、この部会の研究活動は教育内容の再編に重点をおいたものであり、学習指導要領自体を研究対象としていかなかったという点で到底「教科理論」の構築をめざしていたとはいえないし、一九五八年改訂が家庭科を女子用教科としたことを批判的に扱っていないなどの弱点をもっていたといわなくてはならない。

(三) 高等学校家庭科

一九四八年四月から発足する新制高校の最初の教科課程の基準は、一九四七年四月七日の発学一五六号「新制高等学校の教科課程に関する件」によつてしめされた(この通達は「『学習指導要領』一般編第三章の補遺」であり、学習指導要領に準ずるものであった)。この通達は一九四七年度と一九四八年度という新制高等学校への過渡期に適用された(一九四七年度は新制高校の第一、二学年に相当する旧制中等学校の生徒に適用された)。ここでは「高等普通教育を主とする高等学校の教科課程」と「実業を主とする高等学校の教科課程」とが別示された。前者では家庭科は「実業」という教科の一つの科目として位置づけられ、「実業」科目は選択教科であった。後者では教科課程の一つとして「被服科」の教科課程がしめされていた(一九四八年一月の「高等学校設置基準」では「被服科」に加えて「食物科」が掲げられている)。男女の教育機会均等という趣旨から必修制の教科・科目とその単位数を男女同一とし、女子についても家庭科を必修とはしなかつたことは重要であり(朴木佳緒留「新

制高等学校の家庭科の成立について——CIE文書を通して——』『神戸大学教育学部研究集録』第八一集、一九八八年九月)、戦前の四年制高等女学校では、一八単位分が必修であつたことと比較すれば、ほとんど革命的な転換であつた。それだけに、高校では選択制に位置づけられた家庭科の運用の実態が問題となつていく。

*厳密にいえば、教科と科目とが区別して明示されたのは、一九四九年六月一日付の通達からであった。

この教科課程に対応する学習指導要領として『学習指導要領家庭編(中等学校第四、五学年用)(試案)昭和二十一年度』が一九四七年七月一六日に発行された(同じ日に『学習指導要領家庭編 高等学校用(試案)昭和二十三年度』が発行されたが内容は同じである)。一九四七年度は高等女学校、職業学校、青年学校が存続していたが、これらの学校における家庭科教育の実態は、なお不明な点が多い。一九四七年六月に中等学校教科書株式会社から発行された『被服』、『家庭看護(全)』、『食物(全)』、『家事経理(全)』、『育児(全)』が一九四七年度にどのように使用されたのか、使用されなかつたのかも不明である。

一九四八年四月に発足した新制高校の実態は、旧制中等学校が単に名称をかえただけに過ぎなかつた。旧制中等学校を前身とする男子高校と高等女学校を前身とする女子高校と実業学校を前身とする実業高校とが存在し、男女別学のままであつた。したがつて、このときには教育課程を組み立てるときに家庭科は特段には問題にならなかつたものと思われる。しかし、これでは新制高等学校の理念(「高等普通教育及び専門教育を施すことを目的と

する」（佐々木享「高校教育論」大月書店、一九七五年）からかけ離れていたので、一九四八年秋から一九四九年度にかけて都道府県ごとに公立高校の統廃合、再編成が実施された。この際に多くの学校では男女共学となり、あらためて家庭科の位置が問題となってきた。

*学校の統廃合の実施状況については、阿部彰「対日占領における地方軍政——地方軍政部教育担当課の活動を中心として——」『教育学研究』第四九卷第二号（一九八二年六月）の「表四 主要教育諸政策の実施展開状況」（八頁）参考。

文部省は、短期間に作成した一九四七年の通達でしめた教育課程の基準の改訂に着手し、一九四八年一〇月一日の発学四四八号「新制高等学校教科課程の改正について」と一九四九年一月一〇日の発学一〇号「新制高等学校教科課程中職業教科の改正について」によって、一九四九年度以降の教育課程の基準を示した（角田一郎『高等学校 教科課程の理論と実際』興文社、一九四八年二月）。

この改正の趣旨は文部省学校教育局「新制高等学校教科課程の解説」（一九四九年四月三〇日発行）においてふえんされた。すなわち、新制高校の理念が設置形態の面でも、普通教育を主とする学校と職業教育を主とする学校という区分はなくなり、教育課程の面でも具体化された。この「解説」は、多くの高等学校を普通科・職業科をふくむ総合制に再編する際の指針とされた。この総合制への再編過程における家庭科の扱われ方は、各都道府

県ごと微妙に違っている（清水房・工藤澄子・大森輝「岩手県における高等学校家庭科の戦後史（第一報）（第二報）〔第三報〕」「岩手大学教育学部研究年報」第三七卷、第三八卷、第三九卷、及び飼田崎子「愛媛県の高等学校家庭科教育に関する歴史的考察〔I〕」「愛媛大学教育学部紀要 第一部教育科学」第二五卷、一九七九年二月など）。なお、学校の統廃合を家庭科の扱い方の問題という視角から検討した研究はまだ存在しないように思われる。この改正によって、普通教育としての家庭科は「一般家庭」以下六科目により編成され（表二）、職業教科としての家庭芸術に関する教科は表三にしめす、一七科目によって編成された。このように高校家庭科は普通教育と職業教育の二種類の教育を行う教科として別々に成立した。

表二 発学四四八号にしめされた高等学校教科課程表における「家庭」

| 家庭 | 教科 | 教科別総時数 | | | 学年別の例 | | |
|------|------|--------|----------|--------|--------|--------|--|
| | | 単位 | 数 | 第一学年 | 第二学年 | 第三学年 | |
| | | | | 第一学年 | 第二学年 | 第三学年 | |
| 一般家庭 | 一般家庭 | 二四五(七) | 一四九〇(一四) | 二四五(七) | 二四五(七) | 二四五(七) | |
| 家族 | 家族 | 七〇(二) | 七〇(二) | 七〇(二) | 七〇(二) | 七〇(二) | |
| 保育 | 保育 | 七〇(二) | 一一四〇(四) | | | | |
| 家庭経理 | 家庭経理 | 七〇(二) | 一一四〇(四) | | | | |
| 食物 | 食物 | 一七五(五) | 一三五〇(一〇) | | | | |
| 被服 | 被服 | 一七五(五) | 一三五〇(一〇) | | | | |
| | | 一七五(五) | | | | | |
| | | 一七五(五) | | | | | |

以上の改正にもとづく教科課程を一九四九年度から実施するに先立ち、一九四九年一月に、文部省は伝達講習を行ない、その要項を「新制高等学校家庭科実習の手びき」として、全国の高等学校に配布した（『産業教育七十

*さらに一九五三年一二月の通達「高等学校家庭課程について」によって、「これらに「家庭課程」が新たにつけ加えられた。この「家庭課程」は「各方面から婦人の家庭生活教育に重点を置く課程を設置したいという要望」をうけて「家庭に関する総合的な教育を行う課程」や「地方の必要によつては、これとともに女子にふさわしい農・工・商・水産等

に関する教科の一部をも学習できるような課程」であると説明されている（『産業教育七十年史』五〇九頁）。この「家庭課程」は主婦養成教育の性格を強くもつてゐることは明らかである（朴木佳緒留「戦後初期の家庭科教育における主婦養成教育」「年報・家庭科教育研究」第一二集、一九八四年一月）。この「家庭課程」は後に（一九六三年）は「家政科」となる。その後この「家政科」が「家庭に関する学科」の中では一番大きな割合を占めていく。

「家庭芸に関する教科」は職業課程における専門教科として実施する教科であり、その細目は一九四九年一月一〇日の「新制高等学校教科課程中職業教科の改正について」において示された。これによつて職業課程としては「被服課程」「食物課程」「保育課程」がしめされた。

割りを果たす重要な科目である。」と書かれている。戦前と戦後の家庭科の転換点が家族関係にあつたが、ここにそのことが象徴的にしめされている。

表三 発学10号にしめされた高等学校職業教科表における
「家庭芸に関する教科」

| 教科 | 単位数 | 家庭芸に関する教科 | | | | | |
|------|------|-----------|------|------|------|------|------|
| | | 小児保健 | 小児育児 | 小児栄養 | 小児品 | 食 | 調 |
| 保育実習 | 六一一五 | 四一〇 | 六一一〇 | 三一五 | 三一〇 | 三一〇 | 五一一五 |
| 保健実習 | 六一一〇 | 三一五 | 三一〇 | 三一〇 | 三一〇 | 三一〇 | 三一一〇 |
| 被服経理 | 二一一〇 | 二一一〇 | 二一一〇 | 二一一〇 | 二一一〇 | 二一一〇 | 二一一〇 |
| 被服材料 | 三一一五 | 三一一五 | 三一一五 | 三一一五 | 三一一五 | 三一一五 | 三一一五 |
| 被服匠 | 二一一六 | 二一一二 | 二一一二 | 二一一二 | 二一一二 | 二一一二 | 二一一二 |
| 被服史 | 三一一五 | 三一一五 | 三一一五 | 三一一五 | 三一一五 | 三一一五 | 三一一五 |
| 被服 | 二一五 | 二一五 | 二一五 | 二一五 | 二一五 | 二一五 | 二一五 |

この改正をうけて高等学校の家庭科の教科書はこの表一に掲げられた科目ごとに発行されるようになつた。これらの教科書のなかでも「家族」の教科書には改正された家族法（民法）の内容が詳しく書かれていることが注目される。教育文化研究会家庭委員会著「家族」（教育図書株式会社、一九五〇年五月発行）のまえがきには「新民法は實にわが国の家庭生活の民主化をめざしたものであると言つてよい。……家庭科における「家族」は、實にこの面の教育を担当するものである。「家族」の研究は、また平和日本建設のための役

年史』五〇四頁^{*}。この手びきにおいて、「一般家庭」七単位のうち二単位を「家庭実習（ホームプロジェクト）」として認めるとされ、「一般家庭」の各学期ごとの内容がしめされた。表四に「普通課程における家庭科」の教科課程をしめす（文部省『産業教育七十年史』五〇五頁～五〇六頁より引用）。

*この「手びき」は、各都道府県でも増刷されたようである。例えば、愛知県では愛知県教育文化研究所の名で「新制高等学校教科課程研究資料 別冊」として、この「手びき」が増刷されている。また、雑誌『家庭科教育』第二三卷第四号にも、一九五二年五月に文部省が発行した『家庭科ホームプロジェクトの手びき』（二一頁～四〇頁）にも再録されている。この「手びき」は単にホームプロジェクトについてのべているだけではなく、表四にしめしたように、教科課程の具体化の指針までも提示していた。

表四 「家庭実習の手びき」にしめされた普通課程の家庭科

| 学年／学期 | 1 | 2 | 3 | 単位 |
|-------|------|-------------------------------|----|----|
| 一一一 | 被服 | 経理 | 家族 | 七 |
| 一一二 | 食 物 | 保健・育児 | 住居 | 七 |
| 二 | 自由選択 | 被服五単位 食物五単位 育児二単位 | | |
| 三 | | 被服五単位 食物五単位 育児二単位 経理四単位 家族二単位 | | |

一九四九年八月二九日には『学習指導要領家庭編高等学校用 昭和二十四年度』が発行された。このまえがきには「(この教科を学ぶことは)男女にひとしく必要なことであるが、特に女子はその将来の生活の要求にもとづき、いっそう深い理解と能力を身につける必要があるので、家庭生活の一般に関する学習を、少なくとも一四単位必修させることが望ましい」と書かれている。さらに家庭生活の内容を七つの分野に分けて、それぞれについて、「一般家庭」と「選択」の單元を設定している。こうして、この学習指導要領は、高等学校の家庭科が女子用教科としての性格をもつていることを露骨に表明していた（佐々木享『高校教育課程における実生活との結合と乖離と――『家庭一般』女子必修方式解体によせて――』『名古屋大学教育学部紀要－教育学科』第三六巻、二七二頁）。このことは、先の『新制高等学校教科課程の解説』が家庭科の扱いを男子校と女子校とでは違え（同書、六六頁～六七頁）、家庭科に関する教科目を女子用科目として位置づけていることと符合していた。

この改訂学習指導要領から、ホームプロジェクトが家庭科教育の一環として位置づけられた。また、この年から教科外活動としての学校家庭クラブ活動が全国的規模で始められた。この二つは、一九四八年六月二八日に来日したルイスが示唆したものであった。この二つは戦後の高校の家庭科の新しい試みとして展開していく。ホームプロジェクトは「生徒が教室学習を通じて各自の家庭生活で直面している家庭改善の問題を発見し選択し、このために自らが中心になって実施計画を立て、実際経験を通して学習作用を展開していく方法」であり、学校家庭クラブは、「生徒たちが広い社会的場面において、社会的活動を行なう」ものだとされている（常見育男『家庭科教育史 増補版』一九七一年、三〇〇～三〇一頁）。この学校家庭クラブ活動は、のち一九六〇年の学習指導要

領改訂から「家庭一般」の「指導上の留意事項」中にはじめて記述され、すべての女子に必修となつた一九七〇年の学習指導要領改訂からこの科目の内容に位置づけられて今日に至っている。家庭科のホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動については少なからぬ研究が知られている（清水房・工藤澄子・大森輝「岩手県における高等学校家庭科の戦後史〔第四報〕——ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動〔その一〕〔その二〕」『岩手大学教育学部研究年報』第四一巻、第四二巻、一九八一年、一九八二年、安藤美紀子・武井洋子「高等学校家庭科ホームプロジェクトの成立及び実施経過」『東京学芸大学紀要 六部門 第三五集』一九八三年、二宮喜美恵「高等学校『家庭一般』におけるホームプロジェクトの現状と課題〔第一報〕〔第二報〕」『大分大学教育学部研究紀要』第六卷第一号、第二号、一九八一年）が、これらの活動の教科教育との関連や学校教育上の位置の特殊性を解明したもののは今日なお知られていない。

文部省は一九五一年五月一五日に『高等学校家庭科指導書（上）（下）』を発行した。この指導書は（一）被服（二）家庭経済（三）家庭管理（四）家族（五）食物（六）衛生（七）育児（八）住居から構成されている。

この当時の家庭科の履修の実態の調査は非常に困難である（たとえば、野田満智子「戦後初期・愛知県立高等学校家庭科の履修実態」『愛知教育大学家政学教室研究紀要 第十九号』参照）。文部省による調査として、大照完・佐藤昭一「高等学校生徒の選択科目選択状況および卒業単位取得状況について〔その一〕」『中等教育資料』（第一巻第一号、一九五二年）があげられる。

*文部省初等中等教育局『高等学校普通課程 教育課程実施状況報告書（昭和二七年七月現在）』では、この調査結果を文部省自身が誤って解釈をしていた（佐々木享前掲学部紀要論文〔二七一～一七三頁〕を参照のこと）。

「千葉県における高校選択科目（通常普通課程）の実際について」（『中等教育資料』第一卷第三号、一九五二年二月）は、当時の実態をしめす資料として参考になる。この調査結果からは千葉県の公立全日制普通科の女生徒の六七・八%が「一般家庭Ⅰ」を、五七・二%が「一般家庭Ⅱ」を、七〇・七%が「被服Ⅰ」を、五六・六%が「被服Ⅱ」を、四六・一%が「食物Ⅰ」を、二八・九%が「食物Ⅱ」を履修していることがわかる。

普通科での家庭科の履修率の以上にのべたような実態のもとにおかれた家庭科教師たち——その大部分は、数年前まで高等女学校で新制高校の方式で計算すれば四年間に二八単位（機械的に計算し直すと三年間で二二単位）にも達する家事・被服を女生徒に教授していた——の不満は、学校必修にしなければ女生徒が家庭科をどうぞしないという点にあつたと考えられる（「座談会・家庭のしくみと家庭科のあり方」『教育』第二八号、一九五四年一月号、三二一～三三三頁）。高校家庭科の「不振」をのべる声は次第に高くなり、一九五二年三月一九日には国会に高校家庭科女子必修を求める請願書が提出された（『家庭科教育』第二六卷第八号、一九五二年八月）。

この時期の高校家庭科の実践はどのようにであったのか。戦前と戦後の家庭科の最も重要な転換点であった、「家族関係」に注目してみると、高校家庭科女子必修を求める請願書を提出した東京都高等学校家庭科教育研究会の

代表でもあった大和マサノは第一学年の二単位男女共学の家庭科の中で「家族関係」をあつかっていた（大和マサノ著『新しい家庭科のあゆみ』家政教育社、一九五五年四月）。同じ頃、東京都立戸山高校の和田典子は川島武宣著『結婚』（岩波新書、一九五四年）をテキストに家庭関係をとりあげた実践をおこなっていた（和田典子氏への佐々木・朴木による聞き取り〔第四回〕による）。当時においてはこれらの実践は先進的な実例であり、必ずしも一般化することはできないようと思われる。今後の研究に期待したい。

*この書物の「序」では、この高校の校長であり、その後家庭科の女子必修化運動を推進していく小松直行が「(新しい家庭科は)家族関係に重点をおいて民主的な営みのあり方を理解させ、これを実践させることであって、従来の家長中心の支配関係から脱却して、個人と個人、個人と家族との関係において、自由と平等のあり方を現実の問題としてとりあげて近代家庭生活のあり方を体得させることである。」とのべていた。

一方、発足した新制高校の教育課程は、わずかな必修制の教科目と多くの選択制の教科目からなる構造をとつていたが、このことは実際的な運用面で問題となっていく。その一つは、普通科においては専門科目を施さないという問題であり、他の一つは、選択制とした場合には家庭科を女子が履修しないという不満であった。一九五二年一二月一九日に教育課程審議会に「教育課程の改善、特に高等学校の教育課程について」が諮問され、この二つが問題となつた。一九五三年四月九日に公表された第一次中間報告は、「高等学校の普通課程と職業課程にお

ける共通必修の教科の種類及び内容は、できるだけそろえる。」「男生徒と女生徒による必修教科の区別は原則として考えない」とし、教育課程編成のうえで男女差を設けない方針を確認した。引き続いて一九五三年一一月一日に第二次中間報告が出され、そこには「高等学校の教育が知的な教養に偏しないように、具体的な仕事（実習）を主体として、勤労を重んじ、生活を科学的に処理していく能力を養うための新教科（家庭科の内容を含む）を必修として課する必要を認める」という仮決定が含まれていた。しかし、この後すぐに同審議会のメンバーが一新され、この仮決定はその後の教課程審議会（第一次、一九五四年一〇月一四日、第二次、一九五五年二月一日、第三次、一九五五年六月二七日）にはそのままでは継承されなかつた。すなわちこれらの答申は、全日制普通課程においては「芸術、家庭および職業に関する教科のうちから六単位」を必修とする方針を出し、新教科ではなく、芸術、家庭、職業の三教科に属する科目から選択させる方式を提言した。しかも、うち二単位は芸術必修とし、また、女子には家庭科四単位を履修することが望ましいとされた。

これらの答申をうけて、一九五六年一月一日に「高等学校学習指導要領家庭科編 昭和三十一年度改訂版」が発行された（この学習指導要領は一九五六年度から学年進行で実施された）。この改訂により、従来「家庭」と「家庭技術」という二教科で存在した家庭科教育は「家庭」という一つの教科にまとめられ、家庭生活に関する内容を総合的に学習する科目（「家庭一般」と専門的に学習する科目に分けられた。また、全日制普通科の女子には「家庭一般」の四単位を履修させることが望ましい」とされた。「家庭に関する課程」においては「家庭一般」が基礎として位置づけられた。

*佐々木前掲学部紀要論文では、「家庭一般」が専門学科としての家庭科（家政科、被服科等）の基礎科目として位置づけられたのは一九六〇年改訂からとされている（二七五頁）が、これは誤りである。

さらに一九六〇年に「高等学校学習指導要領」が改訂され、ここにおいて、家庭科については、普通科の女子には原則として「家庭一般」を四単位必修させることとした。この改訂は、「家庭一般」が主婦養成のための科目であることを鮮明にした。すなわち「家庭一般」の目標は「家庭経営の立場から総合的に」学ぶことにあるとしたのがそれである。それ以前、たとえば『高等学校学習指導要領 家庭科編 昭和三十一年度改訂版』（一九五六二月発行）が、「家庭生活全領域を総合的に把握するのがこの科目の特色である」としていた（五頁）のに対して、この一九六〇年改訂版に対応した『高等学校指導要領解説 総則編』は、「女子は、大部分の者が家庭生活にいる」ため、また「女子の特性」にかんがみて「家庭生活の改善、向上に必要な基本的考え方や能力を与える」ため「家庭一般」を女子必修とし、それを「家庭経営という立場から」学ばせることとしたと説明している（二頁）。つまり、「家庭経営の立場」とは主婦の立場をさしているのである。そして、この「家庭一般」四単位女子必修はその後三十年にわたって続いている。「家庭一般」女子必修化の過程を検討した高木は「家庭科の不振を乗りこえる方策の一つとして、というよりも中心的な問題として、家庭科関係者や現場教師の中から出されたと解した方が妥当である」、「戦後の家庭科の理念が発展して行かなかつたことの大きい要因は、教育政策の

転換にあったことは言うまでもないが、この必修化問題に関しては、家庭科関係教師が政策を先どりをする結果になつたこともまた確かである」とのべている（高木葉子「高等学校『家庭一般』必修化の過程と問題点」『年報・家庭科教育研究』第二号、一九七四年）。

なお、高木は家庭科の女子必修化と高度経済成長政策との関連について、「家庭科の女子必修化が単に『男は仕事、女は家庭』という性別役割分業意識の残存によるのではなく、これを強化し、固定化することが政策上必要であり、女子必修化は、このことと深く結びついている」（『家庭科女子必修化の過程に何を見るか』『家庭科教育』第五一巻九号、一九七七年）とのべている。この指摘は重要であるが、その政策をもたらした実生活上の変化までは明らかにされていない。一九六〇年頃から技術革新による工業化の進展によって都市部へ人口が集中し始め、賃金労働者が増大するとともに、夫婦と子どもを中心とする「核家族」の増大によって「近代家族」が日本においてようやく形成され始めた（鈴木敏子「家族・家族関係の現状と課題」『家庭管理論』〔新版〕有斐閣、一九八九年参照）。この変化を背景にした家族政策の転換とのかかわりで家庭科の女子必修化問題を検討する必要があるう。

この一九六〇年改訂は一九六三年から実施された。この実施前後から、すなわち一九六〇年代に入つて、女子のみ必修への疑問から「家庭一般」を男女共学にすべきだという議論が起ころてくる。最初に「家庭一般」を学校として男女共学必修とした実践をおこなったのは、一九六三年の京都市立堀川高校定時制での実践であったと思われる（安田雅子「男女共修の家庭一般の実践を通して」『家庭科教育』第四六巻第三号、一九七二年三月）。

しかしその道程にはなお困難が多く、たとえば教育の民主化をめざしてすすめてきた日教組の全国教育研究集会での家庭科分科会の討論についてみると、最初に高校の「家庭一般」の「男女共修」が提起されたのは一九七〇年の第一九次集会であったようと思われる。一九七〇年以降、「家庭一般」男女共学運動が次第に広がっていく。女子差別撤廃条約を経て「家庭一般」が女子用教科の枠から脱却し、普通教育の一環として再編成されていくのは一九八〇年代末のことであった。

あとがき

教科に関する教育雑誌としては稀有に長い歴史をもつ「家庭科教育」誌が複刻版刊行されることとは、まことに喜ばしいことであった。しかし、雑誌の全容があまり知られていないからこそ複刻するのであるから、この解説は難題であった。今回の複刻は戦後初期のものに限られているとはいえ、「解説」は当然に創刊時にさかのぼるべきだろうと考えられたからである。

手がかりとすべき家庭科教育史のまとまった業績としては、常見氏のそれ以外には見あたらなかった。視点を再検討し、視野をいくらか広げて「家庭科教育」誌刊行の背景を明らかにしながら、あわせて研究の到達点を整理してみることのほか、僅かにせよ私が学界に寄与できそうな方途を見出ることはできそうになかった。私の作業は、これまで知られなかつた創刊者宮原小治郎の生涯の探索、「家庭科教育」誌刊行の全容調査など、ごく基礎的な作業から始まつた。時間は厳しく制約されていたから、先学に学びながら関係資料を探索し、整理することと、執筆とが平行することにならざるを得なかつた。

苦吟の結果はご覧の如くであり、成否は賢明な読者の判断にまつはかない。精粗繁閑はなはだ宜しきを得てい

ないことは、もとより私も認めるところである。たとえば人名索引をみるとすぐ気づかれることがあるが、後閑菊野をはじめ家庭科教育史なら当然に登場が期待されてよい多くの人物にも言及していない。これは、直接には両女高師の教育を抜いたことから生じた欠落であるが、いくぶんかは、従来の研究水準の凸凹がそこに反映しているともいえる。しかしいずれにせよ、私の非力によるところ大である。気づきながら掘り下げて検討し得なかった点も少なくない。

教科の歴史とその研究史をふりかえりながら雑誌を位置づけるという叙述の方法を選んだため、あるいは筆が非礼にわたった点があるかも知れないが、企図したところは今後の研究の進展にあるので、ご寛容に願いたい。第六章については（私が執筆した1と3とをのぞき）年来の友人である横山悦生氏（岐阜大学助手）に、私の企図を話して全面的にご協力を願った。乏しい知見を改めて整理し、教科教育史研究の枠組みを掘り下げて検討する好個の機会が与えられたことを天の配剤として、これに感謝しながら筆をすすめたことも事実である。何よりもこの仕事をとおして、新たに真摯な研究者の知遇を得たことを喜びとする。おもわぬ発見に恵まれたことも二、三にとどまらなかつた。

家政教育社の宮原健雄社長、宮原佑弘編集長には、調査・執筆に関して資料や情報を提供して下さるなど格別のご配慮をいただいた。とりわけ高齢の宮原健雄社長には、健康がすぐれなかつたにもかかわらず筆者らの長時間の聞き取りに応じていただいたのみならず、第四章の草稿を綿密にご検討いただいたことを記しておきたい。このほか調査の過程では、いちいちお名前をあげないが多くの方がたにお世話になつた。名古屋大学大学院の私の

家庭科ゼミナールの各位は、討論に参加して論点を豊かにすることに貢献してくれただけでなく、原稿の净書等にも協力を惜しまれなかつた。これらの方がたの力添えなしにはこの小さな「解説」は完成し得なかつた。改めて謝意を表したい。

さいごになつてしまつたが、根気強く原稿を待ち、予定枚数をはるかに越えたこの「解説」の公刊にふみきつて下さった大空社に満腔の謝意を表して筆を擱く。

名古屋大学教授 佐々木 享

一九九〇年九月

あとがき

※本解説の「人名索引」を巻末に収録しました。

解 説 人 名 索 引

| | | | | | | | |
|-------------|--------------|-------|--------------------|-------|-------------------|----------|--------------------|
| 【ア 行】 | | | | | | | |
| 会田京子 | 4,28,71 | 上岡 薫 | 15 | 加地芳子 | 81 | | 229,231,232,234 |
| 青木誠四郎 | 175 | 上田みやこ | 35 | 兼子 仁 | 193,194 | 佐々木輝雄 | 106 |
| 赤井米吉 | 27 | 植松茉莉子 | 128 | 亀崎嘉子 | 24,30,67,71 | 佐藤 学 | 92 |
| 赤司鷹一郎 | 169 | 植村千枝 | 20,219 | 河口愛子 | 158 | 佐藤清子 | 103 |
| 赤塚康雄 | 91,100 | 牛込ちゑ | 175 | 川島武宣 | 128,232 | 佐藤慶子 | 202 |
| 浅沼アサ子 | 84,111 | 臼井嘉一 | 27 | 川瀬元九郎 | 139 | 佐藤昭一 | 230 |
| 阿部 彰 | 224 | 内田 紲 | 218 | 城戸幡太郎 | 91,92 | 佐藤和韓鶴 | 108,114 |
| 阿部重孝 | 91 | 梅根 悟 | 101,220 | 木下竹次 | 25,27,165,170,172 | 三羽光彦 | 32 |
| 天城 烈 | 193 | 江原絢子 | 52,53,77 | 木宮乾蜂 | 209 | 重松伊八郎 | 127,202,211,212 |
| 天野晴子 | 15 | 大植四郎 | 144 | 木村熊二 | 154 | 宍戸健夫 | 92 |
| 天野寛子 | 15 | 大江スミ子 | 158 | 工藤澄子 | 11,225,230 | 柴 静子 | 71 |
| 天野正輝 | 102 | 大田周夫 | 118 | 隈部智雄 | 213 | 島崎春樹(藤村) | 154 |
| 有倉遼吉 | 193 | 大田 堯 | 189 | 久米正雄 | 133 | 清水福市 | 174 |
| 安藤美紀子 | 230 | 大竹美登利 | 15 | 久米由太郎 | 133 | 清水 房 | 11,225,230 |
| 井口あぐり | 139 | 大照 完 | 230 | 倉沢 剛 | 176 | 白石方子 | 36 |
| 石川準吉 | 106 | 大村 恵 | 100 | 倉林源四郎 | 158,165 | 城丸章夫 | 193 |
| 石川尚子 | 128 | 大森 輝 | 11,225,230 | 黒岩短子 | 158 | 新福祐子 | 77 |
| 石川寛子 | 52,53,77,128 | 大和田五月 | 144,165 | 黒川綾子 | 76 | 鈴木英一 | 192 |
| 石沢吉磨 | 77,165,172 | 大和田建樹 | 137,140~144, | 黒川喜太郎 | 78,80,81 | 鈴木敏子 | 15,87,191,235 |
| 石原和三郎 | 142 | | 145,151,152 | 久保木道子 | 36,87 | 関口富左 | 21 |
| 居城舜子 | 15 | 岡田孝平 | 113 | 桑原作次 | 104 | 瀬沼頼子 | 15 |
| 板倉聖宣 | 102 | 岡田良平 | 165 | 桑原三二 | 41 | 仙波千代 | 174 |
| 井田恵子 | 200 | 岡村喜美 | 19,21,24,28,30,61, | 小泉郁子 | 79 | 曾我部久 | 108,114 |
| 一番ヶ瀬康子 | 203 | | 67,71 | 小柴昌子 | 40 | 外崎光広 | 104,111,220,221 |
| 伊藤セツ | 15 | 奥田真丈 | 17 | 小林平造 | 197 | 【夕 行】 | |
| 伊藤めぐみ | 8 | 越智信子 | 11,36 | 小松直行 | 232 | 高木葉子 | 27,92,206,234,235 |
| 井上恵美子 | 8 | 【力 行】 | | 近藤耕造 | 77 | 高野 俊 | 20,181 |
| 井上武士 | 142 | 甲斐純子 | 203 | 【サ 行】 | | 高橋次義 | 107 |
| 井上知則 | 84,88,113 | 海後宗臣 | 42,80,106,107, | 坂本清泉 | 62 | 高橋 寛 | 184 |
| 井上秀子 | 77,158 | | 177,216,217 | 坂本智恵子 | 62 | 高山やす | 37 |
| 今村順子(谷田部順子) | 24,54,146 | 片岡重助 | 174,175 | 阪本礼子 | 36 | 多木浩二 | 133 |
| 岩本 努 | 133 | 片山清一 | 9 | 桜井 役 | 9,57,76 | 武井洋子 | 4,28,49,61,71,125, |
| | | 鍛冶千鶴子 | 128 | 佐々木享 | 106,127,216,224, | | 126,230 |

| | | | | | | |
|-------|--|--------|---|-------|--|---------------------------|
| 竹内茂代 | 158 | 成田 順 | 26,55,69,74,76, 81,175 | 藤原純子 | 210 | 129~163,164, |
| 竹田 菊 | 184 | 二階堂トクヨ | 171 | 二見剛史 | 63 | 167,169,171,174, |
| 武田一郎 | 208 | 西 清子 | 128 | 鮎田崎子 | 11,36,205,225 | 187,188 |
| 田中武雄 | 92,204 | 錦織竹香 | 24 | 古川竹二 | 158 | 宮原治作 |
| 田中征男 | 123 | 西沢勇志智 | 158 | 古島敏雄 | 14 | 宮原佑弘 |
| 棚橋源太郎 | 30,170 | 西野みよし | 76 | 朴木佳緒留 | 69,87,92,118,191, 198,200,202,203, 210,216,222, 227,232 | 宮原健雄 |
| 谷口琢男 | 12,106 | 西山哲治 | 27 | 朴沢三代治 | 20,63,86 | 宮原綱村 |
| 田結庄順子 | 203 | 二宮喜美恵 | 230 | 細谷俊夫 | 37,219 | 宗像誠也 |
| 千野陽一 | 175 | 野田満智子 | 30,170,175,230 | 甫守謹吾 | 158 | 村田泰彦 |
| 千葉昌弘 | 20 | 野田松平 | 174 | 甫守ふみ | 158,165 | 森 ます美 |
| 常見育男 | 6,10,11,12,13,19, 20,28,29,63,68,70, 83,99,107,110, 112,121,166,173, 208,229 | 野村泰代 | 203 | 堀内敬三 | 142 | 森下一期 |
| | | 野村芳兵衛 | 27 | 堀尾輝久 | 192,194 | 森本文恵 |
| | | | | | | 【ヤ 行】 |
| 角田一郎 | 224 | 橋口 菊 | 106 | 堀口きみ子 | 76 | 安田雅子 |
| 利谷信義 | 211 | 橋本紀子 | 79,192,205 | 堀越千代 | 86 | 谷田部順子 →今村順子 |
| 留岡清男 | 91,92 | 長谷川淳 | 124 | 本間良助 | 81 | 柳 昌子 |
| 友安亮一 | 175 | 林 勇記 | 104 | | | 山川菊栄 |
| | | 原 正敏 | 124,218 | | | 山口寛子 |
| | | 原田富士子 | 24,30,67,71 | 牧 昌見 | 178 | 山崎 進 |
| 内藤道子 | 206 | 樋口哲子 | 24,25,68,103 | 横山栄次 | 30,170,172 | 山住正己 |
| 内藤誉三郎 | 193 | 平野婦美子 | 26 | 松戸弘子 | 181 | 山田 綾 |
| 中川浩一 | 54 | 平原春好 | 192 | 松本 侃 | 206 | 山田清人 |
| 中川とう | 54 | 深谷昌志 | 12,41 | 丸岡秀子 | 14 | 大和マサノ |
| 中込みよ子 | 128 | 福島四郎 | 144,146 | 丸野竹南 | 152 | 山本キク |
| 中田俊造 | 176 | 福島鑑郎 | 167 | 溝上泰子 | 66,122 | 65,81,125,165, 175,177 |
| 中野 光 | 26 | 福島正夫 | 211 | 三井須美子 | 203,216,218 | 山本禮子 |
| 中橋徳五郎 | 169 | 福田公子 | 66,203 | 満田ユイ | 63,86 | 横畠知巳 |
| 中村紀久二 | 53,195 | 福田須美子 | 47,50,75 | 南 弘 | 169 | 横山悦生 |
| 中屋紀子 | 124,216 | 福原美江 | 4,25,31,104,124, 126,202,203, 210,221 | みやこ | 145,147,160 | 吉田精一 |
| 長尾 糸 | 170 | 藤枝恵子 | 202 | 宮崎礼子 | 15 | 吉田頼吉 |
| 永島利明 | 67,68,93 | | | 宮原きち | 129 | 吉原崇恵 |
| 並木伊三郎 | 75 | | | 宮原小治郎 | 4,24,32,35,45,50, | 依田有弘 |
| | | | | | | 217 |

【ワ 行】

| | |
|-------|-----------------|
| 我妻 栄 | 127,128 |
| 渡辺 滋 | 25 |
| 渡辺辰五郎 | 20,57,63,86,168 |
| 渡部宗助 | 150 |
| 和田典子 | 69,232 |